

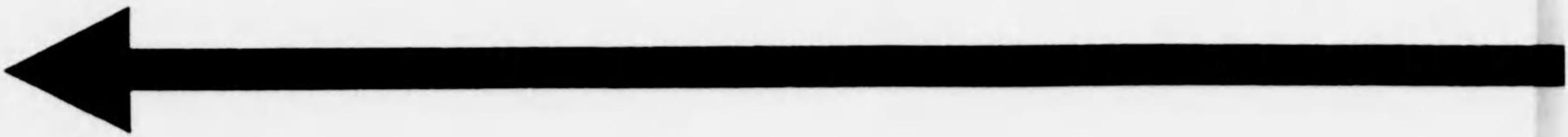
14. 21-132□
1200501155524

14.21
132□

岡縣水産要覽
昭和七年

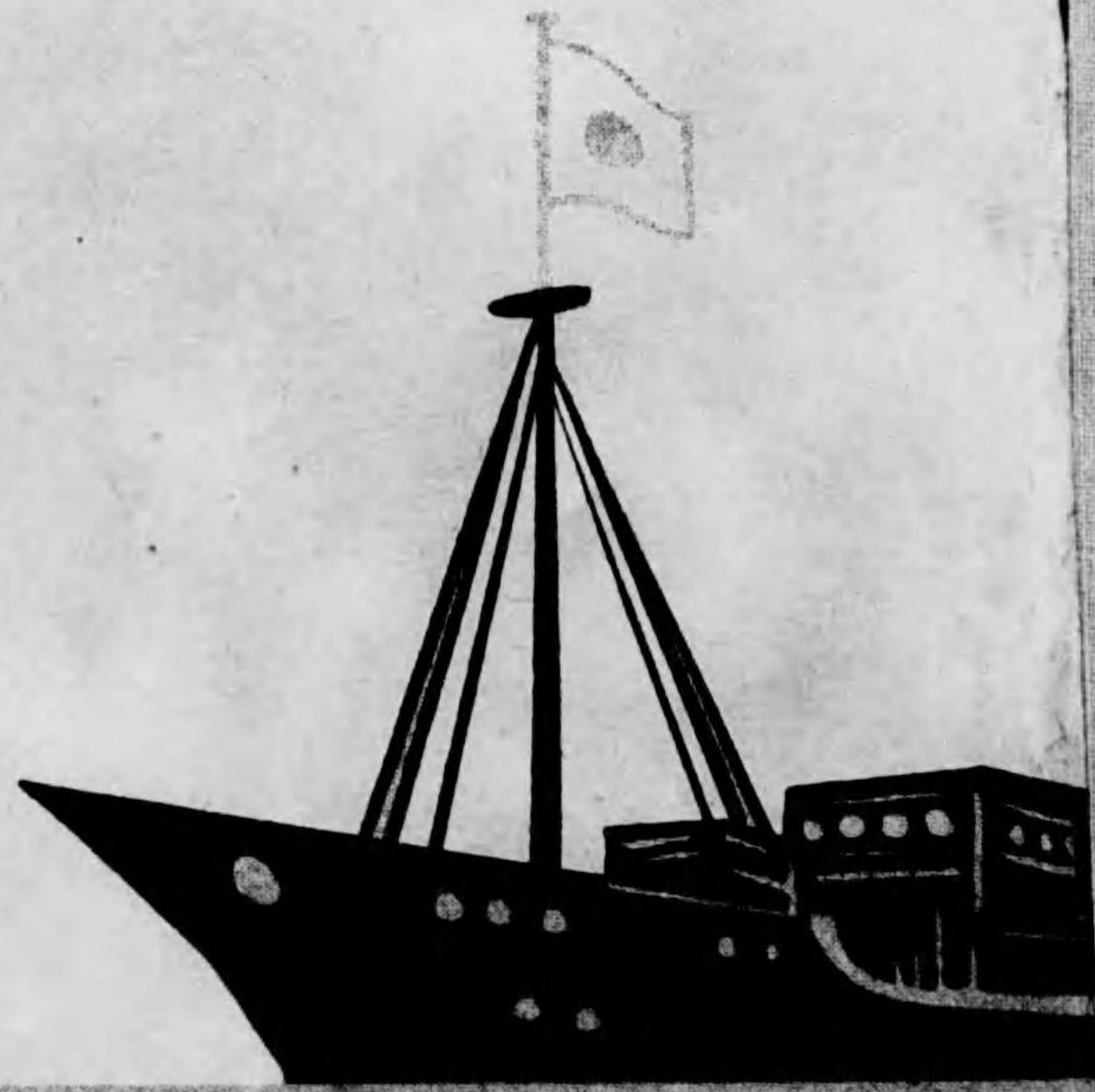


始



靜岡縣

水産要覧



昭和七年

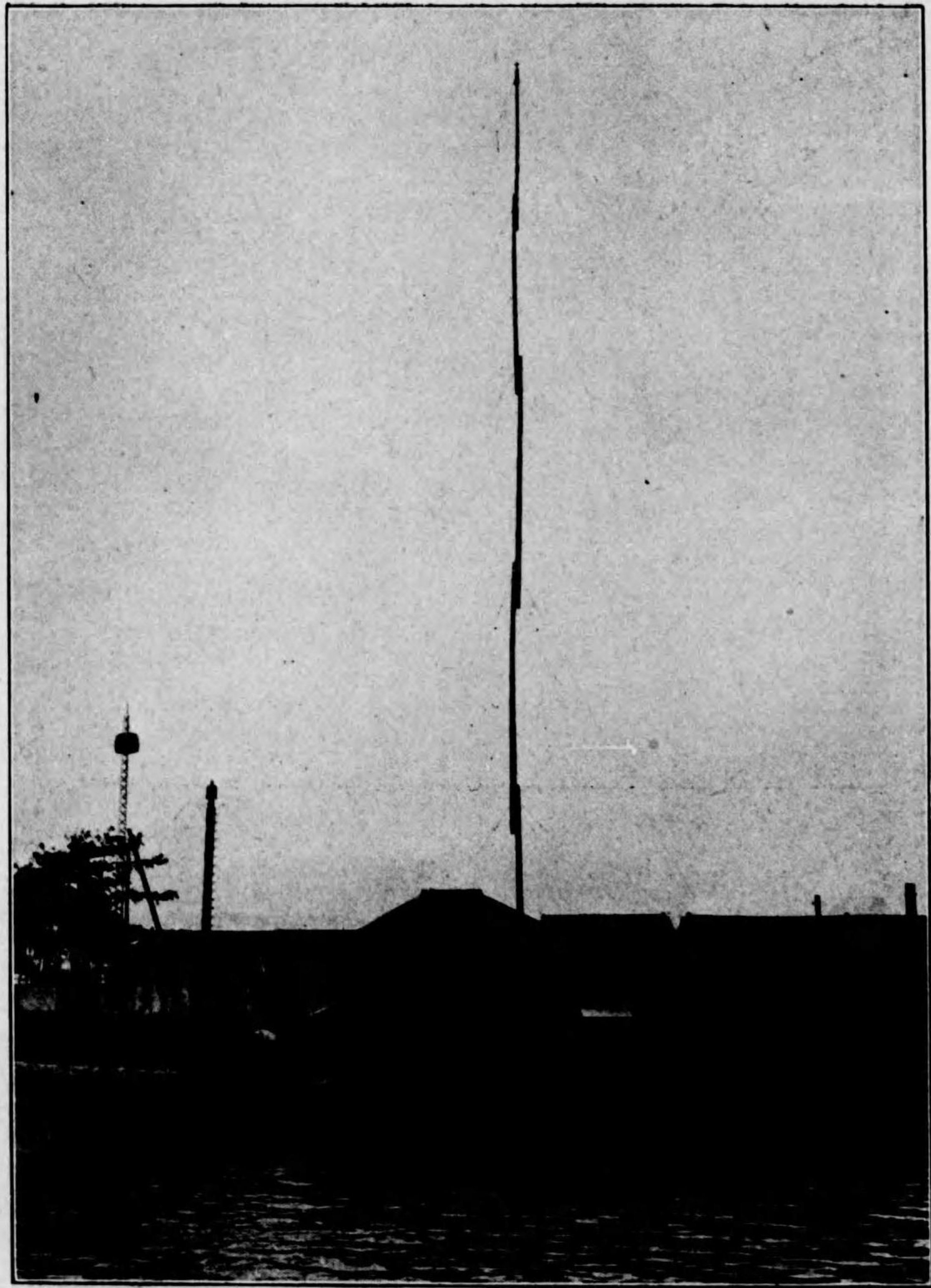
靜岡縣水産課

緒言




水産要覽は大正十二年に刊行されたのであるが、既に十年を経過し業勢は著しい變化を來したので、茲に更めて其の大勢を集録したる。
一、随つて大正十二年刊行の夫れと對照研究すると、一層本縣水産業の盛衰を知る事が出来る。
一、本書に收められた數字は、主として昭和五年度の統計に據つたものである。




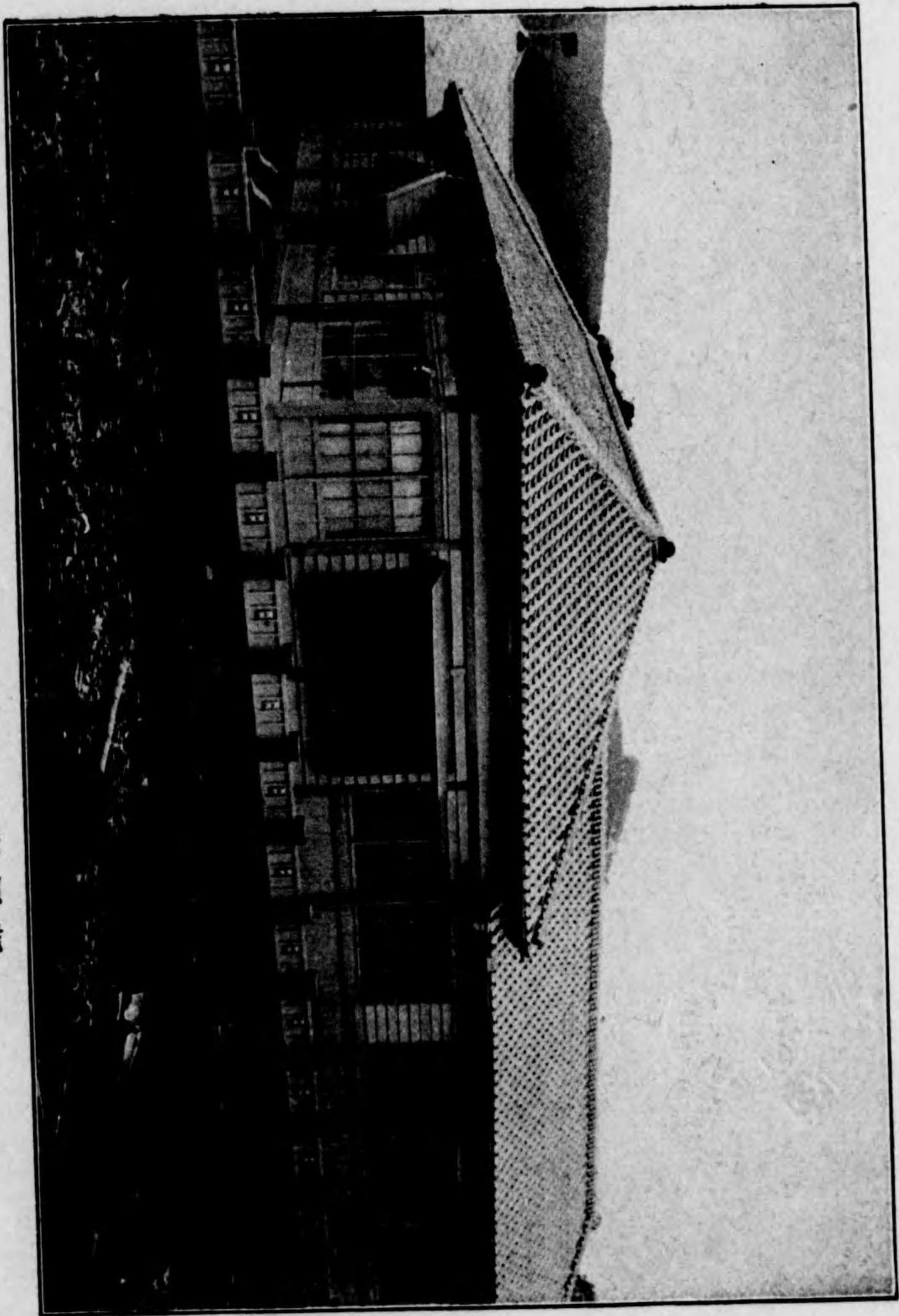


静岡縣水産試驗場

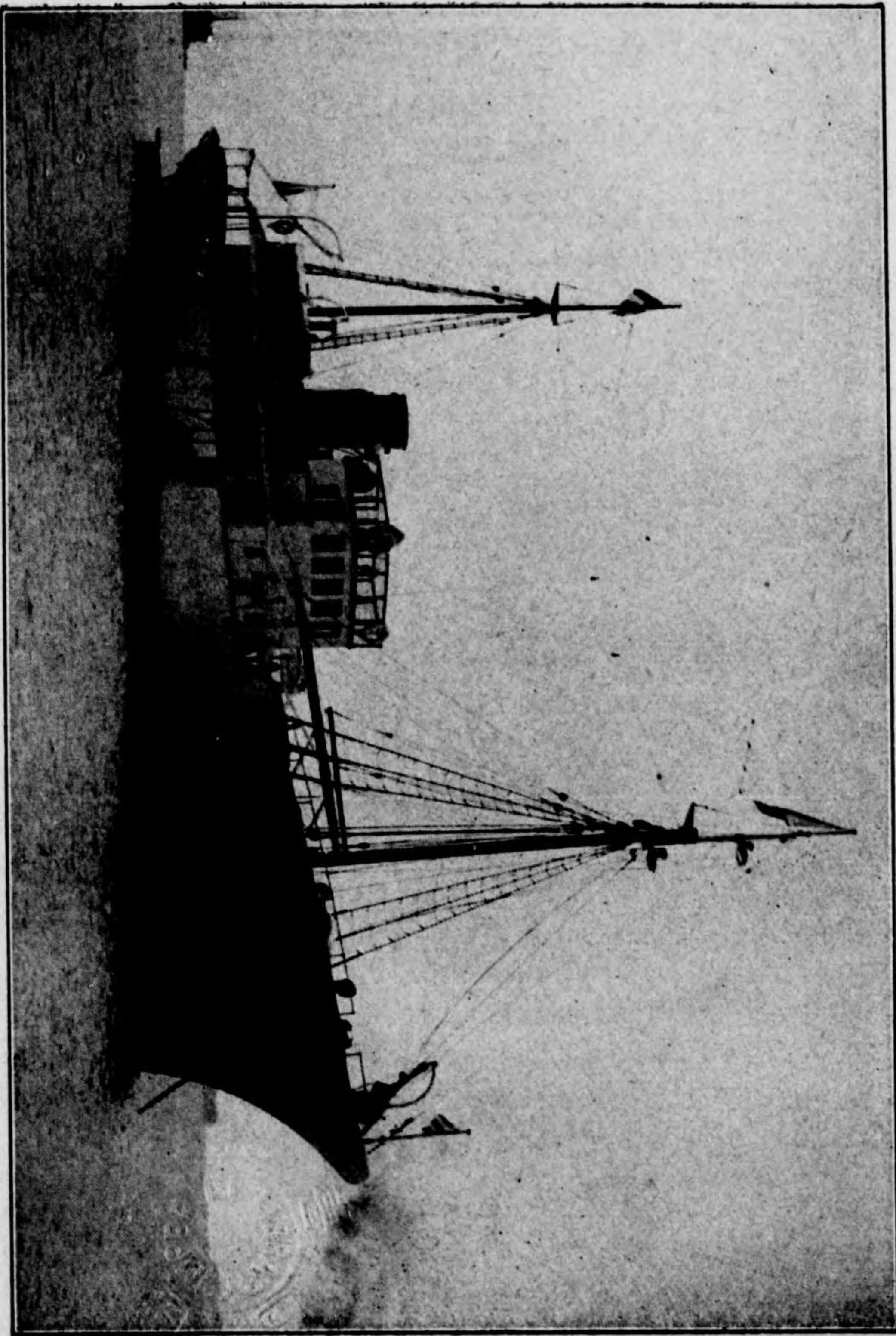
海
言



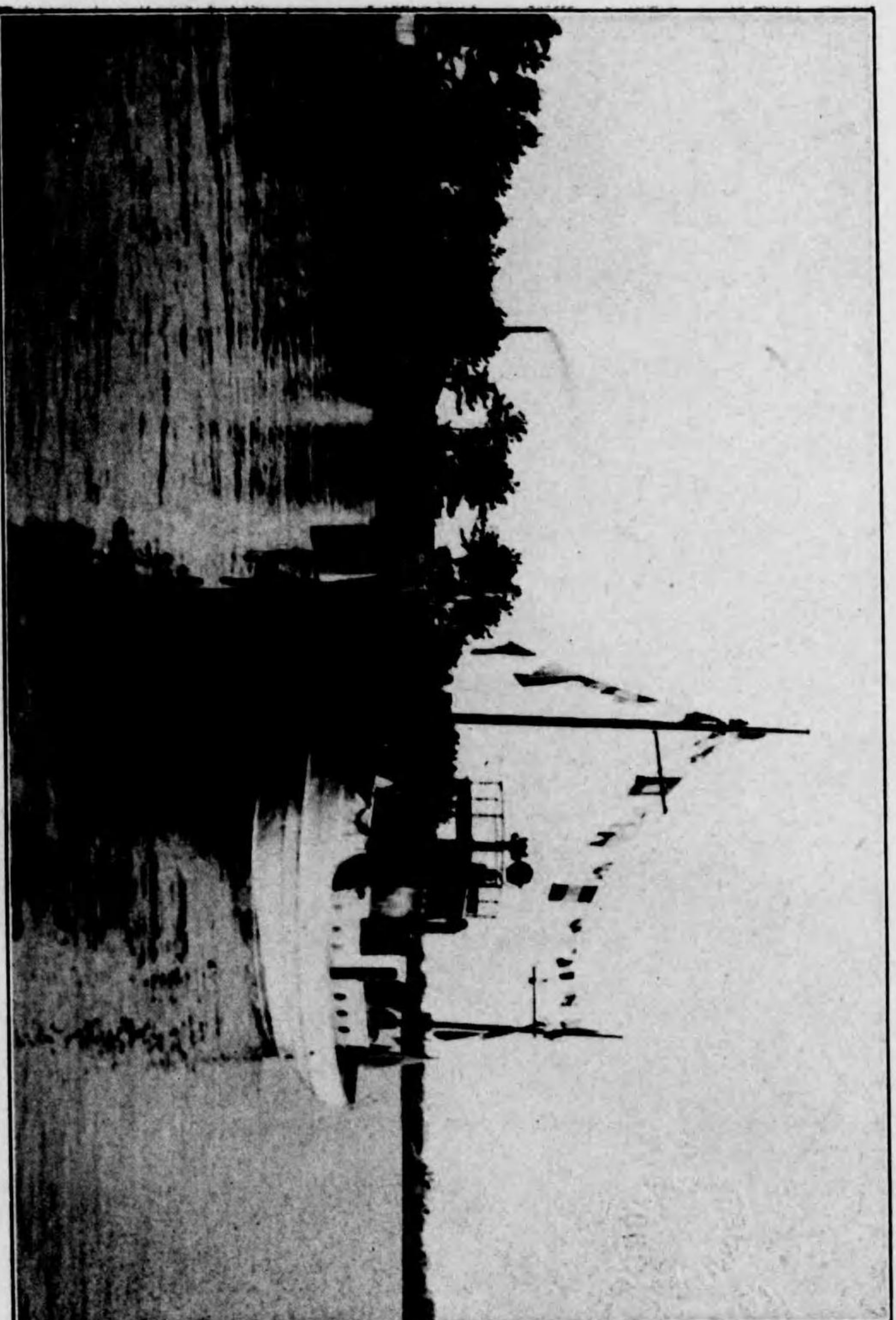
 此の海言は、静岡縣水産試験場の調査報告書の一編として、
 本邦の海産物及び漁業の現状を述べ、その改良に資する
 ことを期す。本報告書は、本試験場の調査員、
 大塚、小島、山本、田中、鈴木、高橋、伊藤、
 木村、佐藤、渡辺、山崎、小林、吉田、斎藤、
 高木、山口、水野、木暮、石川、山口、
 斎藤、高木、山口、水野、木暮、石川、
 山口、斎藤、高木、山口、水野、木暮、石川、
 山口、斎藤、高木、山口、水野、木暮、石川、
 山口、斎藤、高木、山口、水野、木暮、石川、
 山口、斎藤、高木、山口、水野、木暮、石川、
 山口、斎藤、高木、山口、水野、木暮、石川、
 山口、斎藤、高木、山口、水野、木暮、石川、
 山口、斎藤、高木、山口、水野、木暮、石川、




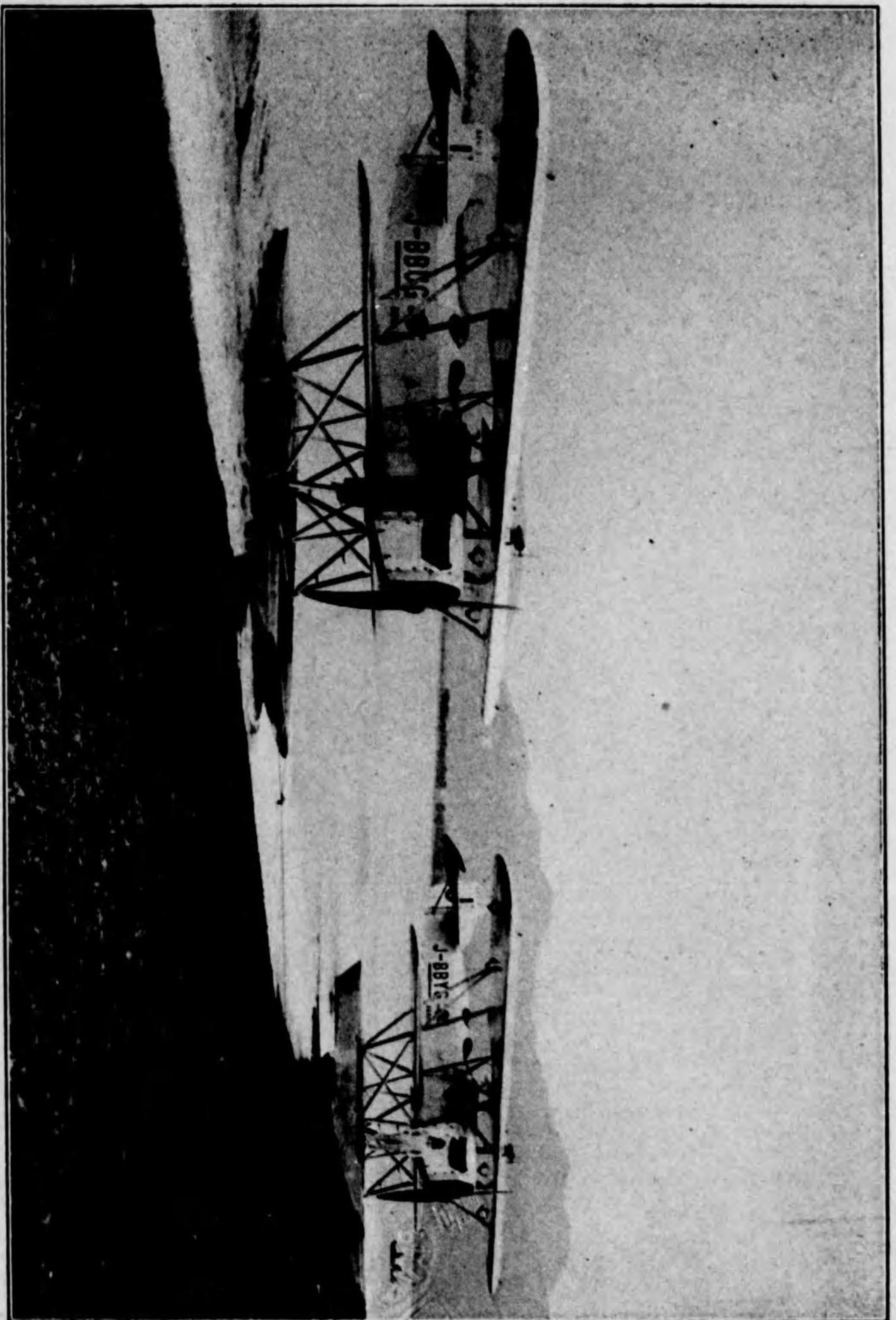
靜岡縣水產試驗場伊東分場



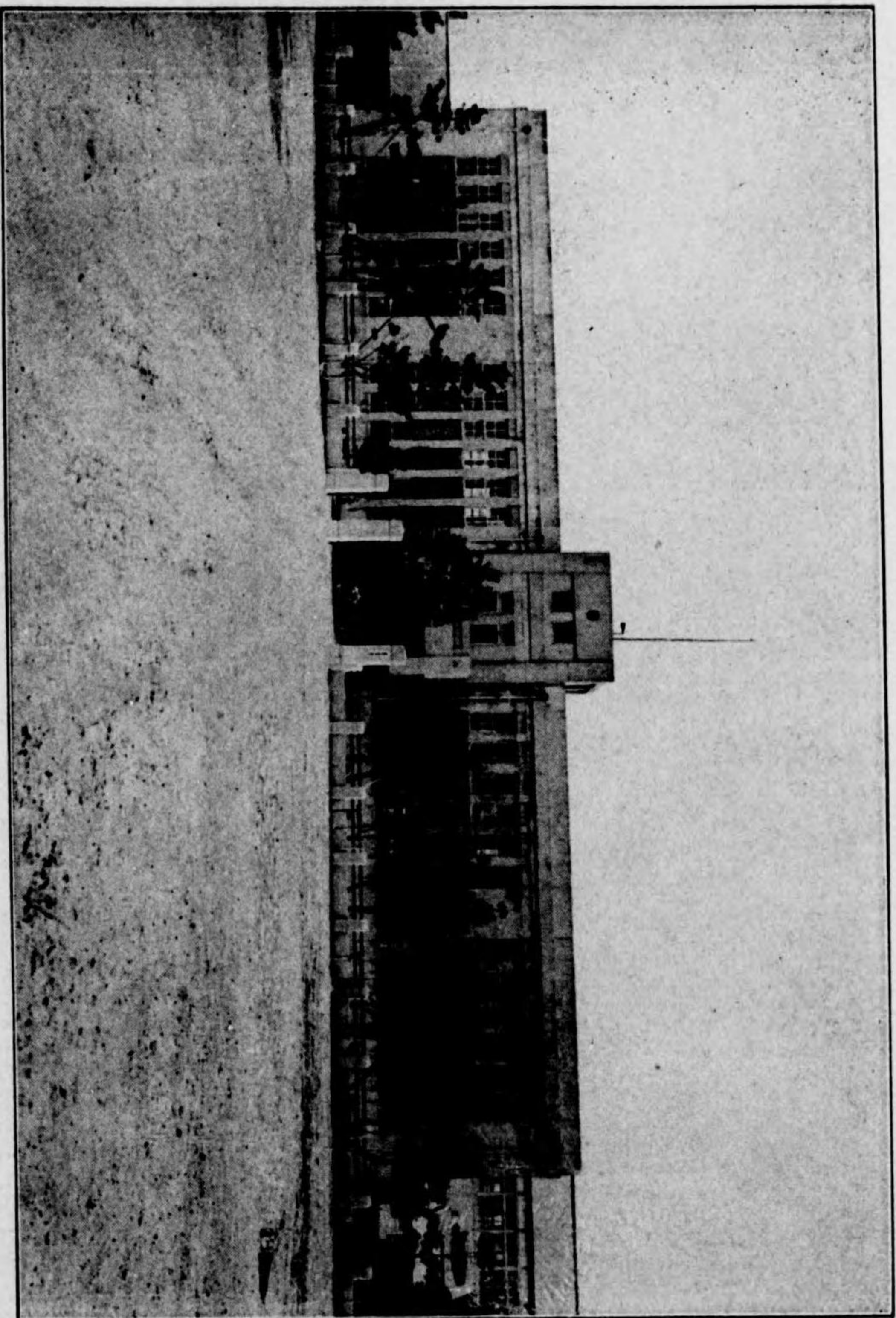
遠洋漁業指導船富士丸 (總噸數七百九十八噸)



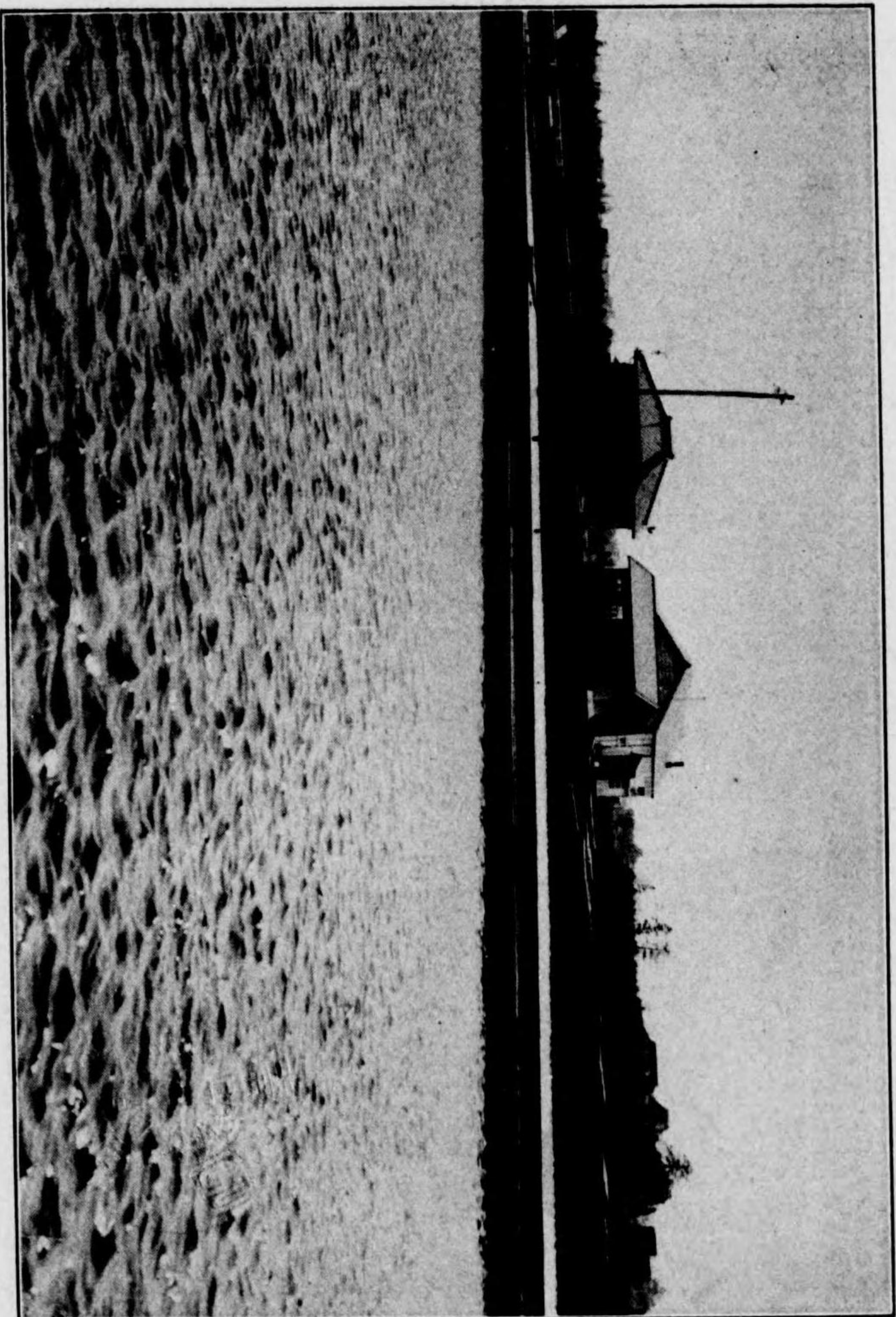
(總噸數七十二噸) 丸龍天船導指業漁岸沿並備警



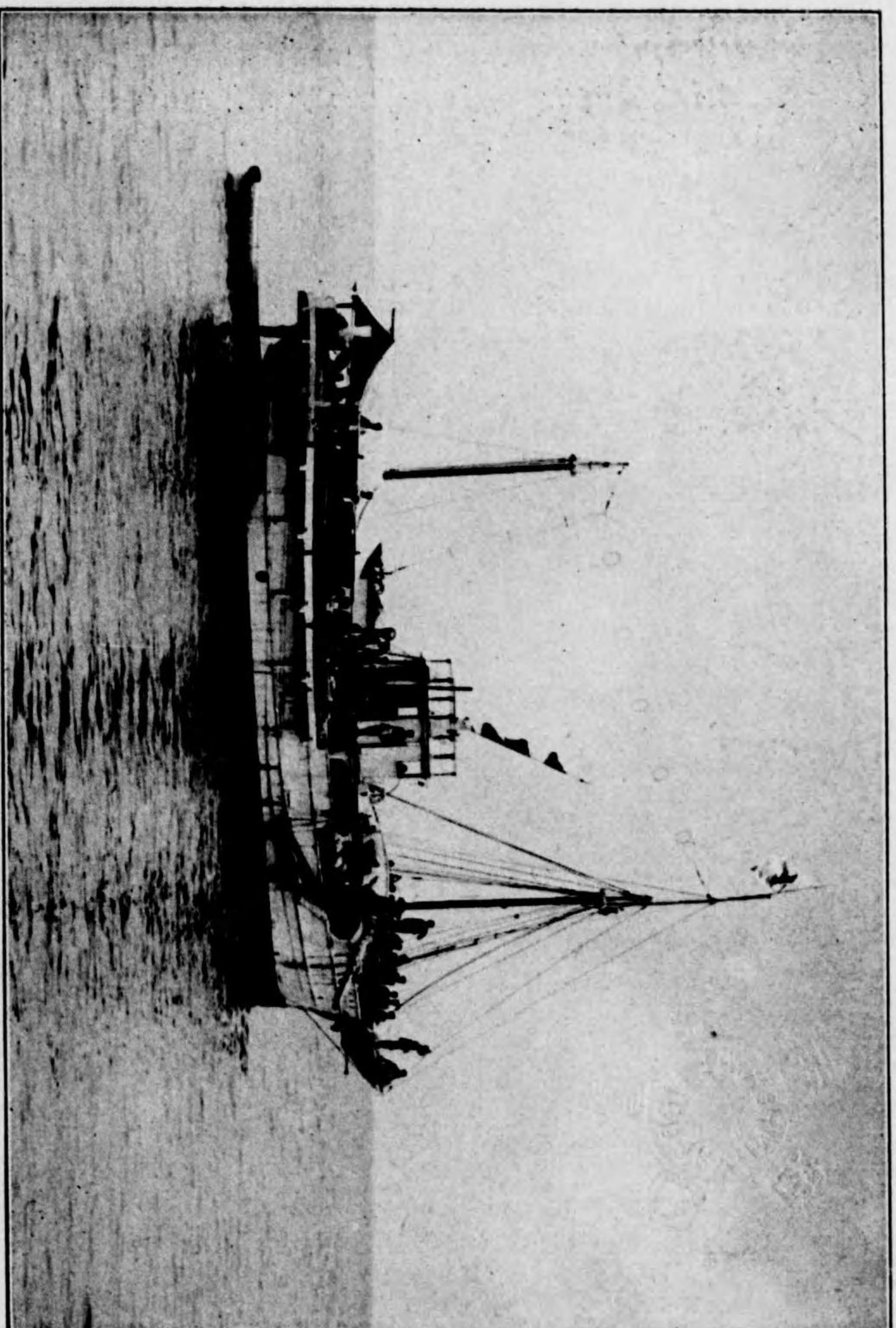
(中島三式水上機) 號勇義機見探群魚



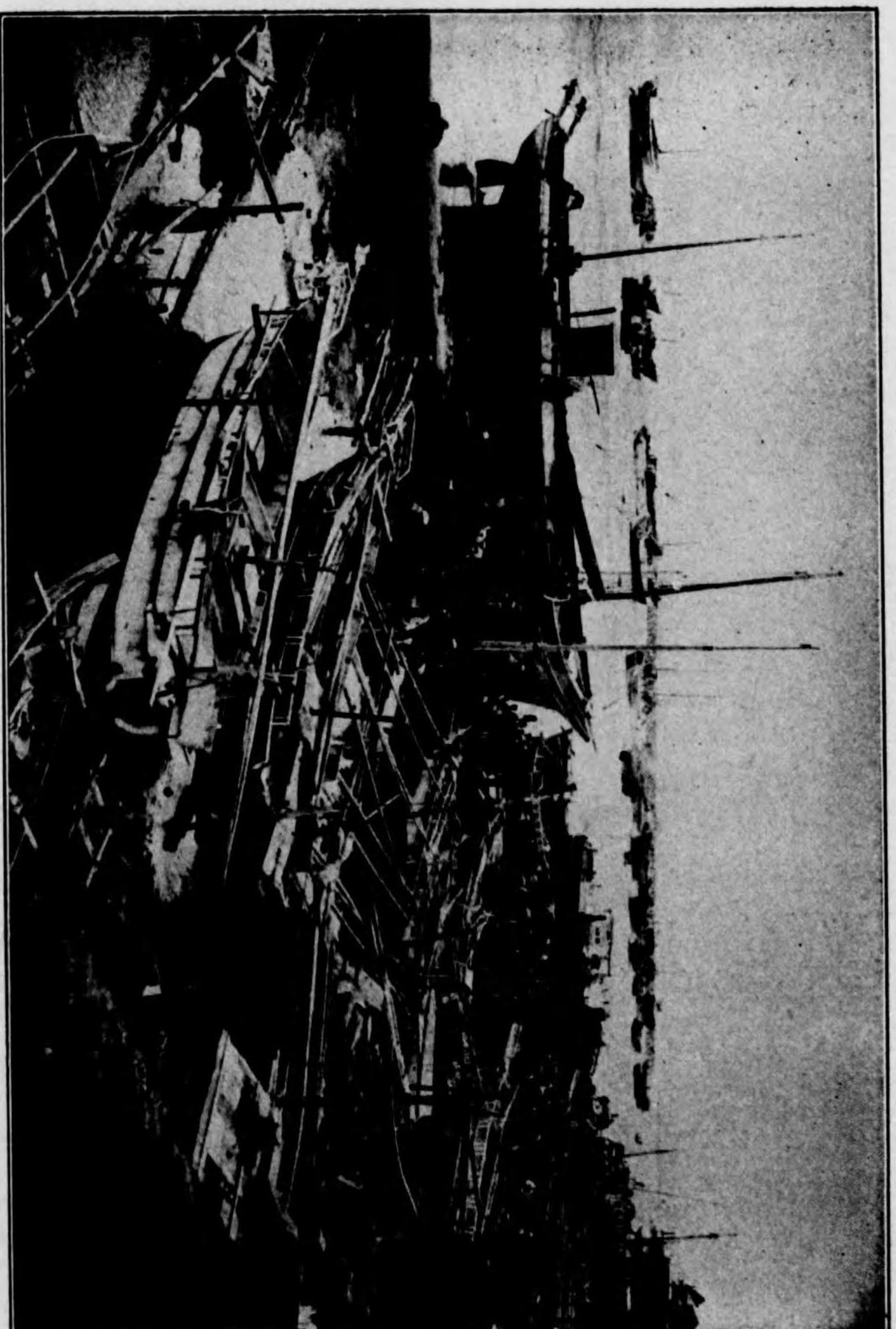
靜岡縣立燒津水產學校



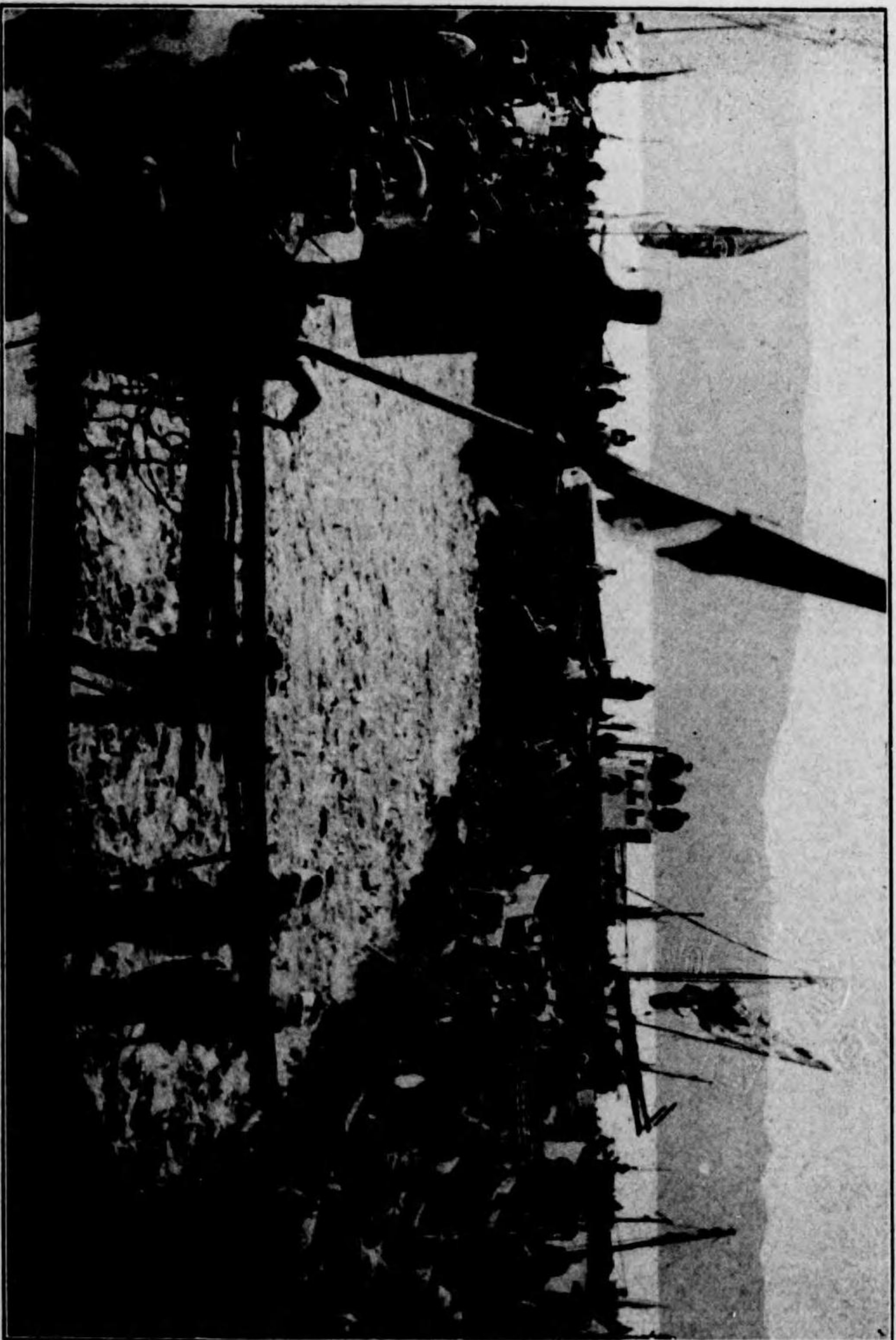
燒津水產學校魚養實習場



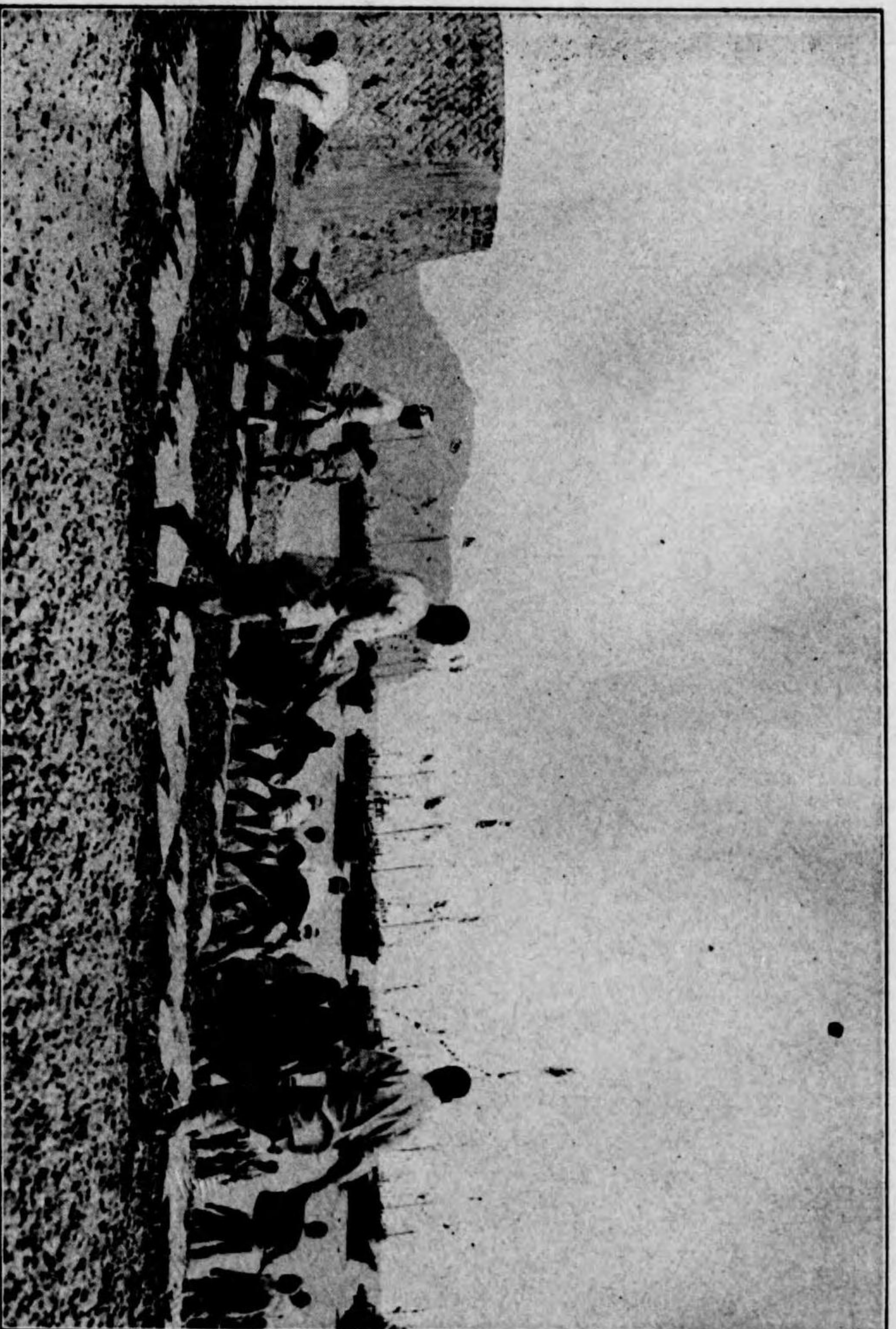
(一六噸七十六噸總) 丸海東船習練校學產水津燒



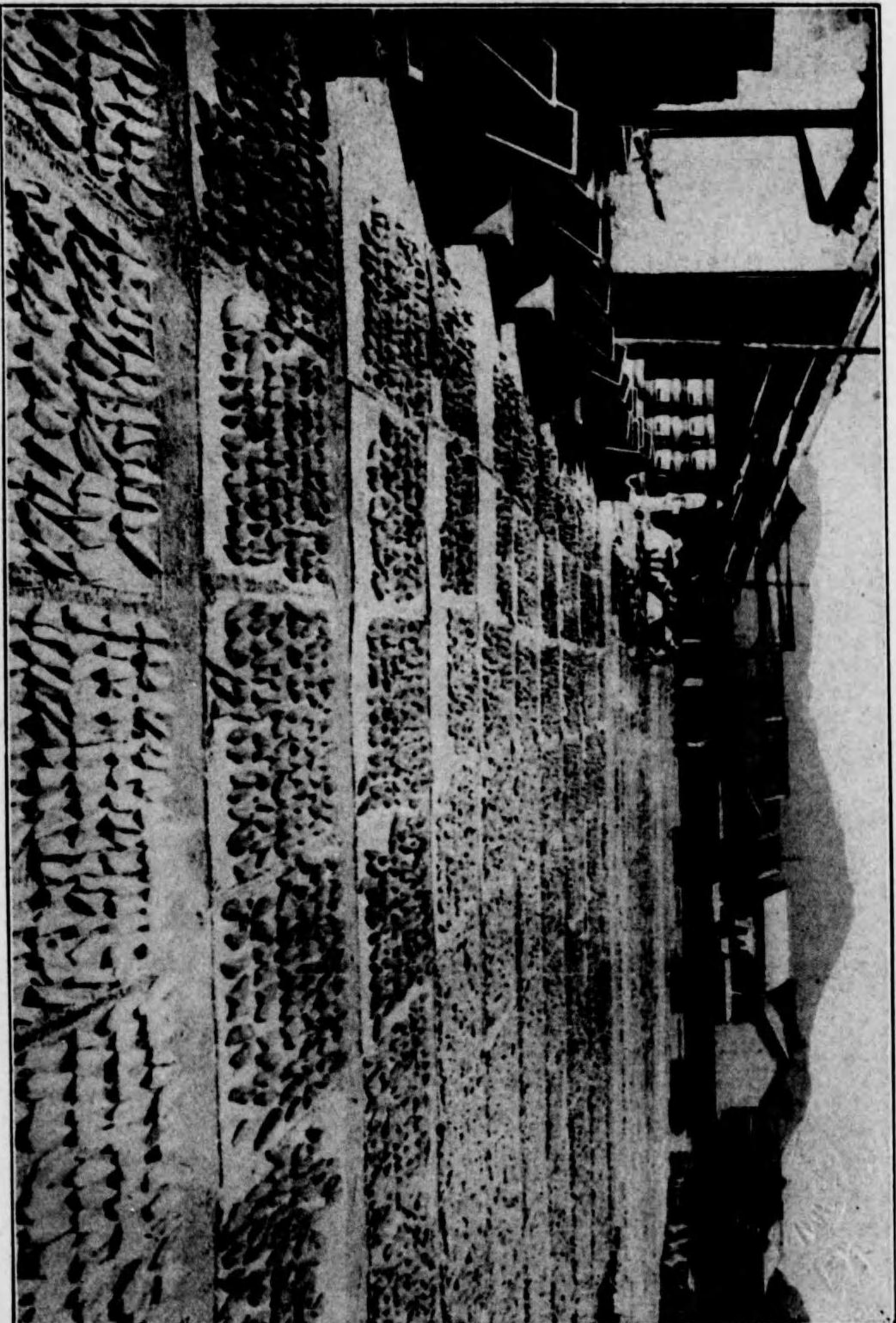
景全港漁東伊



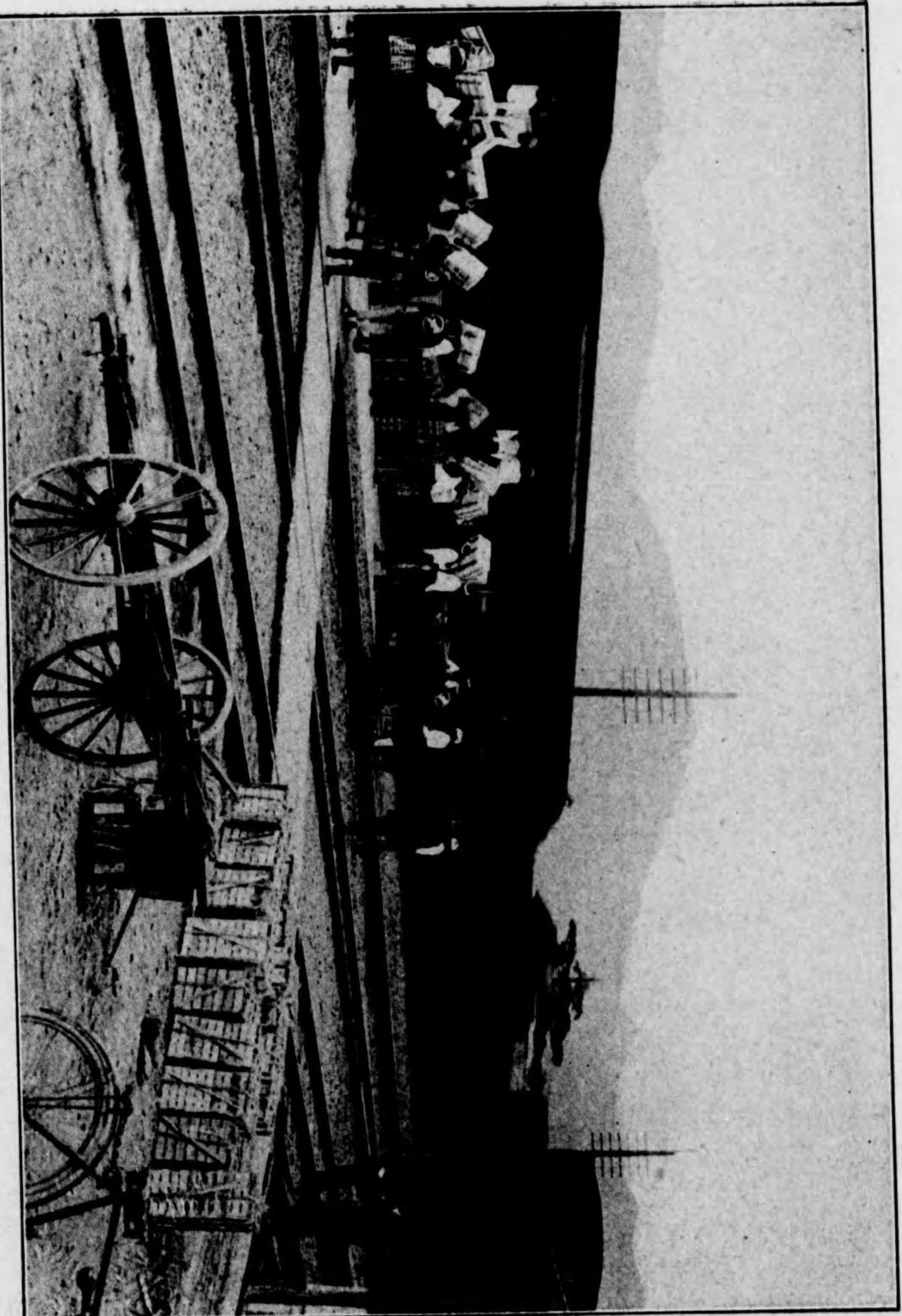
伊東町新井大鱒網漁場



燒津港ニ於テ鱒陸揚場狀況



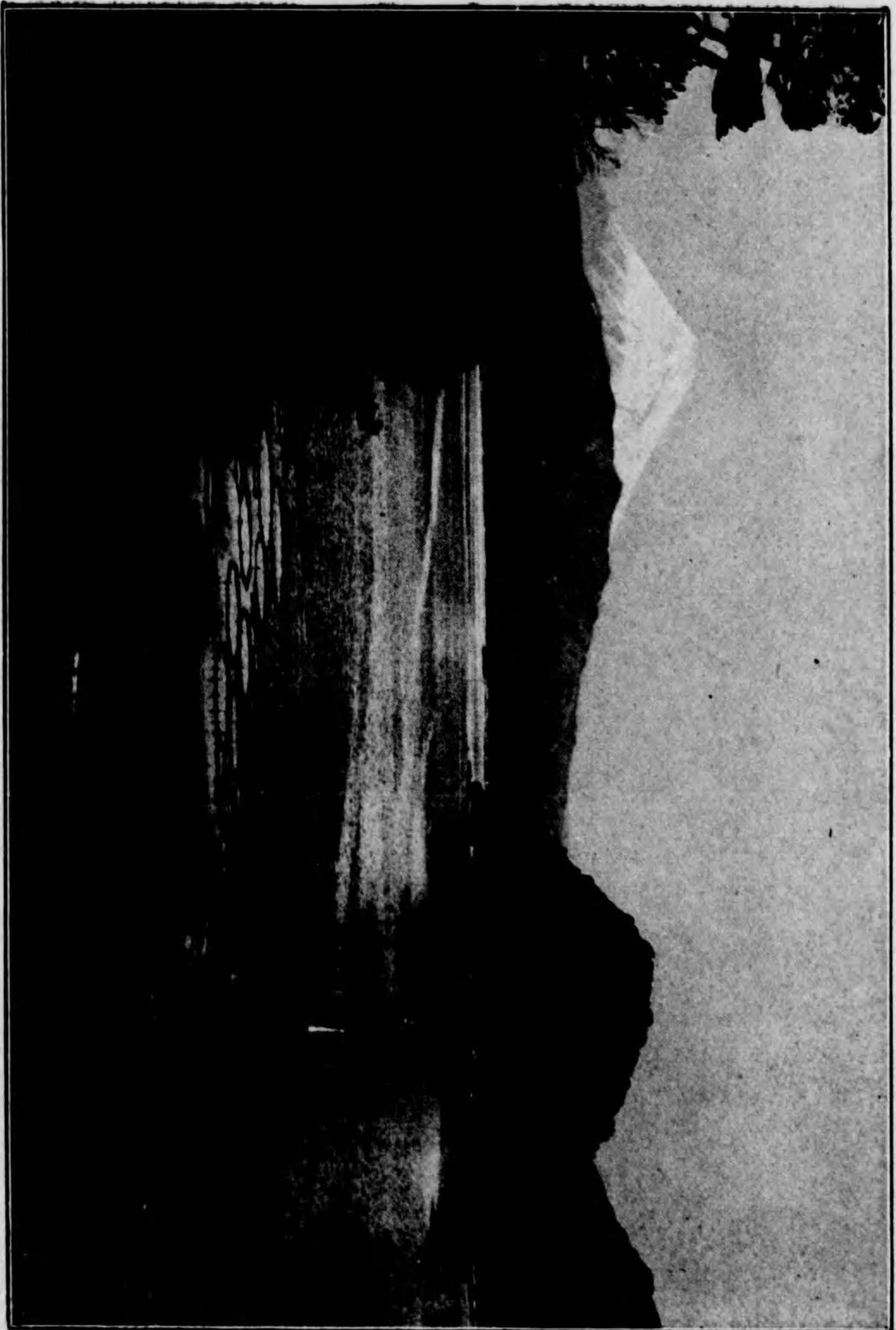
況狀乾日節鯉ルケ於ニ町津燒



況狀込積節利生ルケ於ニ驛津燒



況狀揚取繭養ルケ於ニ町阪舞



場養著鱧料餌ルケ於ニ灣浦内

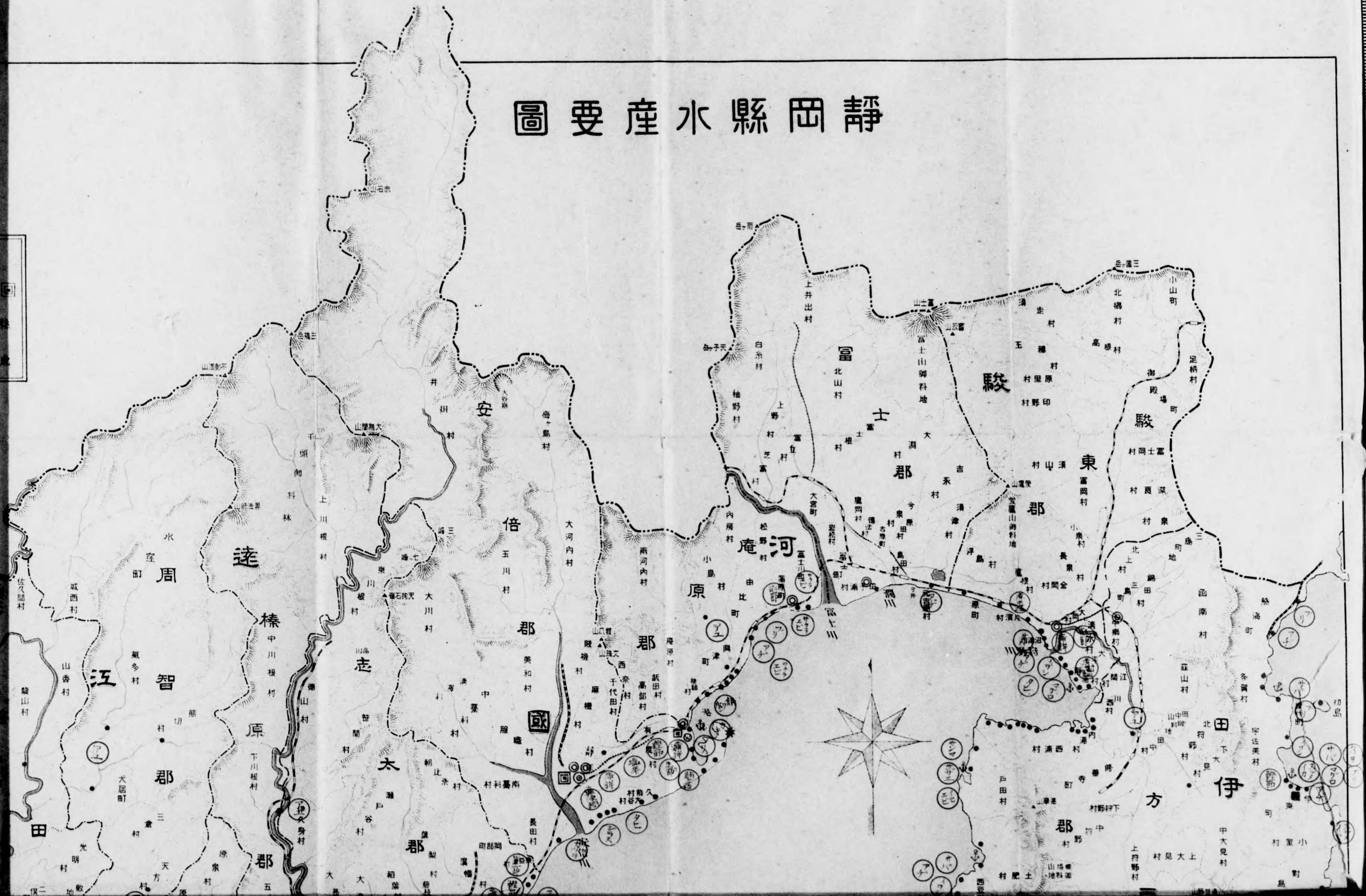
14.21-1320



伊豆網代沖に於ける築磯



靜岡縣水產要圖

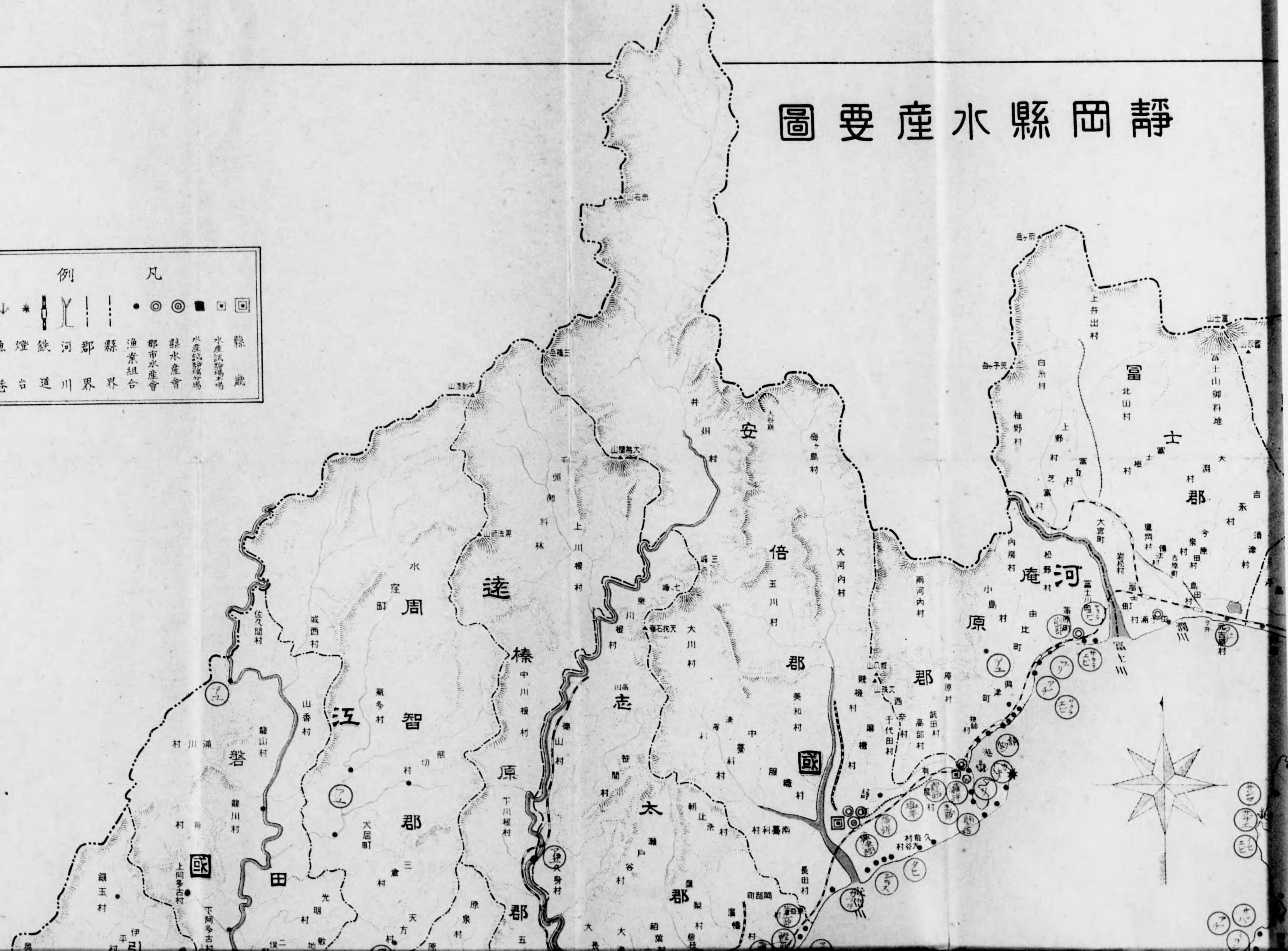


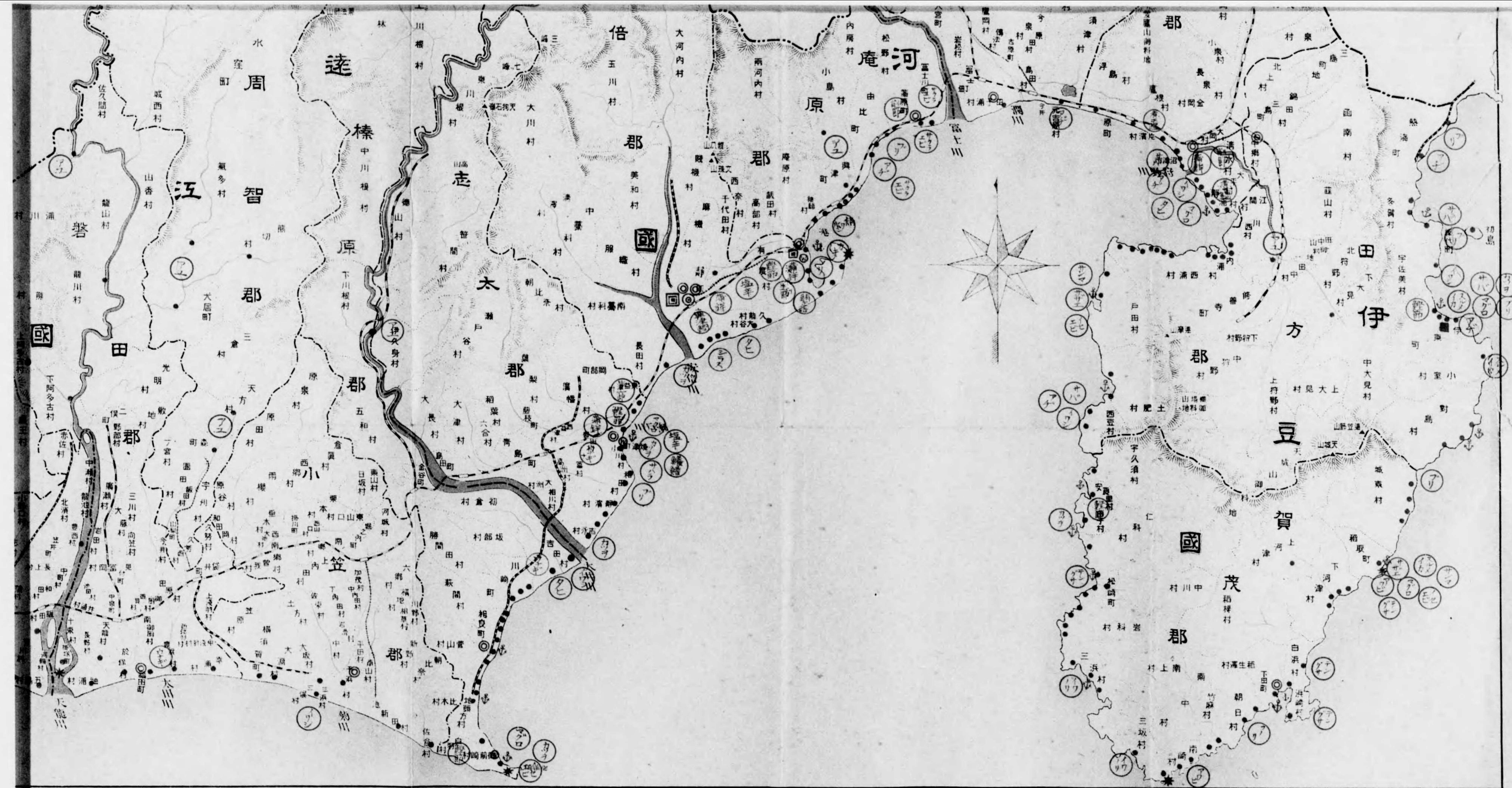
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20

伊豆新代ニ於ルル築機

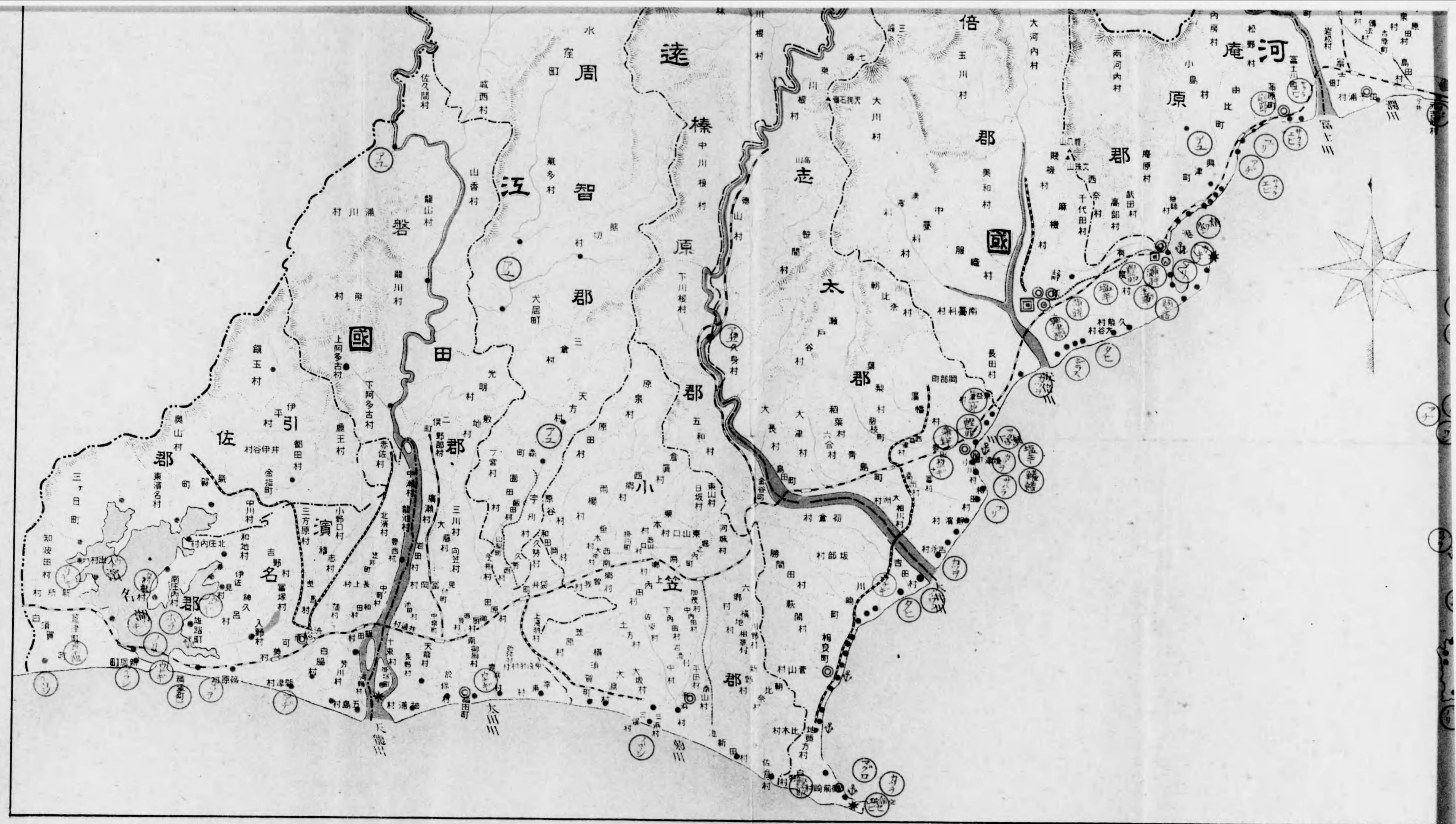
靜岡縣水產要圖

凡		例	
○	↓	*	⊥
●	◎	⊥	⊥
■	□	⊥	⊥
縣廳	水產試驗場	水產試驗場	縣界
水產試驗場	縣水產會	縣水產會	郡界
郡市水產會	漁業組合	漁業組合	河川
漁業組合	燈台	燈台	鐵道
漁業組合	漁港	漁港	私設無線電信所





利根川
前橋
前原
前橋



水窪 町

遠

倍

河

磐

五

智

榛

志

郡

郡

原

村川

龍山村

山香村

氣多村

中川

山志

大川

郡

美和村

郡

庵野村

村川

龍山村

龍川村

大居町

下川

原

山志

大川

郡

美和村

郡

庵野村

鎮玉村

上阿多古村

下阿多古村

光明村

三

原

郡

伊久身村

大川

郡

美和村

郡

庵野村

佐

郡

伊引

赤佐村

二

郡

原

五和村

大川

郡

大川

郡

郡

美和村

郡

庵野村

郡

東清名村

三

郡

赤佐村

三

郡

原

五和村

大川

郡

大川

郡

郡

郡

郡

郡

郡

郡

郡

郡

郡

東清名村

三

郡

赤佐村

三

郡

原

五和村

大川

郡

大川

郡

郡

郡

郡

郡

郡

郡

郡

郡

郡

東清名村

三

郡

赤佐村

三

郡

原

五和村

大川

郡

大川

郡

郡

郡

郡

郡

郡

郡

郡

郡

郡

東清名村

三

郡

赤佐村

三

郡

原

五和村

大川

郡

大川

郡

郡

郡

郡

郡

郡

郡

郡

郡

郡

東清名村

三

郡

赤佐村

三

郡

原

五和村

大川

郡

大川

郡

郡

郡

郡

郡

郡

郡

郡

郡

郡

東清名村

三

郡

赤佐村

三

郡

原

五和村

大川

郡

大川

郡

郡

郡

郡

郡

郡

郡

郡

郡

74.21-1320

静岡縣水産要覽目次

第一章	總說	一
第一節	位置、面積、地勢	一
第二節	氣候	一
第三節	戶口	二
第四節	生産額	三
第二章	水産業の大勢	四
第一節	水産業の概況	四
第二節	沿岸の狀態と海況	五
第三節	河川湖沼の概況	六
第四節	漁港	八
第五節	重要水族	一〇
第六節	水産業者	一三
第七節	水産物總額	一四
第八節	水産業沿革の概要	一五



第三章 漁業

第一節 漁業者……………二四

第二節 漁獲船……………二四

第三節 漁獲高……………三三

第四節 沿岸漁業……………三三

第五節 遠洋漁業……………三三

第六節 湖沼河川漁業……………三六

第四章 養殖業

第一節 養殖業者……………四一

第二節 養殖場數及養殖高……………四一

第三節 淡水養殖……………四一

第四節 鹹水養殖……………四三

第五節 水產增殖……………四三

第五章 水產製造業

第一節 水產製造業者……………五〇

第二節 水產製造高……………五〇

第三節 水產製造の概勢……………五二

第六章 水産物の配給施設

第一節 水産物の需給概況……………五五

第二節 魚市場……………五五

第三節 製氷冷蔵事業……………五五

第四節 水産倉庫……………五九

第七章 水産施設

第一節 行政機關……………五七

第二節 獎勵事業……………五七

第三節 漁業處分……………五七

第四節 漁業取締……………五八

第五節 水産試驗場……………五九

第八章 水産教育

第一節 縣立燒津水産學校……………一〇五

第二節 水産補習學校……………一〇〇

第九章 水産關係團體

第一節 水産會……………一〇六

第二節 漁業組合……………一〇

第三節 其ノ他ノ水産団体……………一〇

附 録

水 産 統 計……………一

静 岡 縣 漁 業 取 締 規 則……………三

漁業組合及漁業組合聯合會事務取扱手續……………六

静岡縣漁業共同施設獎勵規程……………三

食 品 卸 賣 市 場 規 則……………四

縣 稅 賦 課 規 則……………四

第一章 總 說

第一節 位置、面積、地勢

本縣は伊豆(七島を除く)駿河遠江の三ヶ國を管轄してゐて、往古から東海の要衝に當つてゐる。東は箱根の天險を堺として神奈川縣に隣り、西は沃野を距て、愛知縣に接してゐる。北は秀麗芙蓉峰を盟主として山岳重疊し、山梨長野の二縣に連つて所謂日本アルプスの一部を形成してゐる。南方は一帯澎湃たる太平洋に面して、石室崎御前崎の二岬によつて深海駿河灣を抱擁し、又愛知縣との境に近く、濱名湖の景勝を收めてゐる。大小の河川は何れも北方の山地に源を發して、太平洋に注ぎ水量豊富であるが概して急流である。

廣袤は東西三十九里六町南北二十九里十九町で總面積五百〇七方里を有してゐる。

第二節 氣 象

地勢北方に高峻な山岳を負つて、南方は太平洋の暖流が沿岸を洗ふ爲、嚴冬酷暑共に中庸を得、平均氣温は十五度以上を示してゐる。氣候此の様に頗る溫和であるが、只だ富士山麓に接する地方は冬帝來ること早くして去るに遅く、又伊豆西海岸及天龍川畔は冬期西風強吹するが、東豆及駿河一帯の

長汀曲浦は冬猶ほ暖かで雪を見ない。

第三節 戸 口

昭和五年十月一日施行の國勢調査に現はれた、本縣の總人口は百七十九萬八千人で

男 九〇〇、六二一人
 女 八九七、一五七人
 計 一、七九七、七七八人

之れを職業別戸數によると次の通りである。

職業別	戸 數	百分率	職業別	戸 數	百分率
農 業	一四一、九八九	〇、四四三%	公務自由業	一八、二一一	〇、〇五七%
水 産	一二、九〇〇	〇、〇四〇	其他有業者	一七、八八七	〇、〇五四
鑛 業	九六八	〇、〇〇三	家事使用人	七三三	〇、〇〇三
工 業	四八、一九〇	〇、一五一	無職	六、二七六	〇、〇二〇
商 業	六一、七四五	〇、一九二	計	三二〇、七〇四	
交 通 業	一一、八〇五	〇、〇三七			

第四節 生 産 額

昭和四年度に於ける本縣生産總額は參億七千萬圓で、全國總生産額百四拾參億圓の二分六厘に當つて各府縣中第十位を占めてゐる。今之れを生産種別に見ると水産は北海道長崎縣に亞で第三位、林産畜産は第八位、農産工業は第九位、蠶糸業は第十一位、鑛産は第十七位に當つてゐる。昭和五年度は經濟界の不況愈深刻な爲、生産總額は貳億八千七百萬圓となつて、前年度から八千參百萬圓を激減してゐる。

種 別	昭和四年度生産額	昭和五年度生産額	昭和五年度全國順位
工 産	一九九、七〇三、八九八 ^円	一五八、五七八、五二三 ^円	九
農 産	七六、九六二、二〇六	六〇、〇四〇、五七一	九
水 産	三二、七六一、四〇三	二八、一七五、四五八	三
蠶 糸 産	四〇、〇四三、九八三	二〇、五五九、一八八	一三
畜 産	八、七八三、八八七	八、五六七、九五二	七
林 産	九、一七九、〇三八	八、二八六、二九三	七
鑛 産	二、九〇二、八〇三	三、一九三、一八六	一五
計	三七〇、三三七、二一八	二八七、四〇一、一七一	九

備考 昭和五年度の全國總生産額は百〇八億九千三百十四萬圓であつて前年に比較すると三十四億二千五百二十八萬圓二割三分九厘を減じてゐる。

第二章 水産業の大勢

第一節 水産業の概況

本縣の海岸線は延々百三十四里の長きに及んで、灣岬長汀地の利を得、黒潮の暖流は沿岸を東に流れて、魚介豊かに到るところ好漁場をなしてゐる。即ち伊豆の沿岸は概ね火山質で、奇岩巨礁が所在に起伏して屈曲も多く、海水も亦深い關係から、洄游性魚族の來游を目的とする定置漁業に適して、鱒、鮭、鱈等の漁獲が多い。又石花茶鮑龍蝦等の貴重水族の蕃殖を見るのである。之れに反して遠江及駿河の西部沿岸は、屈曲に乏しく所謂長汀曲浦の砂濱で遠淺なため、古から地曳網漁業が發達して鱈、鯆、鯖、鯛等の漁獲に富んでゐる。併し近時機船底曳網漁業の發達に伴つて、兩者の間に著しく利害の衝突を來す様になつたことは遺憾である。又富士川を中心とする駿河灣沿岸の櫻蝦は本縣の特産として知られるところである。

一方本縣は南に伊豆七島、南方諸島を距て、遙に小笠原群島を控へて、遠洋漁業上天與の位置を占め、當業者の努力と相俟つて其の興隆は全國に冠絶するところであつて、焼津、御前崎、田子等は其の中心をなしてゐる。

轉じて養殖方面を見ると、濱名湖沿岸に於ける養鰻業の隆盛は世人周知のことであるが、近時大井

川の下流に當る焼津、吉田を中心に流水式養魚が著しく擡頭して、特に品質の良好を以て京濱市場に聲價を博してゐる。

又水産製造に於ては焼津節伊豆節の名は、夙に全國市場を風靡するところであるが、最近生利節節は名産蒲鉾と共に其の生産は躍進的であり、山比、蒲原の櫻蝦は貿易品として神戸、大阪から輸出せられ、又とんぼ鮪の油漬罐詰は海外嗜好品として、一兩年來勃興して來たもので、冷凍鮪と共に其の前途を注目せらるゝところである。

第二節 沿岸の状態と海況

一、沿岸の状態

伊豆の沿岸は平地に乏しく、斷崖絶壁は直に海に迫るため、海底も亦其の影響を受けて岩礁到るところに起伏してゐる。百尋線は極めて沿岸に接近して、所在に漁船の定繫に便な小港灣をなしてゐるが、駿遠の地は富士、安倍、大井、天龍の大河之れを灌溉して沃野は遠く開け、沿岸は遠淺の砂濱で屈曲の見る可きものもなく、百尋線は距岸數里の沖合にある。縣の西に偏在して我國第四の大湖濱名湖を擁してゐるが、今切水道によつて遠州灘と通じ、湖口の舞阪は遠州地方唯一の良港となつてゐる。石室崎と御前崎によつて圍まれた駿河灣は清水江浦の良港を控へ、灣央の紺碧は優に千尋を超ゆるものがあるが、灣口に當る瀬の海は二十五平方哩の廣袤で、其の最淺部は僅に百尺前後鮪

二、海況
 鯨の好漁場として知られてゐる。

富士火山脈は伊豆半島を遠く南方洋上に走つて七島、南方諸島を基布してゐる。寒暖の二潮流は此の障壁を巡つて交錯し、海況頗る複雑を極めてゐる。四五月より晩秋にかけては暖流卓越して、水温は十五度前後から二十六七度に迄上昇し、比重も亦一、〇二四五から一、〇二六前後を示すのである。併し爾後は次第に寒流が勢力を得て、二月には最低水温の十三四度となり、一、〇二六の比重から漸次低下して、四五月の候には往々一、〇二四前後の最低比重を出現するに至るのである。

第三節 河川湖沼

一、河川

本縣の河川は地形上北方山地に其の水源を養ひ、南流して田園の養分を集めて海に注ぐのが常である。只だ狩野川は天城山中から北流して駿河灣に河口を開いてゐる。概して水量は豊であるが急流で舟楫の便には乏しい。共、温水性魚族の蕃殖には適して隨所に銀鱗の影を認められる。富士、安倍、大井、天龍を始めとして大小の河川は六十餘流を數へ、其の延流程は實に六百二十餘里の長きに及んでゐるが、水産上重要なものは左の十二水系である。

水系名	水源地	流末地	延流程
酒匂川	山梨縣境	駿東郡小山町を経て神奈川縣境に至る	九、二九、三五哩
狩野川	田方郡上狩野村	沼津市	七三、一、五二
潤井川	駿東郡須津村 富士郡上井田村	左岸 富士郡元吉原村 右岸 全郡田子浦村	二六、三〇、三九
富士川	山梨縣八ヶ岳	左岸 富士郡田子浦村 右岸 庵原郡蒲原町	二〇、三、一四
興津川	庵原郡兩河内村	左岸 庵原郡興津町	一三、一一、三六
巴川	安倍郡千代田村	右岸 清水市	一五、二一、三八
安倍川	左岸 安倍郡梅ヶ島村 右岸 全郡井川村	左岸 静岡岡市 右岸 安倍郡長田村	四六、二七、五九
瀬戸川	志太郡瀬戸谷村	左岸 志太郡東益津村 右岸 志太郡燒津町	二五、六、〇〇
大井川	山梨長野縣境白根山	左岸 志太郡吉永村 右岸 榛原郡吉田村	六一、二〇、〇〇
太田川	周智郡三倉村	左岸 磐田郡豐濱村 右岸 全郡福田町	六四、二一、五〇
天龍川	長野縣諏訪湖	左岸 磐田郡掛塚町 右岸 全郡袖浦村	七八、二一、〇〇
都田川	引佐郡鎮玉村	左岸 引佐郡氣賀町 右岸	二六、二七、〇九

二、湖沼

湖沼の主なものゝ次の如くで、其中漁業上最も重要なものは濱名湖である。本湖は西遠の沃野に圍まれた我國第四の大湖で、水面積八千町歩、往古は純淡水湖であつたが、明應、永正の地震海嘯によつて湖海相通して半鹹水湖になつたことは、普く人の知るところである。都田川之れに注ぎ夙に風光の美と魚族の蕃殖を以て顯はれてゐる。

湖沼名	位	置	周	圍	面	積
濱名湖	濱名郡引佐郡			三二、五町		八、〇九二、五八町
佐鳴湖	濱名郡入野村			一、二一		一〇八、二〇
高塚池	濱名郡可美村			一、一八		五六、一一
治郎助沼	濱名郡新津村			一、〇一		未詳
須津沼	富士郡須津沼			一、二一		未詳

第四節 漁港

沿岸の状態に付ては既に第二節の項で述べた様に、伊豆は天然の屈曲に富み、而も海水深くして到る處小漁船の碇泊に便であるが、之に反して駿遠の地は概ね遠淺の砂濱で、風浪を防ぐに足る岬灣に乏しく、僅かに西端の舞阪港を除いては、漁港として見る可きものがない。しかし何れの港灣でも天

然の儘では充分に其の効果を期待することが出来ない許りでなく、漁業の發展に伴つて、漁船も次第に大型となつた關係から漁港の修築擴張は勿論、漁獲物の陸揚げ漁業必需品の積込み等陸上設備の必要を痛感する様になつた。輓近伊東、下田、清水、沼津及相良漁港等既に修築工事を施行し又は着手中のものもあるが未だ其の規模が狭小で充分とは云ふことが出来ない。因つて本縣では昭和四年度から水産課に漁港調査係を設け、主要漁港の調査に着手して、縣下漁港網の完成を計劃し以て將來の漁業發展に備へてゐる。

現在漁港と稱す可きものを掲げると左の通りである。

港名	所在地	港種	地先漁船數	一ヶ年水揚高	摘	要
下田港	賀茂郡下田町	河港	九五	七九七、〇〇〇 ^町	調査中	
稻取港	稻取町	海港	二七二	八八九、〇〇〇	調査中	工費二十八萬圓を以て防波堤修築の計畫中
子浦港	三濱村	海港	一一六	九二、〇〇〇	調査未了	
松崎港	松崎町	河港	九〇	九六、〇〇〇	調査未了	
田子港	田子村	海港	一八七	五六三、〇〇〇	調査中	
安良里港	安良里村	海港	一三九	一六〇、〇〇〇	調査中	
伊東港	田方郡伊東町	海港	二六六	四八八、〇〇〇	第一期工事として六十二萬圓を以て防波堤を修築し目下第二期工事の計畫中	
網代港	網代町	海港	二四一	六一九、〇〇〇	調査中	
土肥港	土肥村	海港	一四四	三六五、〇〇〇	計畫中	

のり	てんぐさ	いか	かき	あわび	えくらま	いせえび	えさくら	あゆ	うなぎ	ぼら	
自至四月十二月	自至四月	自至九月五月	自至四月	自至三月十月	自至十二月	自至十月四月	自至十月五月	自至六月	自至三月	自至九月四月	
	自至九月	自至九月	自至六月	自至十月	自至八月	自至八月	自至九月	自至十一月		自至七月	
	月	月	月	月	月	月	月	月		月	
濱名湖	伊豆沿岸	伊豆沿岸	清水灣濱名湖	伊豆沿岸	濱名湖	伊豆沿岸	駿河灣	縣内河川	縣内河川及濱名湖	伊豆沿岸内浦灣	
摘探	潜水器、裸蟹	釣、大謀網		潜水器、裸蟹	網、夜打瀬	刺網	揚繰網	張網、投網、瀬	筒、延繩	敷網、圍日網	
素乾	素乾	鮮魚乾	鮮魚	鮮魚	鮮魚	鮮魚	煮素乾	鮮魚	鮮魚原料	鮮魚	
迄採取を禁止せらる	十一月一日から四月三十日		捕長三寸五分以下を禁止せらる	十一月一日から十二月三十日迄を禁止せらる		探捕を禁止せらる	五月一日から九月三十日迄を禁止せらる	六月一日から九月三十日迄を禁止せらる	其産卵期を保護せらる	十月一日から十一月三十日迄を禁止せらる	十一月一日から翌年四月迄を禁止せらる

第六節 水産業者

縣下に於ける沿海町村は九十ヶ町村で、全町村數三百二十八に對して二割七分の多數を占め、本縣水産業興隆の根源をなしてゐる。而して水産業者數は本業一萬三千戸で、全戸數の三十二萬七百四戸に對し四分に當つてゐる。又水産業者の總數は本業二萬五千八百三人、副業二萬五千四百三十七人、合計五萬一千二百四十四人に上つてゐる。水産業者の最も多いのは、田方、賀茂の兩郡で、志太、榛原、濱名の諸郡之れに亞ぎ、最も寡いのは濱松、引佐の兩地で、周智、靜岡が其れに續くのである。

漁撈	養殖	製造	合計
被業用者主	被業用者主	被業用者主	被業用者主
本業	本業	本業	本業
副業	副業	副業	副業
業者	業者	業者	業者
計	計	計	計
一五、六一、一八、四八	一、二、八、五、九、四	一、二、八、五、九、四	一、二、八、五、九、四
一、八、七、三、七、二、五	二、四、九、八、三、三	二、四、九、八、三、三	二、四、九、八、三、三
一、九、〇、八、五、二、四	八、三、九、七	八、三、九、七	八、三、九、七
二、一、八、五、九、四	一、一、二、八、五、九、四	一、一、二、八、五、九、四	一、一、二、八、五、九、四
二、三、〇、三、三、九、八	二、一、七、五、六、九	二、一、七、五、六、九	二、一、七、五、六、九
三、〇、〇、四、七、七、一	四、一、八、四、二	四、一、八、四、二	四、一、八、四、二

第七節 水産物總額

昭和五年度に於ける水産物の總額は貳千八百拾七萬餘圓で、本縣總生産額貳億八千七百四拾萬圓の約一割を占め、水産業者一戸當貳千八百拾四圓、一人當壹千〇九拾貳圓に當つてゐる。更に之れを業種別に見ると左表の如く、沿岸漁業は總額の二割五分、遠洋漁業は一割九分、水産養殖は七分、水産製造は四割九分を占めてゐるのである。沿岸及遠洋漁業の漁獲高は大正十四五年度を轉期として漸減の傾向を示してゐるが、之れに反して水産養殖及水産製造は一般經濟界不振の折柄にも拘らず、逐年増加の道を辿つてゐる。

業種	價額	業種	價額
沿岸漁業	六、八六一、八五八 ^円	水産製造	一三、八〇九、五一二 ^円
遠洋漁業	五、五〇七、〇〇七	計	二八、一七五、四五八
水産養殖	一、九九七、〇八一		

又之れを郡市別に見るときは

郡市別	價額	郡市別	價額
田方郡	三、一九四、六五七	富士郡	一八四、一三六
賀茂郡	二、八七八、五六九 ^円	駿東郡	七七七、一三八

で志太郡は九百六拾七萬圓に上つて總額の三割強に達してゐる。之れに亞ぐのは田方、庵原の兩郡で何れも參百萬圓を超え、賀茂、濱名の二郡は貳百萬圓以上で五六位を争ひ、榛原、清水、沼津は各百萬圓以上を示してゐるが其の他の郡市は何れも百萬圓以下で、引佐、小笠、濱松、周智の郡市は拾萬圓にも及ばない。

第八節 水産業沿革の概況

本縣の水産は其の沿革甚だ古いのであるが、文献の明かでないものがあるので、茲には明治年代以後の主なるものを摘録することとした。即ち次の通りである。

年次 概況
 明治十七年 河川に於て毒流しによる水産物の採捕を禁止せらる。

郡市別	價額	郡市別	價額
庵原郡	三、二〇〇、六二一	濱名郡	二、三七五、六二四
安倍郡	四〇二、九三一	引佐郡	六一、四五九
志太郡	九、六七〇、八八五	静岡市	四五三、三一三
榛原郡	一、九八一、〇七〇	濱松市	三二、一三六
小笠郡	四三、〇八九	沼津市	一、〇七四、一四七
周智郡	一一、九七四	清水市	一、五八四、五五七
田方郡	二四九、一五二	計	二八、一七五、四五八

明治十九年

縣令による漁業組合規則制定せられ、白須賀漁業組合外二十組合及静岡縣漁業組合聯合會の設立を見る。

同二十二年

漁業取締規則制定せらる。

同二十三年

静岡縣漁業組合聯合會を静岡縣漁業組合取締所と改稱せらる。

同二十六年

眞珠貝蛤蚶貝採捕取締規則制定せらる。

第一回静岡縣水産品評會開催せらる。

同二十七年

静岡縣漁業組合取締所に於て本縣水産誌編纂せらる。

同二十八年

焼津田子に於ける鯉節製造の發達に鑑み静岡縣鯉節製造傳習所を設け、後進各地に於ける鯉節製法の改良を圖る。

同三十二年

服部倉次郎氏濱名郡舞坂町に鰻養殖を試む、之れ本縣淡水養殖の濫觴である。

同三十三年

眞珠貝蛤蚶貝の採捕禁止寸法を定めらる。

同三十四年

川島瀧藏氏等帆船萬福丸百七十五噸を以て鮪鯉釣及捕鯨業を試む。

同三十五年

水産業指導開發の目的を以て水産巡迴教師を設けらる。

同三十六年

濱名湖に於ける採藻取締規則制定せらる。

同三十七年

漁業取締規則を改正し許可漁業の種類を定めらる。

同三十八年

水産試験場を濱名郡新居町に設置せらる。

同三十六年

漁業法の發布に伴つて各都市に水産組合及静岡縣水産組合聯合會設立せらる。

同三十七年

漁業取締規則改正せらる。

同三十八年

新居町の水産試験場を縣廳内に移轉し、養殖部を新居町に設けらる。

同三十九年

水産試験場鯉兒配布規程制定せらる。

同四十年

焼津町遠洋漁船に氷の使用始まる。

同四十一年

漁業組合經費出納規程制定せらる。

同四十二年

静岡縣水産組合聯合會に於て、本縣沿岸漁場圖を調製す。

同四十三年

打瀬網漁業取締規則制定せらる。

同四十四年

水産試験場養殖部講習生規程制定せらる。

同四十五年

水産試験場指導船富士丸木造二十五噸を建造し、石油發動機を据付けらる。之れ我國に於ける發動機付漁船の嚆矢である。

同四十六年

水産試験場漁撈部を安倍郡清水町に設けらる。

同四十七年

静岡縣遠洋漁船獎勵規程制定せられ、遠洋漁業の開發に努む。

同四十八年

「いせえび」の採捕禁止期間 自七月一日を自五月一日と改正せらる。至九月三十日 至九月三十日

同四十九年

水産試験場漁撈部遠洋漁業練習生規程制定せらる。

同五十年

水産組合聯合會に於て清水町に發動機漁船々員養成所を開設し漁船々員の養成を圖

同四十二年

遠洋漁業の發達に伴つて伊豆式根島に東京、千葉、神奈川の三府縣と聯合して經費六萬圓を以て漁船の避難設備を行ふ。
静岡縣遠洋漁船獎勵規程を改正し、二十噸未満漁船の補助を中止す。
濱名湖調査に着手し、同四十四年調査完了濱名湖調査報告書發刊せらる。
駿東郡須走村に寒天製造所を設け、寒天製造試験を行ふ。
高知縣中川治平氏田方郡網代町に始めて鱒大敷網を布設し好成績を擧ぐ。
新居町の水産試験場養殖部を廢して、田方郡内浦村重須に鹹水養殖試験所を設置せらる。

同四十三年

同四十四年

櫻蝦揚繰網漁業、鮎鯉揚繰網漁業、篝火棒受網漁業の三漁業を許可漁業に加へらる。
漁業取締規則改正せらる。
漁業法施行規則第五十條による許可漁業の名稱を定めらる。
櫻蝦揚繰網漁業を許可漁業より除かる。
水産試験場を安倍郡清水町に移轉せらる。
てんぐさの採取禁止期間 自十一月一日を自十一月一日に改正せらる。
櫻蝦揚繰網漁業を再び許可漁業とせらる。

大正元年

同三年

同四年

同六年

東京殿下内浦の鹹水養殖試験所に行啓あらせらる。
覗水器の使用期間を 自十一月一日とし、又定置漁業に漁場間の制限距離を設けらる。
櫻蝦揚繰網の許可統數を百八十七統と定めらる。

同七年

田方郡伊東町に水産試験場鯉節製造試験所を設置せらる。
餌料鱈養獎勵金交付規程制定せらる。
伊東漁港第一期修築工事着手せらる。

同八年

縣水産組合聯合會に於て、鯉節、鯉荒粕、天草、煮干鱈、櫻蝦の五種目に付き製品検査を行ふこととなる。

同十二年

櫻蝦揚繰網の許可統數を百九十六統に変更せらる。
燒津漁業組合を優良漁業組合として、農商務大臣より選奨せらる。

同九年

電流を使用して水産動植物の採捕を禁止せらる。
水産試験場内浦鹹水養殖試験所を閉鎖せらる。
水産試験場指導船第二世富士丸木造スチーム船百五十八噸を建造し、無線電信を裝置せらる。
燒津町東海遠洋漁業株式會社所屬鯉漁船、第二大洋丸に百馬力のダイセル機關を据付けらる。之れ我國に於ける漁船ダイセル機關据付のトップを切つたものである。

同 十一年 水産會法の施行によつて從來の郡市水産組合及縣水産組合聯合會を、夫々郡市水産

會縣水産會に組織を變更せらる。

水産試験場構内の無線電信發受信装置完成せらる。

鯉漁船に鐵船の建造を見る。

志太郡焼津町に乙種の町立焼津水産學校の設立を認可せらる。

榛原郡御前崎村鯉漁船松島丸五十三噸八月二十三日、南方諸島島にて大暴風雨に遭難、乗組員四十八名は船体と共に行方不明となる。

指導船富士丸南洋マリアナ群島に於ける鮎鯉漁場調査の爲出動す。

九月一日の關東地方大震災に、伊豆東海岸漁村は大被害を蒙り漁船、漁具、船揚場等の復舊に努む。

縣水産會に於て漁業遭難救濟規程制定せらる。

同 十三年 漁業取締規則改正の結果築漁業を禁止し、又てんぐさの採取禁止期間を自十月一日至四月卅日と變更せらる。

全國養殖大會を濱名郡舞坂町に開催せらる。

同 十四年 全國漁業組合大會を志太郡焼津町に開催せらる。

焼津漁業組合及焼津信用購買利用組合所屬第三川岸丸に無線電信電話を裝備せらる

水産試験場に於て傳書鳩を利用し、漁業の聯絡通信を行ふ。

町立焼津水産學校を縣に移管し、甲種に昇格せらる。

商工水産課新設せらる。自十一月一日に付、知事の許可を得たる者に限り四月中に採取することを得る様改正せらる。

昭和元年 篝火揚網漁業、鵜使漁業を許可漁業に加へられ、覗水器を用ふる鮎懸釣漁業を禁止漁業とせらる。

船鑑札規則施行細則制定せらる。

静岡縣漁業組合第一回大會を静岡市に開催爾後毎年開かる。

伊東町の鯉節製造試験所を賀茂郡下田町に移轉せらる。

同 二年 商工水産課より分離して水産課の獨立を見る。

指導船第三世富士丸鋼製ダイヤル船百七十九噸建造せらる。

漁船無線電信電話設置獎勵規程制定せらる。

指導船富士丸冬期に於ける鮎鯉漁場調査の爲、再度マリアナ群島に出動す。

相良漁港修築工事縣費拾八萬圓三ヶ年の繼續事業として着手せらる。

水産試験場に於て魚群探見飛行を開始せらる。

同 三年

同四年

沿岸漁業指導並警備船天龍丸木造ディゼル船二十七噸建造せらる。
郡制廢止に伴つて縣水産會に五名の水産技術員を設け、主要郡市水産會に配置せらる。
「しらす」の採捕禁止期間自一月一日を自一月一日に変更せらる。
榛原郡吉田村に於て琵琶湖産小鮎の池中養殖行はる。
伊東漁港工費六拾貳萬圓を以て、第一期計畫完成せらる。
静岡縣養魚同業組合設立せらる。
琵琶湖産小鮎の河川移殖放流を行ふ。
水産試験場に於て南洋ボルネオ近海の鮪鯉漁場調査の爲富士丸出動す。
縣下漁港網の完成を圖る爲、水産課に漁港調査係を設けらる。
食品即賣市場規則制定せらる。
縣令による漁業共同施設獎勵規程制定せらる。
水産試験場に於て輸出向トンボ鮪油漬罐詰を製造し、紐育市場に試賣して好評を博す。
天皇陛下には本縣産業教育行政御視察の大御心を以つて五月二十八日より一週間に亘り行幸あらせられ、親しく水産の各方面をも覽せらる。又指導船富士丸は内浦に於て御乗船の光榮に浴す。

同五年

海防議會より魚群探見用飛行機として、中島式三座水上機義勇、第八、第九の兩機を貸與せらる。

水産試験場指導のもとに輸出向トンボ鮪の油漬罐詰工場新設せらる、其の後斯業の有望なのに鑑みて、清水、焼津に續々設立を見る。

海軍省より驅逐艦白露の拂下げを受け、駿河灣口瀬の海に魚礁として沈設す。

水産試験場に於て養鰻原料の不足に鑑み、揚子江産種鰻を上海より輸入し、福岡、濱松間の空中輸送を行ひ、當業者に分譲す。

十一月二十六日伊豆大震災の爲、沿岸各漁村再び被害を蒙る。

縣會に於て昭和六年度から二ヶ年の繼續事業として、工費六萬貳千八百圓を以て水産試験場の改築を決議せらる。

同六年

賀茂郡下田町に於ける水産試験場鯉節製造試験所を閉鎖せらる。

海軍省より潜水艦二隻の拂下げを受け、伊豆見高沖及遠州白羽沖に魚礁として沈設す。

水産試験場に於て濱名湖産稚鮎の河川移殖放流を施行す。

榛原郡御前崎漁業組合の陸上無線電信装置完成す。

昭和七年
稻取漁港修築工事工費貳拾八萬圓を以つて、昭和六年度より三ヶ年の繼續事業として着手す。

榛原郡吉田村川尻に水産講習所養魚實習場設置せらる。
沿岸漁業警備船（鋼製四十噸二百五十馬力ディゼル機關二臺据付速力十五浬）の建造費六萬六千八百圓を縣參事會に於て議決を見る。
榛原郡御前崎村に中央氣象臺海洋觀測所を設置せらる。

第三章 漁業

第一節 漁業者

漁業者の總數は四萬二千六百三十四人で、水産業者總數の八割三分強の多數を占めてゐる。内本業者は二萬一千六百九十八人、副業者は二萬〇九百三十六人であるが、漁業者の最も多いのは伊豆の兩郡で、夫々七千人以上、志太、榛原の兩郡は各五千人前後で之れに次ぎ、最も少いのは引佐、周智の順序で、何れも三百人未滿であつて、濱松は全然漁業者を有しないのである。

第二節 漁船

一、漁船數

漁船の總數は九千八百十八隻で、漁業者總數四萬二千六百三十四人に對比すると、四人三分に付、

漁船一隻を有する割合である。右の中動力付漁船は一千九百三十五隻、無動力船は七千八百八十三隻で、無動力船四隻に付て動力船一隻の比を示してゐる。動力付漁船の多いのは田方、賀茂の兩郡で、沼津志太、榛原、駿東の郡市は之れに次いで何れも百隻以上を有してゐる。又無動力船の多いのは賀茂、濱名、田方の三郡で夫々一千隻以上を有しており、駿東、榛原、志太、庵原、清水の郡市は之れに續いて三百五十隻から九百隻内外を示してゐる。近年漁船の總數は漸減の傾向であるが、其の内容を見ると船型は年々増大し、殊に動力付漁船の増加著しいものがあつて、漁業の發展と安全を期する上から見て却て喜ぶ可き現象である。

郡市別	無動力漁船	動力付漁船	計	郡市別	無動力漁船	動力付漁船	計
賀茂郡	一、五四二	三八六	一、九二八	周智郡	二二六	一六	二五二
田方郡	一、二二三	五一四	一、七四七	磐田郡	一、五一四	九七	一、六一一
駿東郡	七五五	一三八	八九三	濱名郡	二六九	三	二七二
富士郡	二三五	五	二四〇	引佐郡	一一七	六	一二三
庵原郡	三八八	九九	四八七	静岡市	—	—	—
安倍郡	一六九	一七	一八六	濱松市	—	—	—
志太郡	四一六	一九九	六一五	沼津市	七九	—	—
榛原郡	四三九	一七八	六一七	清水市	三二二	—	—
小笠原郡	一六九	五	一七四	計	七、八八三	—	—
						一、九三五	九、八一八

二、動力付漁船の沿革と現況

本縣發動機付漁船の濫賜は明治三十九年のことで、本縣水産試験場指導船第一世富士丸の建造に當つて、石油發動機を据付け遠洋漁業の開發に利用したのに創つてゐる。之れは獨り本縣動力付漁船の興りである許りでなく、我が國動力付漁船の「トップ」を切つたものとして知られてゐる。ところが當時漁業者の間には、因習に虜はれた僻見から種々之れを非難するものもあつたが、試験の結果は極めて良好なのに忽ち賞讃の聲と變り、相競ふて石油發動機を据付る様になつて、大正元年には早くも三百六十七隻を數へ、昭和元年には一千二百餘隻と激増し、今日では實に二千隻に垂んとするの盛況を見るに至つたのである。

又漁場の開拓に伴つて大型漁船は年と共に増加し、大正十二年には鋼鐵船百噸級の建造を見るに至つて機關も次第に改良せられ、從來の燒玉式は無水式となり、更にディーゼル機關の出現となつて、大型漁船の殆ど全部は此のディーゼル機關を据付る様になつたのである。

而して大型漁船の多いのは燒津、御前崎で五十噸から百噸を超え、伊東、田子は二十噸から四五十噸級のものが多く、伊東、沼津、舞坂、稻取等は十噸以上二十噸前後のものが最も多い。發動機付漁船は最初遠洋漁業に利用せられたのであるが、其の後大正十二年關東地方震災を機として沿岸小型漁船にも之れを使用するものが次第に多くなつて、漁船の動力化は今や全く燎原の火の勢ひである。

噸級	昭和元年	昭和五年	噸級	昭和元年	昭和五年
五噸未滿船	四四二	一、二三〇	百噸未滿船	二九	五三
十噸未滿船	二三〇	二七七	百噸以上船	一一	一五
二十噸未滿船	四一一	二七〇	計	一、二〇四	一、九三八
五十噸未滿船	八一	九三			

三、無線電信裝備船

本縣で漁船に無線電信設備を施したのは大正九年で、第二世富士丸が最初であるが、漁場の擴大に伴つて通信と航海の安全を保つ上に非常に利便なので、民間漁船でも續々之れを裝置する様になつた現在では大型漁船三十餘隻に其の裝置を見ることゝなつて、清水、燒津、御前崎の陸上無線電信局や聯絡各府縣と協調して漁況通信の交換を行つてゐる。

設備船局名	呼出符號	電 話	設備年月	所 有 者 氏 名
燒津陸上局	J O F	電話 一、二〇〇	大正十四年六月	燒津漁業組合
第三川岸丸	J B B B	電話 五〇〇	大正十四年六月	有限責任燒津信用購買利用組合
第一福一丸	J C J B	電話 四〇〇	大正十五年一月	燒津東海遠洋漁業株式會社

寶松丸	第三日之出丸	海運丸	明照丸	明方丸	見寶丸	海勢丸	福神丸	海形丸	龜寶丸	光照丸	龍神丸	第五愛鷹丸
J R J B	J R P B	J R L B	J F E C	J F F C	J F H C	J F J C	J F M C	J F N C	J F S C	J G B C	J G A C	J G F C
電話	電話	電話	電話	電話	電話	電話	電話	電話	電話	電話	電話	電話
四〇〇哩以上	四〇〇哩以上	四〇〇哩以上	四〇〇哩以上	一五〇〇哩以上	四〇〇哩以上	四〇〇哩以上	四〇〇哩以上	四〇〇哩以上	四〇〇哩以上	一五〇〇哩以上	四〇〇哩以上	一五〇〇哩以上
昭和四年二月	五月	十月	昭和五年一月	三月	三月	三月	四月	四月	八月	昭和六年二月	三月	三月
燒津東海遠洋漁業株式會社	御前崎漁業組合	御前崎漁業組合	清水金指造船所	有限責任燒津信用購買利用組合	地頭方漁業組合	御前崎漁業組合	有限責任燒津信用購買利用組合	御前崎漁業組合	有限責任燒津信用購買利用組合	御前崎漁業組合	有限責任燒津信用購買利用組合	燒津東海遠洋漁業株式會社

海徳丸	榮福丸	神光丸	海神丸	練習船	東海丸	指導船	富士丸	清水陸上局	福吉丸	第一大洋丸	漁業取締船	天龍丸	日吉丸	鷹壽丸	寶榮丸
J C Z B	J O W B	J O V B	J O X B	J P W B	J C F A	J O G	J Q T B	J Q W B	J R I B	J R E B	J R W B	J R B B	J R E B	J R W B	J R B B
電話	電話	電話	電話	電話	電話	電話	電話	電話	電話	電話	電話	電話	電話	電話	電話
四〇〇哩以上	四〇〇哩以上	四〇〇哩以上	四〇〇哩以上	四〇〇哩以上	五〇〇哩以上	五〇〇哩以上	四〇〇哩以上	四〇〇哩以上	二五〇哩以上	四〇〇哩以上	一五〇〇哩以上	一五〇〇哩以上	一五〇〇哩以上	一五〇〇哩以上	一五〇〇哩以上
大正十五年一月	昭和二年四月	六月	六月	六月	七月	昭和三年四月	六月	十月	十二月	十月	昭和四年二月	昭和四年二月	昭和四年二月	昭和四年二月	昭和四年二月
御前崎漁業組合	白羽村漁業組合	縣立燒津水產學校	縣水產試驗場	縣水產試驗場	御前崎漁業組合	燒津東海遠洋漁業株式會社	縣水產試驗場	御前崎漁業組合	縣水產試驗場	御前崎漁業組合	白羽村漁業組合	白羽村漁業組合	白羽村漁業組合	白羽村漁業組合	白羽村漁業組合

第三 太平洋丸	第一 福久丸	紀 清丸	新 政丸	三 徳丸	第五日之出丸	第五 東洋丸	勇 喜丸	吉 祥丸	榮 吉丸	陸 上局	御前崎	照 榮丸
J G R O	J G B C	J G S C	J G O O	J G P C	J G Q C	J G L C	J G J C	J G K C	J O E	J G G C		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
目下設備中	三月	〃	〃	二月	〃	昭和七年一月	〃	十一月	十月	七月	〃	昭和六年三月
焼津東海遠洋漁業株式會社	有限責任焼津信用購買利用組合	清水金指造船所	白羽村漁業組合	〃	〃	焼津東海遠洋漁業株式會社	〃	〃	有限責任焼津信用購買利用組合	御前崎漁業組合	白羽村漁業組合	〃

第三節 漁獲高

漁獲物の總額は壹千貳百參拾六萬圓で、水産總額貳千八百拾八萬圓の四割四分を占めてゐる。内沿岸漁業は六百八拾六萬圓で五割五分、遠洋漁業は五百五拾萬圓で四割五分に當つてゐる。漁獲物の類別は次の如く魚類は壹千〇貳拾四萬圓で、總額八割二分八厘を占めて斷然群を抜いてゐる。甲殻類及び其他の水産動物は百〇七萬圓で八分七厘、藻類は八拾八萬圓で七分一厘、貝類は拾七萬圓で僅に總額の一分子四厘に過ぎない。

魚類	一〇、二四二、〇四五圓	三、四九六、〇八五圓
鯉	四、四九二、八七二圓	二、三七五、四七三圓
鮭	一、七九六、一六三圓	七五一、五〇三圓
鱈	二、四七九、〇六八圓	六七五、六三八圓
鯖	一、三七七、四五五圓	四三六、七四八圓
鮪	三一二、〇七〇圓	三三九、二三六圓
鰯	三五七、六〇九圓	
貝類	一六九、三六〇圓	九〇、九〇〇圓
鮑	三二、五九五圓	五五、七〇二圓
蝶螺	二七二、九三七圓	
其他水産動物	一、〇七三、三六三圓	

櫻蝦	一、〇八六、七二三貫	五八九、一五六圓
柔魚	三七一、四三五貫	三六四、六八二圓
龍蝦	二一、九二四貫	八〇、〇八九圓
藻類	八八四、〇九七圓	
石花菜	三五七、三六九貫	七六一、八一二圓
紫菜	一六、九五四貫	四八、九七六圓
海藻	九六、三五二貫	四三、八三五圓
漁獲物合計	一一、三六八、八六五圓	

第四節 沿岸漁業

沿岸漁業の種類は極めて多種多様で枚舉に遑がないが、今其中の主要なものを掲げると次の様である。昭和五年度の沿岸漁業による漁獲高は六百八拾六萬圓で、本縣總漁獲高の五割五分を占め、漁業者の大多數は之れに従事して依然本縣漁業の根幹をなしてゐる。而し經濟界連年に亘る不況と、漁獲漸減の傾向に災ひされて、之れを大正十四年度の最高記録壹千貳百〇八萬圓に比較すると、五百貳拾貳萬餘圓の激減である。

一、鰯 漁 業

鰯は縣下到る處に漁獲せられ、年産二百五十萬貫七拾五萬圓に達し、田方、濱名、駿東の三郡を主

産地として沿岸漁業の首位を占めてゐる。遠浅で砂濱の多い駿遠地方にあつては地曳網により漁獲せられ、伊豆地方に於ては巾着網、揚繰網、大謀網、四艘張網、二艘張網、棒受網等によるものが多い。近年此等の漁具に篝火の利用著しく發達して、其の燭力の如きも優に四千燭光を超える強大なものがあるため、他漁業との間に往々衝突を見るに至つた。漁期は殆ど周年に及んでゐるが、地曳網篝火漁業は十月から翌年三四月の候を以て盛漁期としてゐる。内浦灣、清水灣、網代港等に於ては波靜かなる地形を利用して、餌料鰯の蓄養が盛に行はれてゐる。

二、鯖 漁 業

鯖も亦沿岸各地に於て周年に亘つて漁獲せられるが、特に駿豆及小笠郡以西に多い。漁法は遠州地方は地曳網であり、駿豆地方は大謀網、篝火漁業、手釣等を主な漁具としてゐる。年産八十三萬貫四拾壹萬圓に及んでゐる。

三、鮪 漁 業

沿岸漁業によつて漁獲せられる鮪は主として鮪であるが、四月から九月の候駿豆沿岸に敷設せられる二十餘ヶ所の鮪大謀網や、駿河灣内で行はれる揚繰網によつて漁獲され、特に内浦灣の沿岸は其の好漁場として知られてゐる。年産四十三萬貫六拾萬圓に達して、沿岸漁業中第三位を占めてゐる。

四、鰺 漁 業

鰺は本縣沿岸漁業中鰯と共に最も重要視されたもので、伊豆東海岸を以て主要漁場とし、冬季規模

豪壯な鱒大謀網によつて漁獲される。東豆に於ける伊豆山、網代、宇佐美、伊東、川奈、北川及駿河灣の西倉澤、田尻北等は其の屈指のものとして知られてゐるが、關東大震災以來魚群の洄游頓に變調を呈して、往年の盛況を見ることが出来なくなつて、官民共に目下之れが對策に腐心してゐる。昭和五年度の漁獲高は三十一萬貫四拾四萬圓で、昭和元年に較べると三分の一に激減してゐる。

五、鱒 漁 業

鱒も亦本縣重要魚族の一で、年産三十六萬貫參拾四萬圓に達し、周年に亘つて各地に漁獲せられる。漁法は駿遠地方は地曳網、手釣を主とし、伊豆に於ては定置漁業、篝火漁業等によるものが多い。近年伊豆方面より秋冬の候、十五六噸級石油發動機付漁船によつて新島、三宅島、御藏島方面へ鱒棒受網漁業に出漁するもの、毎年百餘隻の多數に上つてゐる。

六、柔 魚 漁 業

柔魚は伊豆沿岸の重要漁業で、年産三十七萬貫參拾六萬圓に達してゐる。秋冬の候地先沖合で手釣によつて漁獲せられ、鮮食せられる外「するめ」に製し、又は鮪延繩漁業の餌料に供せられるものが多い。

七、櫻 蝦 漁 業

櫻蝦は本縣の特産で主として富士川東西の沿海に當る庵原、富士兩郡の沖合、大凡百尋線附近に於

て漁獲せられる。漁具は揚繰網で其の使用網數は、縣令で百九十六統以内と制限されてゐる。本漁業

は從來極めて微々たるものであつたが、明治二十七年隅本漁具の使用によつて發達したもので、大正十四年の頃は百萬圓を突破したのであつたが、爾來年々漁獲激減して昭和五年度に於ては、百萬貫六十萬圓で約半減となつてゐる。

八、石 花 菜 漁 業

石花菜も亦伊豆に於ける重要漁獲物で、昭和五年度に於ては鱈に亞いで第二位で、三十六萬貫七拾貳萬圓の巨額に上つてゐる。南豆の稻取、白濱、仁科は之れが主産地である。採取期は春夏の候で、蟹女、まんが、潜水器等によつて採取せられてゐる。近年漁業組合に於て共同施設事業として、蕃殖保護に努めるものが多い。寒天の原料として長野、大阪、兵庫、京都方面に移出せらる。

九、機船底曳網漁業

機船底曳網漁業は舞阪を中心に、一部は戸田港を根據地としてゐる。現在本縣の許可を得て従業してゐるものは五十隻、何れも二十噸未満のもので、二艘曳手繰網が多い。漁獲高年五拾萬圓前後である。漁期は九月から翌年四月の候で甘鯛、真鯛、鰈、魴鱒等が主な漁獲物である。本漁業は兎角禁止區域内に浸入して密漁するものが多いため、沿岸漁業者との間に紛争が絶えない上、稍もすると酷漁濫獲に陥り易いので、縣では漸減の方針を採つてゐる。

第五節 遠洋漁業

本縣遠洋漁業の隆昌は、夙に全國の覇を握るところであるが、昭和五年度は深刻な經濟界の不況に災ひされて、漁獲高は昭和元年の壹千五百拾八萬圓に較べて、半減の五百五拾萬圓に過ぎないけれども、尙ほ本縣總漁獲高の四割五分を占め、沿岸漁業衰退の兆ある今日、本漁業は益其の將來を期待せらるるところである。鯉一本釣、鯖延繩、鯖釣は本漁業の主要なものである。

一、鯉一本釣漁業

鯉釣漁業は本縣漁業の大宗で、昭和五年度漁獲高は四百二十三萬貫參百拾五萬圓である。之れを昭和元年度の八百〇壹萬圓に比較すると價額は漸く四割に過ぎない。本漁業は元肩七八尺の船漕船を以て従漁し、漁場亦御藏島以北に限られ、八丈島に出漁するものは無かつたのであるが、明治三十九年本縣水産指導船第一世富士丸に、初めて補助機關として石油發動機を据付け、本漁業を試みたことに端を發し、航海の「スピード」化による利便に鑑みて、各船も競ふて石油發動機を据付ける様になつて、本漁業は茲に異常の發達を來したのである。今や漁船數は百八十有餘隻に達し、船型も亦年と共に増大し五十噸以上のもの七十隻を數へ、中百噸を超えるもの十五隻の多きに達してゐる。

漁場は殆ど我國沿岸の太平洋上で、普く之れを馳驅してゐるが、南西は鹿兒島、琉球列島より臺灣近海にまで延び、北東は三陸沖合迄かの洋上に及んでゐる。又南方は小笠原諸島から「マリアナ」群

郡を突破して、將に表南洋に新漁場を開拓せんとするの情勢である。

漁期は三月初旬既に麗兒島、小笠原列島に出漁し、五六月の候には伊豆七島、南方諸島の賑ひを見、漸次北上して房總半島から金華山沖合に及ぶのであるが、九十月に至り鯉の南下するに随つて、漁場も亦移動するのである。

本漁業の行はれるのは伊豆にあつては伊東、田子、安良里、駿河に於ては焼津、用宗、東益津で、遠江は御前崎、地頭方、白羽及舞阪であるが、焼津御前崎田子は夫々特種の組織と規模のもとに發達した本縣の代表的鯉漁業根據地である。

二、鯖延繩漁業

本漁業は鯉漁業に亞ぐ重要な位置を占めるもので、從來冬期伊豆七島近海に出漁し、稀に房總及紀州沖合に遠征するに過ぎなかつたが、近年漁場は著しく擴大せられ、鯉漁況の如何によつては直に之れに轉じ、八月末より遠く北海道釧路近海に出漁し、鯖群の南下に伴つて春期は四國沖合に及んでゐる。又鯉一本釣漁業の際鯉と共に目鉢、鬚長鯖の混獲せられるものが多い。本漁業は略鯉漁業を營む地方に行はれ、出漁船數も百隻を算してゐるが、其の盛なのは焼津、御前崎、田子、稻取、伊東、用宗等である。漁獲物の主なものは鬚長鯖が首位で目鉢、黒鯖之れに亞ぎ、年産百三十六萬貫、百七十八萬圓に達してゐる。

三、鯖釣漁業

鯖釣漁業の盛なのは焼津、沼津で、之れに次ぐのを用宗、濱當目、和田等である。昭和五年度は未曾有の不漁のため、漁獲高漸く五十五萬貫貳拾六萬圓に過ぎなかつたが、毎年百五十萬貫、百萬圓以上の巨額に上り、出漁船數百餘隻で、石油發動機付十噸乃至二十噸前後の漁船を以て操業してゐる。漁期は殆ど周年に及んでゐるが、七月から十一月を盛期とし、漁場は駿河灣口に當る瀬の海より伊豆七島に出漁するものが多い。

第六節 湖沼河川漁業

既に第二章第三節湖沼河川の項で記した様に、本縣は濱名湖を始め天龍、大井、安倍、富士等古くから歴史的にも、地理的にも普く知られてゐる、大河の外大小六十餘流の河川が北から南へと流れ、其の水域は實に六百二十餘里に及んでゐる。此等の河川は其の山間の清流水晶を融すところには「やきめ」「いわな」の銀鱗を躍らせてゐるし、淀んで碧玉を湛える深淵には、若鮎の澄澗さを見せてゐる。又江岸の柳影を流すところには鮎、鯉、鰻の蕃殖に適して、夙に淡水漁業は發達してゐる。狩野川、吉川、浦川の鮎、濱名湖の鰻、車蝦、鱒は本縣湖沼河川漁業の代表的のものであり、産額は少いが富士山麓の芝川海苔も其の風味を昔から知られてゐる。

濱名湖を除いては其の漁業經營多くは、農山村の副業であるが、魚族の蕃殖保護に付ては縣令による取締規則と近來各河川に漁業組合が設立せられて、積極的に増殖施設が行はれる様になつた結果、

沿岸住民は其の惠澤に浴するところ頗る多いのである。

以下主なるものに付て略記すると

一、湖沼漁業

(イ) 鰻 漁 業

鰻漁業は濱名湖に於ける最も重要な漁業で、年産貳拾萬圓に近く、湖畔五百町歩に上る養魚場へ原料鰻として供給せられ、春期より晩秋にかけ打瀬網、鰻延繩、地曳網等によつて漁獲される。湖西の出入、新所、湖東の雄踏、村楠、北庄内等が其の中心をなしてゐる。

(ロ) 蝦 漁 業

蝦も亦濱名湖に於ては鰻に亞ぐ重要なもので、年産五六萬圓、春より秋にかけて囊網、夜打瀬網によつて漁獲せられ、主として京濱、名古屋方面に移出される。鰻と同じく湖東の雄踏、北庄内、湖西の新所、出入等が此の漁業の盛なところである。

(ハ) 鱒 漁 業

鱒は鰻、蝦に亞ぐ濱名湖の三重要漁業の一で、秋より春にかけて漁獲せられ、年産四萬圓内外に及んでゐる。秋冬の候行はれる大圍目網漁業は規模廣大で壯快を極め、昭和五年六月一日、畏くも聖上陛下濱名湖御巡航の砌り、天覽の光榮に浴したのである。主として名古屋方面に移出され、出入

村が本漁業の中心をなしてゐる。

二、河川漁業

(イ) 鮎 漁 業

鮎は縣内各河川に其の優美な姿を閃かしてゐる。初夏より中秋にかけて農山村に於ける重要副業の一であつて、年産貳拾萬圓に達し、狩野川鮎の芳香、吉川鮎の姿態、浦川鮎の逸物何れも名聲を博してゐる。漁法は友釣を主とし石川釣亦行はれ、網具としては投網、圍網等で秋の産卵下降期には、瀬張網によつて多獲されてゐる。従來は山間の交通が不便であつたため、自家食用に供するものが多かつたのであるが、自動車交通の發達に伴つて、鮮魚のまゝ京濱、名古屋方面に移出するものが多かつた。又産卵期の下り鮎は、焼乾鮎として農山村の食膳を賑はしてゐる。近時各河川には發電、灌漑用等の堰堤や、工場汚水の流出等のため、鮎の遡上次第に減少するの傾があるので、河川漁業組合では人工孵化や小鮎の放流、魚梯の設置、密漁の取締を行つて、極力之れが蕃殖保護に努めてゐる。

(ロ) 鰻 漁 業

鰻も亦各河川に棲息して鮎に次ぐ重要河川漁業で、年産六七萬圓に達してゐる。太田川、天龍川、狩野川、巴川等が多産地で、主として縣内餘魚池の原料用に供せられる。

第四章 養殖業

第一節 養殖業者

養殖業者の總數は二千四百四十九人で、水産業者總數の四分に當つてゐる。内本業者は六百八十三人副業者は一千四百六十六人である。淡水養殖の盛なのは濱名、志太、榛原、磐田の順で養鰻業を主とし、鹹水養殖は清水灣及濱名湖に於ける海苔、牡蛎養殖である。

第二節 養殖場數及養殖高

養殖場の總數は四百二十九ヶ所、其の面積は六百九十町歩で、生産額は貳百萬圓に達して、水産總額の七分を占めてゐる。内淡水養殖は四百ヶ所六百五十町歩を超え、産額も亦百八拾萬圓に及んでゐるのである。就中鰻の養殖は場數二百九十ヶ所、五百八十町歩百六拾萬圓に達して、全國の首位を占めてゐる。即ち次の通りである。

淡水養殖 鹹水養殖 計	養殖場數	養殖面積	收 獲	
			數 量	價 格
	四〇〇ヶ所 二九	一、九九〇、〇一四坪	四〇四、九七三	一、七八三、〇一四
	四二九	七、七二八一	—	二一四、〇六七
		二、〇六七、二九五	—	一、九九七、〇八一

内 譯
淡水養殖の主なるもの

種 別	養 殖 場 數	養 殖 面 積	數 收 獲	價 高 格
鰻	二九 ^ヶ 一 ^所	一、七四〇、六六〇 ^坪	五五二、三一四 ^貫	一、六三六、五四四 ^圓
鯉	七 ^一	一六五、七〇九	一三七、八六二	八五、二三二
鯿	一 ^一	三二、〇九三	二七、五一五	二三、一三七
金 魚	二 ^一	二三、〇五四	二五、二八〇 ^百	三一、九一八

鹹水養殖の主なるもの

種 別	養 殖 場 數	養 殖 面 積	數 收 獲	價 高 格
海 苔	二 ^ヶ 二 ^所	二六、七〇〇 ^坪	五四、〇九五 ^貫	一三六、二三〇 ^圓
牡 蠣	一 ^六	四九、五八一	三四九、八七八	七七、四七七

第三節 淡水養殖

淡水養殖の種類は鰻、鯉、鯿、金魚、鰻、食用蛙等で、濱名湖畔に夙に發達し、其の規模の豪壯は世人の驚嘆するところである。近年志太、榛原、磐田の諸郡にも普及し、殊に此等の諸郡は濱名湖畔

の止水式養魚なのに反して、豊富な水量を利用し流水式養魚に成功して、發達特に顯著なものがある。由來本業は明治三十二年東京深川の人、故服部倉次郎氏が濱名郡舞阪町に養殖場を設け、鰻養殖を試みたことに端を發したのであつて、越へて明治三十七年同郡新居町に本縣水産試験場が設置せられ鰻、鯉、鯿の養殖試験を行つて、専ら之れが指導獎勵に努めた結果、長足の進歩を來し、遂に今日の盛大を見るに至つたのである。

一、鰻 養 殖

鰻養殖は本縣水産養殖の白眉で、其の養殖面積五百八十町歩、年産五十五萬貫、百六拾參萬圓に達し、實に淡水養殖總生産額の九割を占めて我國第一の稱がある。東京、大阪を二大消費地として全國市場に移出してゐる。

本業の盛なのは濱名湖畔では舞阪、篠原、雄踏、村楠、入出等で、志太郡の焼津町、榛原郡の吉田村、磐田郡の福田、豊濱等も又其の地方の中心をなしてゐる。殊に焼津、吉田地方は大正十年前後の創始であるに拘らず、水利便で水量豊富なため、流水養殖によつて異常の發達を來し、今や其の面積は百町歩に垂んとして、濱名湖畔と相拮抗するの形を示してゐる。

近年本業の發達に伴つて原料鰻は縣内産のみでは不足を來してゐるので、千葉、大阪、茨城方面から多量の供給を仰いでゐる。一方一兩年前から支那揚子江産の低廉な原料鰻を輸入して試養し、或は「しらす」鰻の養殖に着目して、之れが緩和を圖つてゐる。

餌料は従来主として蠶蛹を用いたのであるが、近年交通機關と冷凍事業の發達に伴つて、低廉且豊富な生鱈及「トロール」魚の移入、或は本縣に多産する鯉節、蒲鉾製造の廢棄物を主要餌料とする様になつて、品質も著しく向上することゝなつた。

二、鯉 養 殖

鯉は本縣に於ては單獨に養殖するもの比較的尠く、多くは鰻と混養せられるのである。種苗は大和の郡山や隣縣の彌富方面から購入し、成品は冬期の活魚輸送のきく際、東京、京阪地方に運搬される。年産十四萬貫、九百圓内外である。

三、鱈 養 殖

鱈も亦鰻、鯉と共に混養されるのであるが、種苗は春期湖川に遡上する稚魚を放養するのであつて、成品は京阪、名古屋方面に移出してゐる。年産二萬八千貫貳萬參千圓に上つてゐる。

四、金 魚 養 殖

金魚養殖は最近著しく擡頭して來て、世人の注目をひくに至つたもので、濱松及焼津附近を中心としてゐる。目下の養殖面積は八町歩で、年産二百五十餘萬尾、參萬貳千圓に達してゐる。近年技術の向上に伴つて品種の改良、新規成品の案出等が盛に行はれ、京濱市場に好評を博してゐる。又兩三年來大和撫子そのもの、様な可憐優美な姿態は、外人の嗜好に投じ、愛玩用として横濱港から北米に輸出せられてゐる。

第四節 鹹 水 養 殖

鹹水養殖中見る可きものは、牡蛎、海苔の養殖及餌料鱈の蓄養である。本縣は割合鹹水養殖に適した干潟水面に乏しいので、鹹水養殖は淡水養殖の隆昌には及ばない。

一、牡 蛎 養 殖

牡蛎養殖は清水灣及濱名湖に於て行はれ、其の養殖面積は十六町歩餘、年産三十五萬貫、七萬八千圓に達してゐる。従來本業は清水灣に於ては粗朶で、濱名湖に於ては時付方法によつて行なはれて居たのであるが、數年前垂下式養蛎の出現して以來、今では殆ど之れに變らんとしてゐる。而して現在の主産地である清水灣は、築港工事の關係上、其の養殖場は次第に縮少せられて、將來を期待するところが出來ないけれ共、最近濱名湖に於ける斯業の開發は、素晴らしいものがあるので、前途を大いに囑望されてゐる。成品は従來清水灣のものは、介殼付のまま、依裝し、東京市場に送られたのであるが、近頃では濱名湖産と同様、漁家婦女子の副業とし、剝身として附近に販賣され、又は小箱や罐詰として縣外に移出される。

二、海 苔 養 殖

海苔養殖も亦清水灣を主とし、濱名湖にも一部行はれ、其の養殖面積は九町歩で、年産五萬四千貫、拾參萬六千圓に達してゐる。清水灣の海苔養殖は今から百二十年許前の文化十年に江戸大森の人、田

中孫七氏の創むるところで、明治二十年頃には其の養殖面積六十町歩にも及んだことがあるが、清水港の發展に伴つて、漸次縮少せられるに至つたのである。

三、餌料鰻の蓄養

餌料鰻の蓄養は鰻の漁獲に富み、波穏かな内浦灣、清水灣、網代港等で盛に行はれてゐる。殊に内浦灣は本縣鰻餌料鰻供給の根據地とも云ふ可きであつて、毎年春期から晩秋にかけて二十萬擔内外を蓄養すると云はれてゐる。蓄養の方法は従來石堤活洲、圍網活洲、竹籠活洲等によつてゐたのであるが、茲數年前から棕櫚網活洲が多く用ひられる様になつた。之れは主として網の耐久力が強いのと、鰻の活け付けが良好な結果からである。

第五節 水産増殖

本縣の沿岸及内水面漁業は最近經濟界不況の影響にもよるが、漁獲漸減の悲しむ可き現象が見える。尤も此の傾向は我國沿岸漁業一般の狀勢であるけれども、本縣としては漁業者の大部分が之れによつて衣食し、漁村の根幹をなしてゐる關係から、本漁業の盛衰は本縣漁村の興亡に影響するところが尠くない。依つて本縣では此の實情に鑑みて、極力沿岸漁業の維持恢復に努め、又内水面の増殖施設を奨励してゐるのである。幸ひ本縣は淡水方面に在つては、六百二十餘里に及ぶ河川流程を持つてゐるし、沿海亦百三十四里の廣きに及んでゐるので、將來此等の水域を陸上の耕地同様に利用し開發するなら、

現在の沿岸漁業は未だ／＼伸びる餘地がある許りでなく、茲に初めて本漁業の永遠性が確保されるものと云へる。現在此の水面に於て増殖施設の行はれてゐる主なものは鮎、公魚、鮑、龍蝦、石花茶、岩海苔、布海苔等である。

一、鮎増殖事業の概要

鮎は本縣河川漁業中最も重要なものであるが、年々發電、灌漑用の堰堤、工場汚水の廢棄等によつて鮎の産卵や遡上成育を阻害する條件が多くなつて來たので、近年頗る漁獲減少の傾向がある。併し反面には近年河川漁業の重要性が次第に認識される様になつて、昨今漁業組合が續々各河川に設けられ、縣と呼應して之れが増殖に力を盡す様になつて來た。即ち大正十四年に本縣水産試験場が、鮎の人工孵化放流事業を、天龍川の支流氣田川で創めたのであるが、昭和三年以後は地元漁業組合の手で、毎年六百萬尾の孵化鮎の放流を行つてゐるし、昭和四年には琵琶湖産小鮎が、始めて本縣に移殖され、天龍の浦川、氣田川、大井の伊久美川、狩野川等に放流せられ、更に昭和六年には濱名湖産小鮎の河川放流が試験せられて、二十萬尾を狩野川、吉川、浦川、都田川に放流されたのである。今後各河川漁業組合が、専用漁業權の獲得によつて鮎の増殖施設に一層の努力を拂ふことは云ふ迄もないことと思ふ。猶ほ濱名湖に於ける豊富な小鮎の利用に付ては、將來移殖用種苗として琵琶湖産小鮎と同様、目覺しい活躍を示すであらうと、大いに期待されてゐる。

二、公魚増殖事業の概要

公魚は従来本縣には見られなかつたのであるが、大正十二年以來郡市水産會等の手で、茨城縣霞ヶ浦から公魚卵を購入して之れを濱名湖、佐鳴湖、浮島沼、鯨ヶ池等に放流して増殖を圖つた結果、今日各地に其の纖細可憐な姿を見受ける様になつたのであるが、最も成績を擧げてゐるのは、濱名水産會が大正十二年から兩三年に亘つて、毎年二百萬粒前後を濱名湖、佐鳴湖へ放流したもので、今日では百町歩の佐鳴湖から年々數千圓の漁獲がある様になつた。そこで一兩年前から同湖の漁業組合では、自給自足のもとに採卵孵化を圖つて、益々之れが増殖に努めてゐる。

三、鮑増殖事業の概要

鮑は伊豆沿岸が本縣では主産地であつて、年産二萬三千貫、九萬圓に達してゐるが、價高價で珍重される爲、濫獲され易い怖れがあるので、近年産地の漁業組合では、自發的に投石を行つたり、稚貝を放養して禁漁場を設けたりして、専ら増殖に努めてゐる。

四、牡蛎増殖事業の概要

近年垂下式養蛎方法が出現して以來、淺海干潟面に限られてゐた養蛎事業も、相當深度や鹹度の多い場所に於ても立派に養殖されることが證明されたので、伊豆沿岸の様に岸深で鹹度の高い所でも見込があるから、一兩年來江の浦灣や下田港、安良里灣等で試みられ其の前途を注目されてゐる。

五、龍蝦増殖事業の概要

龍蝦は伊豆の外御前崎の沿岸にも棲息して、年産二萬二千貫、八萬圓内外の漁獲がある。沿岸漁業

組合では体重二十匁以下の稚蝦を購入し、禁漁場を設けて増殖を講じてゐるが、伊豆の須崎、戸田等は之れによつて好成績を擧げてゐる。最近水産試験場に於ては、龍蝦の人工孵化飼育試験に着手したのであるが、成功の曉には龍蝦の増殖上一大躍進を來すことゝて、各方面から注目されてゐる。

六、石花菜増殖事業の概要

伊豆沿岸は全國有數の石花菜の産地で、年産三十六萬貫、七拾六萬圓に及んでゐるが、今日の盛況を見るまでには、明治四十一年以來水産試験場が増殖方法に付て、試験研究に當つたこと與つて力がある。昨今伊豆沿岸の漁業組合では、年中行事の一として投石や、雜藻の驅除母藻の移殖等を圖つて極力増殖に努めてゐる。

七、岩海苔増殖事業の概要

岩海苔も亦伊豆の特産で、年産一萬七千貫五萬圓に達し、冬期婦女子の好副業である。水産試験場では苛性曹達藥液灌注法を創案して、大正十年頃から各地に於て、磯掃除に應用し之れが増殖を試みたところ、成績極めて良好なので、石花菜と同様今日では各漁業組合に於て、競つて磯掃除を行ひ、更に進んで或組合では「コンクリート」磯を築造して、増殖を圖る様になつた。

八、築磯による増殖事業の概要

沿岸魚族の増殖施設として近年頗る築磯施設が郡市水産會や、漁業組合によつて行はれる様になつた。本施設は大正六年水産試験場が濱名湖に試みて、顯著な成績を收め、爾來今日まで各地に於て各

種の方法を講じて指導奨励し、専ら沿岸魚族の増殖を圖つた結果であるが、昭和四年漁業共同施設奨励規程の發布によつて一段と刺戟せられ、更に縣では昭和五年に海軍省から驅逐艦「白露」の拂下げを受けて、之れを駿河灣口瀬の海に沈下し、續いて翌昭和六年には潜水艦二隻を、夫々伊豆東海岸の見高沖及遠州灘白羽沖に沈設して、魚族の蕃殖保護に努めつゝあるのである。

第五章 水産製造業

第一節 水産製造業者

製造業者の總數は六千四百六十一人で、水産業者總數の一割二分六厘を占めてゐる。内本業者は三千四百二十六人、副業者は三千〇三十五人である。水産業者の最も多いのは庵原郡で、一千百九十人を有して、總數の一割九分に當つてゐる。之れに亞ぐのが志太、田方、賀茂、駿東、沼津の諸郡市で、何れも五百人以上を有してゐる。

第二節 水産製造高

製造總額は壹千參百八拾萬九千五百拾貳圓で、水産總額の四割九分に當つてゐる。今其の内容を見ると食料品は壹千參百七拾四萬圓で、實に製造總額の九割九分五厘に上つて、殘額七萬圓を魚肥、魚

油、漉布苔によつて占めてゐるのである。食料品中節類は六百參拾九萬圓で、總額の四割六分五厘の巨額に相當してゐるが、之れに亞ぐのは雜類(生利節、蒲鉾類)の四百六拾五萬圓の二割三分八厘、煮乾類の百參拾四萬圓一割等の順である。

食料品	一三、七三九、七六二圓
節類	六、三九一、四一六圓
素乾類	三四六、九四五圓
鹽乾類	九六三、五五〇圓
煮乾類	一、三三九、四六四圓
燻乾類	一、五二五圓
鹽藏類	四二、五四一圓
雜類	四、六五四、三二一圓
肥料	六八、五六七圓
魚油	三六〇圓
漉布苔	八二三圓
計	一三、八〇九、五一二圓

第三節 水産製造の概勢

本縣は地理的に東西の大都市に近く、且交通運輸の至便の關係上、漁獲物は鮮魚のまゝ移出される

ことが多いが、一方水産製造に於ても見る可きものがなかく多いのである。其の主要なものは鯉節、生利節、削節、蒲鉾、櫻蝦、煮干鰯等であつて、殊に節類の産額は全國の首位を占めてゐる。今其の主要製品に付て概況を記すると次の様である。

一、鯉節

本縣に於ける鯉節は今を去る百三十年前、享和年間に土佐の人、之れを伊豆に傳へたのを以て嚆矢としてゐる。随つて往時は専ら土佐製に做つたのであるが、當業者の努力や水産試験場に於ける煮熟、焙乾方法の改善、人工嚙付法の指導等と相俟つて、銳意斯業の發達に努めた結果、茲に長足の進歩を示して、製品の優良は夙に市場の賞讃を博し、伊豆節、焼津節の名全國に知られてゐる許りでなく、産額に於ても我國の首位を占める様になつた。然し尙ほ技術上改良工夫を要す可き点があるとして、水産試験場では研究を續け、一面鯉節倉庫其の他の經濟機關の充實を圖つて、益斯業の改良と發達に努めてゐる。

毎年の生産額は五六十萬貫、五百萬圓を降らなかつたのであるが、昭和五年度は經濟界の不況一段と深刻で、且原料の不漁に加へるに脂肪鯉が多かつた爲、漸く二十四萬貫、百九拾八萬圓の生産を見たと過ぎなかつたのである。産地は焼津を筆頭として田子、安良里、伊東、清水、蒲原、御前崎、用宗等が主である。販路は東京を第一に、甲信越、京阪、名古屋方面に移出してゐる。近年三陸、南洋其の他各方面から荒節が移入され、焼津其の他で再製せられるものが頗る多くなつた。

二、生利節

生利節は茲數年來頗に擡頭して來た現代向水産製品で、鯉節に比して資金の回収も早く、且都市に於ける簡易生活に投合して、急激に需要を喚起したもので、今年年産百六十萬貫、參百萬圓の巨額に達してゐる。交通便な焼津、清水等を主産地として東京、横濱、名古屋、大阪、京都等の大都市を主な消費地としてゐる。

三、削節

大衆的の低廉な調味料として、需用の廣い本品は鰯、鯖、鯉等を原料としてゐるが、鰯は縣内産のものでは不足なので千葉、長崎等から原料の移入せられるものが多い。主産地は沼津、蒲原地方である。本業は大正四年沼津に興り、其の後漸次各地に普及したもので、昭和五年度の生産は七十萬貫、百萬圓に達してゐる。製品は甲信、東京、横濱、名古屋等に移出される。

四、蒲鉾

本業は明治四年東京の人某、静岡に來て之れを製造し、市中に販賣したのに創つてゐる。従來は「沖ぎす」を原料として型を小田原に做ひ、名産静岡蒲鉾として、品質の優良を以て知られてゐたのであるが、近年「沖ぎす」の不足から下關方面より「トロール」漁獲物を原料として移入し、大量生産に轉換したのである。殊に冷蔵事業の發達に伴つて、四時其の製造を見る様になつて、年産五十六萬貫、百貳拾萬圓に達し、本縣水産製品中主要の位置を占めてゐる。静岡、焼津、清水、沼津等を主産地と

して、東京、横濱、兩毛地方に出荷せられる。

四、櫻 蝦

櫻蝦は本縣の特産で由比、浦原を主産地としてゐる。煮乾、素乾、剝蝦等に製し東京、横濱、大阪神戸、名古屋を始めとして各地に移出せられ、又神戸、横濱より南支那、南洋北米等にも輸出されてゐる。大正十一年同業組合を組織して、品質の改良と販路の擴張に努めてゐるが、昭和五年の生産額は二十萬貫、四拾萬圓を超えてゐる。

五、煮 干 鰯

煮干鰯は縣下各地に生産せられるが、就中濱名郡、駿東郡を主産地としてゐる。駿東郡は近年製品検査の施行以來聲價を昂めたので、更に之れに力を得て近く出荷組合を組織して、販路の擴張を圖らんとしてゐる。甲信、關西地方に移出せられ年産四十萬貫、四拾參萬圓に上つてゐる。

六、其 他

焼津を主産地とする年産拾餘萬圓に達する鹽辛や、靜岡の興津鰯は産額多くないが、本縣の名産品として、人口に膾炙せられてゐる。又鱈鱈は年産三萬四千貫、貳萬貳千圓で、從來より神戸、横濱から支那へ輸出されてゐるが、清水に於ける鬻長鮪の油漬罐詰と、焼津の冷凍鮪は一兩年來勃興して來た北米向輸出品で、其の前途を囑目されてゐる。

第六章 水産物の配給施設

運輸交通の大動脈である東海道線は、本縣を東西に走つてゐて東に京濱を、西に名古屋の消費集散の大市場を、鐵路近々數時間の中に擁する許りでなく、京阪神も亦十時間を出でない距離にある。一方海上交通は東京灣汽船株式會社の東京下田線、沼津下田線によつて伊豆沿岸を巡航してゐるので、陸共に交通の便を極めてゐる。此の交通至便の關係から、本縣よりの移出水産物は鮮魚、製品を問はず常に東京、大阪を二大中心市場とし、併せて近縣を其勢力範圍としてゐる。即ち沿岸各漁村の漁獲物並に其の製品は、消費經濟を同じくしてゐる隣接町村に於て、消費せられる小量を除いては、伊豆東海岸では網代、伊東、稻取、下田の各地に搬出せられて、海路東京市場へ移出し、西海岸にあつては田子、沼津を中心に、駿遠地方にあつては清水、焼津、舞阪の各生産市場を経て、鐵路東西市場に輸送されてゐる。近年鮮魚運搬船の普及自動車交通の發達、並に生産者より消費者へ「モットー」に直接消費市場への輸送を試みるものが次第に増加したので、販路は著しく擴大される様になつた。

一方水産物の縣内移入は、殆んど鐵道便によつて行はれてゐるが、製造養殖の原料品が其の主なるので、下關、大阪方面及び三陸地方から發送され、靜岡、焼津、沼津、濱松、舞阪等に移入されてゐる。

第一節 水産物の需給概況

一、水産物移出入の概要

縣内に於て漁獲される鮮魚、貝藻類の總額は壹千四五百萬圓で、内四百萬圓は縣内に於て鮮魚として消費せられ、縣外への移出は大凡四百五十萬圓で、東京市場を首位に京阪、名古屋方面に仕向られ鯉、鯖、鱒、鱈、鰻等が其の主なるものである。製造原料に供せられる鮮魚は五百萬圓内外で、一方其の移入は大凡五百五十萬圓と推算され、蒲鉾原料の「トロール」物養魚餌料の鰻等が其の主なるもので、下關、大阪、三陸方面から發送されるのである。

次に水産製造は其の生産額壹千四百萬圓で、内縣内消費は五六百萬圓、他は縣外へ移出されるのであるが鯉節、生利節、削節、蒲鉾、櫻蝦、煮干鰯等は其の主要移出製品である。仕向地は東西市場を中心に、殆ど全國に亘つて進出してゐる。又其の移入は削節原料の煮干類、三陸南洋方面の荒節、北海産の鹽藏鮭、鱒類、魚肥等で大凡貳百萬圓に上つてゐる。

今縣内に於ける水産物の動きを見ると次の様である。

一、魚市場に於ける鮮魚取扱高

便宜上集散消費の兩市場に區別して掲げると

(イ) 消費市場

地名	取扱高	地名	取扱高
静岡	二三二、五 <small>千円</small>	中泉	一〇、三 <small>千円</small>
濱松	七八、六	二俣	八、四
金谷	五、八	其他	四三、三
掛川	一三、三	計	三九八、四
見付	六、二		

(ロ) 集散市場

地名	取扱高	地名	取扱高
沼津	三一五、四 <small>千円</small>	御前崎	三四、一 <small>千円</small>
清水	一九八、七	舞阪	三三、一
下田	四五、九	稻取	三一、三
伊東	九三、四	網代	三九、六
静岡	三一、〇	其他	一〇〇、四
川宗	三一、七	計	一、三六四、五
焼津	四〇九、九		

二、鐵道便による水産物の發着高

靜岡電鐵	中遠鐵道	大井川鐵道	藤相鐵道	富士身延線	新舞居	高濱	濱松	天龍川	中泉	袋井	掛川	堀之内	金谷	島田	藤枝	燒津	用宗
128	454	455	259	830	3005	255	325	119	16	11	271	4136	253	128	136	253	
32	10	31	474	101	169	173	100	3	1	1	508	22					
6	7	26	99	10	16	2	3				61	6					
			17	146	15	32	1				335	2					
166	481	7	307	1330	3351	439	363	58	10	29	30	14	362	995	277		

(イ)

靜岡水阜	清水	江尻	興津	由比	蒲原	岩淵	富士	鈴川	原松	蛇島	沼津	三島	裾野	御殿	駿河	驛名
1571	308	1862	113	113	49	89	21	9683								
116	8	58	13	265	668	93	57	256	2337	166	1					
4	64	2			20			80								
18	740	34		132	654	113	44	175	387	1						
1719	1430	1976	16	408	1325	226	150	131	82	12487	17	6	1	1		

計

清水	静岡	用宗	燒津	藤枝	島田	鳥田	金谷	堀内	掛川	袋井	中泉	天龍	濱松	高坂	舞阪	新居	鷺津	富田	藤相
九、七七一	九、九一〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
八七〇	八七〇	八七〇	八七〇	八七〇	八七〇	八七〇	八七〇	八七〇	八七〇	八七〇	八七〇	八七〇	八七〇	八七〇	八七〇	八七〇	八七〇	八七〇	八七〇
八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五
九七九	九七九	九七九	九七九	九七九	九七九	九七九	九七九	九七九	九七九	九七九	九七九	九七九	九七九	九七九	九七九	九七九	九七九	九七九	九七九
一〇、九五五	一〇、九五五	一〇、九五五	一〇、九五五	一〇、九五五	一〇、九五五	一〇、九五五	一〇、九五五	一〇、九五五	一〇、九五五	一〇、九五五	一〇、九五五	一〇、九五五	一〇、九五五	一〇、九五五	一〇、九五五	一〇、九五五	一〇、九五五	一〇、九五五	一〇、九五五

江尻	興津	由比	蒲原	岩淵	富士	鈴川	原松	蛇津	沼島	三野	裾野	御場	駿河	計
三、一五	九〇	二八	二〇	六九	一八六	三	一、八八九	一一	二五	一、八八九	一一	二五	二、五七〇	二、五七〇
四三二	三〇九	二二〇	六九三	三八五	二〇七	二二一	二、〇六九	六二	二二二	三二	三二	五〇	五、〇九九	五、〇九九
二九	一	一	二四	二	一	一	五七	三	一	一	一	一	一、〇〇七	一、〇〇七
二八四	五六一	三一	一五一	一〇九	四一五	八四	六二	一六	五五二	三七	三一	四	二、九一一	二、九一一
一、〇五六	五九七	一、一三〇	二、四一〇	八四六	八八一	四七七	二七七	一六	四、五六七	一一三	五三	六二	三、五八七	三、五八七

大井川鐵道	二七三	一八五	九	四八	五六
中遠鐵道	四	一四	一	一	一九
静岡電鐵	八	四	一	二〇三	二一五
遠州電鐵	五一	三	一	一	五四
濱松鐵道	三〇、七四八	一一、〇四三	五三八	一二、六六四	五五、九九三
計					

備考 右の外熱海驛及駿豆線によるもの多少あるが之を省略することとした。

三、船舶による水産物の發着高
伊豆沿岸にあつては此の船舶便による水産物の發着數量が相當巨額に上るものと豫想されるのであ
るが調査資料が乏しいので、茲に掲上することの出来ないのは遺憾である。

第二節 魚市場

縣内魚市場の手によつて取扱はれる水産物の總額は、大凡壹千八百萬圓で、鮮魚が大部分を占め鹽
乾魚類は遙かに少量である。從來の市場取引に付ては種々の弊害が認められるので、本縣では其の健
全な發達を促して、消費生産兩者の利益を圖るため、昭和四年三月十六日縣令第二十一號を以て、食
品卸賣市場規則を制定したのである。
此の規則は昭和七年四月一日から施行されることになつてゐて、實施後は所謂一經濟地區一市場の

方針であるから、現在同一地區内にある、二つ以上の魚市場は合併統一されることになる。
目下開設されてゐる魚市場は次の通りである。

市場の名稱	市場の位置	組織	開設年月日
白井魚市場	静岡市兩替町	個人	大正二年五月五日
一久魚市場	静岡市兩替町	個人	明治四十五年五月五日
杉金魚市場	静岡市兩替町	個人	明治二十九年三月三日
日本水産株式會社静岡販賣所	静岡市兩替町	株式會社	大正十五年三月十三日
天仁魚市場	静岡市兩替町	個人	大正二年四月一日
天仁支店魚市場	静岡市兩替町	個人	大正六年六月一日
濱松魚鳥株式會社市場	濱松市肴町	株式會社	明治十四年十一月
丸魚株式會社濱松魚市場	濱松市肴町	株式會社	昭和二年六月十九日
丸濱濱松水産株式會社市場	成子町	株式會社	明治四十四年十月五日
濱松干魚株式會社市場	旅籠町	株式會社	昭和二年三月十五日
濱松魚業株式會社市場	肴町	株式會社	昭和二年八月一日
沼津魚市場	旭町	株式會社	大正十年八月一日
沼津魚市場	宮町	株式會社	明治四十年一月
入我入道魚市場	我入道	株式會社	大正十年三月八日
株式會社清水魚市場	清水市清水	株式會社	昭和七年一月一日
下田漁業組合共同販賣所	賀茂郡下田町	漁業組合	大正四年
下田五十集組合市場	賀茂郡下田町	漁業組合	明治三十九年

稻取漁業組合共同販賣所	賀茂郡稻取町	漁業組合	大正九年十一月三日
江奈、松崎、漁業組合共同販賣所	松崎町	株式會社	大正十四年九月
新井魚市	田方郡伊東町新井	株式會社	大正八年八月二十六日
伊東魚類販賣組合市場	湯川	漁業組合	昭和四年一月七日
土肥漁業組合共同販賣所	土肥村土肥	漁業組合	大正十一年一月一日
網代港漁業組合共同販賣所	網代町	漁業組合	昭和二年十二月七日
馬込魚問屋	駿東郡靜浦村獅子濱	個人	大正九年八月三十一日
志下魚市	志下	個人	大正八年十月一日
江浦魚市	江浦	個人	大正十一年五月十五日
多比魚市	多比	個人	大正十三年十一月一日
鈴吉魚市	富士郡元吉原村今井	個人	大正九年九月二十日
田子、浦魚市	田子浦村中丸	株式會社	大正十二年九月一日
三魚市	庵原郡由比町由比	個人	大正十年二月
三魚市	今宿	個人	明治四十三年
三魚市	今宿	個人	明治二十八年
三魚市	今宿	個人	明治二十年
三魚市	今宿	個人	大正七年四月一日
三魚市	今宿	個人	大正十四年七月一日
三魚市	今宿	個人	昭和六年四月八日

吉田水產株式會社市場	椋原郡金谷町河原	個人	昭和二年五月二十一日
御前崎水產株式會社市場	御前崎村	株式會社	昭和六年十二月二日
一相良水產物市場	相良町相良	個人	明治三十一年九月十九日
川崎水產株式會社市場	川崎町	株式會社	明治四十二年
堀之內魚市	小笠郡掛川町掛川	株式會社	昭和六年十二月十七日
袋井魚業株式會社市場	堀之內町堀之內	個人	明治三十六年
見付海產物合資會社市場	磐田郡袋井町高尾	株式會社	明治三十年
中泉魚株式會社市場	見付町	合資會社	明治三十年
豐濱漁業組合共同販賣所	中泉町中泉	株式會社	明治三十年
福田町漁業組合共同販賣所	豐濱村豐濱	漁業組合	昭和三年三月七日
二俣魚株式會社市場	福田町福田	株式會社	明治四十二年
舞阪魚合資會社市場	周智郡森町森	株式會社	明治三十五年一月八日
宇布見魚類合資會社市場	濱名郡舞阪町舞阪	合資會社	明治十五年五月五日
九十魚合資會社市場	雄踏町宇布見	合資會社	明治四十四年三月三日
篠原魚合資會社市場	篠原村馬郡	株式會社	明治三十八年八月
氣賀魚株式會社市場	引佐郡氣賀町氣賀	株式會社	大正五年十月二十日

第三節 製氷冷蔵事業

一、氷の需要量

本縣水産業者一ヶ年の製氷需要量は凡一千二百萬貫五拾萬圓と推定され、其の單價は最低參錢から最高八、九錢に上つてゐる。水價は季節と地方によつて著しい差異があり、殊に需要最も旺盛な夏期に急騰することは、水産業者として最も苦痛とするところである。今縣内主要漁村に於ける氷の需要量を見ると左の通りである。

漁村名	消費量	四季別に依る氷の價格	漁村名	消費量	四季別に依る氷の價格
賀茂郡稻取町	三〇〇、〇〇〇	冬 六錢 春 八錢 夏 五錢 秋 四錢	安倍郡長田村	二七〇、〇〇〇	冬 三、五錢 夏 八錢
田子村	五八五、〇〇〇	冬 六、五錢 春 五、七錢 夏 五、四錢 秋 四、七錢	志太郡焼津町	三、五〇〇、〇〇〇	冬 三、三錢 夏 五錢
田方郡網代町	二四三、〇〇〇	冬 七錢 春 一〇錢 夏 七錢 秋 五錢	濱名郡舞阪町	二〇〇、〇〇〇	冬 六錢 夏 八錢 春秋 五錢
伊東町	一、四〇六、〇〇〇	冬 九錢 春 七錢 夏 五錢 秋 四錢	清水市	一、〇五一、〇〇〇	四季を通じ 四、五錢
沼津市	一、〇四五、〇〇〇	冬 四、七錢 春 三、四錢 夏 四、一錢 秋 三、七錢	計	一、二〇〇、〇〇〇	

二、製氷冷蔵業者

現在縣内各地にある製氷冷蔵業者は次の様である。

名	稱	所在地	一日の製氷能力	一日の冷蔵能力	摘要
伊豆製氷冷蔵株式會社		賀茂郡下田町	一五五	三〇〇	
田子製氷株式會社		田子村	一五五	二、〇〇〇	
伊豆製氷株式會社		稻取町	一五五	三、〇〇〇	
清田萬治郎		三濱村妻良	一〇〇	三、〇〇〇	
肥田武七		三濱村子浦	一〇〇	三、〇〇〇	
大日本製氷株式會社	三島工場	田方郡三島町	一〇〇	六〇〇	
豆東製氷株式會社		伊東町	一〇〇	六〇〇	
稻葉喜一		網代町	一〇〇	六〇〇	
網代町製氷冷蔵株式會社		網代町	一〇〇	六〇〇	
渡邊綱司	外一名	上狩野村	一〇〇	六〇〇	天然氷
大日本製氷株式會社	第八工場	沼津市三枚橋	二五〇	一〇〇	
沼津製氷冷蔵株式會社	第六十六工場	沼津市下河原	二五〇	一〇〇	
鈴木良		富士郡吉原町	三〇〇	一〇〇	
吉川		富士郡吉原町	一〇〇	一〇〇	
大日本製氷株式會社	富士工場	富士郡吉原町	一、五〇〇	一〇〇	

秋山高太郎	富士郡傳法村	五〇〇	一、六〇〇
大日本製氷株式會社	庵原郡蒲原町	五〇〇	一、六〇〇
鈴木木佐吉	〃	〇	〇
柳瀬貞三	〃	〇	〇
大日本製氷株式會社	清水市	七〇〇	六、〇〇〇
〃	〃	〇	〇
〃	静岡市南東	二〇〇	一、〇〇〇
静岡製氷冷蔵株式會社	〃	〇	〇
用宗製氷冷蔵株式會社	安倍郡長田村	一〇〇	三、〇〇〇
大日本製氷株式會社	志太郡焼津町	六五〇	六、〇〇〇
燒津冷蔵會社	〃	〇	〇
大日本製氷株式會社	小川村	一、五〇〇	五、〇〇〇
高新田魚會社	〃	〇	〇
藤枝製氷株式會社	吉永村	二〇〇	五、〇〇〇
大日本製氷株式會社	島田町	一〇〇	八、〇〇〇
〃	〃	〇	〇
〃	榛原郡相良町	一〇〇	五、〇〇〇
〃	〃	〇	〇
吉田製氷冷蔵株式會社	吉田村	四〇〇	一、〇〇〇
掛川製氷株式會社	小笠郡掛川町	四〇〇	〇
遠江製氷冷蔵株式會社	磐田郡中泉町	三〇〇	〇
二俣製氷冷蔵株式會社	〃	二〇〇	〇
大日本製氷株式會社第八十八工場	濱松市東田町	二五〇	〇

五〇〇	一、六〇〇	五〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	六、〇〇〇	五、〇〇〇	一、〇〇〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

第四節 水産倉庫

縣下では水産倉庫としては、僅に天草の多産地に漁業組合や町村の手で、收納庫が設けられてゐる程度で、未だ見る可きものが餘りないのは遺憾である。之れは水産物が米穀其の他の商品と違つて、保管に種々の困難と手数が伴ふ結果と、且は本縣が東西兩市場に近接して交通も便利な爲、從來漁獲物は鮮魚のまゝ、處理されることが比較的多い關係で、發達しなかつたものと考へられるが、水産物の圓滑な配給と、生産者の利益を増進する上には、大いに此の水産倉庫の施設が必要である。縣下の水産倉庫は現在では前述の様に餘り振はないが、焼津町に於ける鯉節倉庫は、其の規模組織ともに稍誇る可きものがあるので、將來縣下に水産倉庫を設置する場合の参考にもと左に掲げることとする。

一、焼津町に於ける水産倉庫の概要

大日本製氷株式會社冷蔵部	濱松市板屋町	一五〇	〇
濱松製氷株式會社	〃	〇	〇
遠州製氷冷蔵株式會社	〃	〇	〇
氣賀製氷株式會社	引佐郡氣賀町	七〇〇	〇
舞阪製氷冷蔵株式會社	濱名郡篠原村	五〇〇	〇

一五〇	〇	〇	〇	七〇〇	五〇〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇

(イ) 水産倉庫の經營者

有限責任燒津信用購買利用組合

(ロ) 經營組織の概要

燒津信用購買利用組合(甲)と、同組合員中之と取引する輕節業者の團體(乙)は、共同のもとに輕節倉庫を建設し、其の價格六萬圓を各參萬圓宛の持分となし、甲に於て全額を立替へ、乙は年々の剩餘金を以て之れを返還す

剩餘金は倉庫の使用料及び甲より乙に支拂ふ保證料等を積立て、年末に於て甲に對し甲の持分及び、前記立替金の合計額を年六分五厘の利子を支拂ひ、其の殘額より諸經費を引去りたるものを云ふ。

乙は其の各自の寄托する輕節類の價格を鑑定し、甲は之を倉庫に保管す。

甲は乙の鑑定價格の七割を超えざる範圍内に於て、貸付(手形割引)を行ふ。此の場合乙の代表者は其の都度其の手形に連署し、各員連帶責任の意志を表示す。此の保證に對し甲は乙に貸付金額に應じ、日歩二厘の割にて保證料を交付す。

(ハ) 水産倉庫の規模並に構造の概要

敷地面積	内課坪數	建築物の概要
二、三三三、一七	六七二、八二	石造瓦葺煉瓦造倉庫 二棟 百拾九坪
	一、二八〇、三五	木造瓦葺平家建煉瓦造倉庫 七棟 七拾貳坪
	三六〇、〇〇 (借地)	全全木造瓦葺平家建煉瓦造倉庫 七棟 百〇八坪
		亞鉛板葺煉瓦造倉庫 一棟 七拾五坪
		木造瓦葺平家建煉瓦造倉庫 一棟 七拾五坪

建物は東向に建築し空地は全部乾燥場を使用す。又徵付室は秋冬期地下室に溫度及び、少量の溫度を與え徵付に便し、夏期其の必要なときは、倉庫に使用す。殺菌には二硫化炭素を用ふ。

(ニ) 保管物の種類

(ホ) 輕節類

倉庫は間割とし、適宜各員に割當て、一ヶ月何程の計算となす。例へば石造倉庫一棟五十坪を四室に分ち一室、即ち十二坪五合に對し、一ヶ月金八圓七拾五錢の保管料を徵收す。

(ヘ) 現在倉庫利用の概況

倉庫の收容力は約一萬樽で、常時は八千樽内外を保管して、參拾萬圓前後の貸付を行つてゐる。

別に倉荷證券は發行せず、只だ貸付の場合に限つて、甲は預り證を交付し、乙は擔保品差入證と共に之れを甲に差入をなす。故に借入金のないものは、單に倉庫の間借りに止まるのである。

第七章 水産施設

第一節 行政機關

本縣の水産行政は元内務部産業課で、處理されてゐたのであるが、大正十四年六月十日産業課を廢して、農務商工の兩課に分れ、水産に關する事務は商工課の所管となつたのである。ところが同年九月四日商工課は商工水産課と改稱せられ、更に時勢の進運に伴つて水産行政は益々忙復雜となつたので、昭和二年十一月十四日遂に商工課から分離して、水産課の獨立を見て今日に至つたのである。漁業の免許、許可、水産會及漁業組合の指導監督、漁港調査其の他水産に關する一般行政事務を掌つてゐる。此の外別項記載の通り明治三十六年四月には水産試験場を置いて、漁撈、製造、並に養殖に關する試験指導に當り、又水産職員は漁業監督吏員を兼ねて、警察官吏と共に漁業の取締に膺つてゐる。

第二節 獎勵事業

本縣の水産業は地理的關係と當業者の努力によつて、今や全國の首位を占めるところであるが、縣

内産業としても亦工農に亞ぐ重要なもので、益其の將來を期待されてゐる。併し水産業の興隆及施設の改善は、漁村の中樞である水産會や、漁業組合の共同施設に待つところが大きいので、本縣では從來の獎勵事業を統一して、昭和四年七月九日縣令第六十六號を以つて、漁業共同施設獎勵規程を發布し、農林省令による漁業共同施設獎勵規則と相俟つて、斯業の統制ある獎勵に努めてゐる。

一、今縣の獎勵規程發布以來の狀況を掲げると次の通りである。

(イ) 昭和四年度

施設の種別	補助件数	事業金額	補助金額	摘要
船揚及船溜設備	二	四、〇三六	一、三三三	船揚場設備 一、〇〇〇圓
水産物の販賣設備	一	九九七	三三二	共同販賣所新設 三三三圓
漁船及漁具設備	二	二、二〇九	六九四	漁網具新設 三六一圓
水産物の増殖設備	一	七、九九〇	二、六四一	水産物の増殖施設 八九九圓
計	一六	一五、二三二	五、〇〇〇	水産物の蓄養設備 一、五四二圓

(ロ) 昭和五年度

施設の種別	補助件数	事業金額	補助金額	摘	要
船揚場設備	4件	5,467円	1,820円	船揚場設備の改善	9,110円
水産物の販賣設備	3	3,650円	1,216円	荷揚棧橋の新設	6,730円
漁船及漁具設備	5	6,804円	2,267円	共同販賣所の新設	1,216円
水産物の増殖設備	27	23,119円	7,697円	漁網具の新調	2,267円
計	39	39,040円	13,000円	水産物の増殖設備	1,196円
				水産物蓄養設備	4,569円
				魚礁設備	4,932円

(ハ) 昭和六年度

施設の種別	補助件数	事業金額	補助金額	摘	要
船揚場及船溜設備	2件	3,700円	900円	船揚場設備	900円
水産物の製造加工及處理設備	1	675円	220円	共同製造場新設	220円
水産物の貯蔵設備	1	784円	250円	水産物の貯蔵設備	250円
漁具及漁船設備	2	3,517円	800円	漁具設備	800円

二、又農林省令による共同施設奨励金下付状況は次の様である。

施設の種類	補助件数	事業金額	補助金額	摘	要
水産物の増殖設備	30	27,592円	7,830円	水産物の増殖設備	2,625円
計	36	36,268円	10,000円	魚礁設備	4,320円
				漁道設備	7,000円
				漁港設備	800円

(ロ) 昭和元年度

施設の種別	補助件数	事業金額	補助金額	摘	要
船溜設備	1件	21,000円	8,400円	妻良漁業組合	8,400円
漁具設備	2	3,415円	1,326円	多比浦漁業組合	4,960円
養殖設備	2	3,200円	1,600円	白須賀漁業組合	8,300円
漁船救難設備	1	36円	21円	江浦漁業組合	1,000円
計	6	27,651円	11,347円	濱名水産會	5,000円
				舞阪町漁業組合	210円

(イ) 大正十四年度

施設の種別	補助件数	事業金額	補助金額	摘	要
販賣設備	1件	1,612円	444円	川奈濱漁業組合	444円



(六) 昭和二年度		(三) 昭和三年度		(ホ) 昭和四年度	
施設の種別	補助件数	事業金額	補助金額	施設の種別	補助件数
共同販賣所給水 魚揚棧橋設備	一件	六、一〇〇円	二、四七三円	船揚設備	二件
				漁船及漁具設備	一件
				自動車購入	一件
				魚礁設備	一件
				計	五
子浦漁業組合	二、四七三円			事業金額	一四、二五〇円
				補助金額	五、〇〇〇円
田牛區漁業組合	九二〇円			摘要	赤澤浦漁業組合 五、〇〇〇円
長津呂區漁業組合	八六七円				
中島漁業組合	一、八七〇円				
網代港漁業組合	九一〇円				
川尻漁業組合	八七〇円				

(ヘ) 昭和五年度
漁船及漁具設備
計
三
五、二八五
一九、五三五
二、一一二
七、一一二
大瀬濱漁業組合 一、五五八円
三保濱漁業組合 一、五五四円

(ト) 昭和六年度
施設の種別
補助件数
事業金額
補助金額
摘要
船溜設備
漁船救難設備
計
二
一
一
三、八〇〇円
一七、八二五
五五、八二五
一〇、〇〇〇円
七、六五六
一七、六五六
伊豆山漁業組合 一〇、〇〇〇円
御前崎漁業組合 七、六五六

施設の種別	補助件数	事業金額	補助金額	摘要
船揚場設備	一件	二九、〇〇〇円	八、〇〇〇円	田子村漁業組合 八、〇〇〇円

第三節 漁業處分

昭和六年十二月末日現在に於ける、免許漁業の總數は八百九十件で、内専用漁業は二百二十一件、

定置漁業は百七十七件、特別漁業は四百四十件、區劃漁業は五十二件に上つてゐる。又許可漁業にあつては縣漁業取締規則によるもの八百十八件、漁業法施行規則によるもの千二百四十三件、農林省令によるもの五十件、計二千百一十一件の多きを數へてゐる。其の概況は次の様である。

一、免許漁業

(イ) 専用漁業

専用漁業權の總數は二百二十一件で、内二百〇四件は海面に（濱名湖を含む）、十八件は河川湖沼に設けられ、個人や町村有のものも二、三あるが、殆ど漁業組合の享有するところである。縣下百三十四里に亘る沿岸には、殆んど専用漁業權が設けられてゐるが、河川に於ては魚族蕃殖保護のつ見地から、最近次第に設けられる様になつたのである。漁業の種類は百八十五種の多數に上つてゐるが、其の主なもの沿海では棒受網、鰯地曳網、鮑、蠔螺、龍蝦、石花菜、海藻、海苔漁業等で、河川では鮎、鰻、漁業等である。

(ロ) 定置漁業

定置漁業權は百七十七件で、内河川湖沼に屬するものが四十一件である。本漁業は伊豆沿岸に最も發達して、御前崎以西の遠州灘には之れを見ない。定置漁業の中で重要なものは鰯及鮎の大謀網漁業で、總數六十四件に上つてゐるが、近年漁業の不振に伴つて休漁するものも多く、實際經

營してゐるのは三十餘漁場で、目下不漁救済の對策として、極力漁場の整理合併に努めてゐる。河川の定置漁業は鮎の瀬張網及堰笮漁業の二種である。

(ハ) 特別漁業

特別漁業權數は四百四十件で、河川湖沼には之れを見ない。其の最も重要なのは鰯、鮎の地曳網及船曳網で、鰯敷網は伊豆地方に於て重要な漁業である。

(ニ) 區劃漁業

區劃漁業權の總數は五十二件で、内魚類養殖は二十六件を占めてゐる。之れに次ぐのは牡蛎養殖の十六件、海苔養殖の八件である。本漁業權は濱名湖及清水灣内に大部分が設けられてゐる。

(ホ) 免許漁業權一覽表

漁業權の種類	漁業組合有	市町村又は區有	個人有	計
專用漁業權	二〇九件	一〇件	二件	二二一件
定置漁業權	一五三	七	一七	一七七
臺網類漁業	八九	一	一	九六
落網類漁業	九	一	一	九
柵網類漁業	二〇	一	一	二〇
建網類漁業	一	一	一	五

出網類漁業	鮎類漁業	特別漁業權	海豚漁業	地曳網漁業	船曳網漁業	敷網漁業	飼付漁業	築磯漁業	區劃漁業權	海苔築建養殖業	牡蛎築建養殖業	牡蛎養殖業	魚類養殖業	介類養殖業	合計
34	426	8	337	51	26	22	2	37	8	5	1	1	2	1	825
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17
6	7	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	48
41	40	8	351	51	26	22	2	52	8	5	1	1	2	890	

二、許可漁業

(イ) 縣漁業取締規則に依る許可漁業

許可總數八百十八件で、其中重要なのは篝火漁業及櫻蝦並鮎鯉の揚繰網漁業である。篝火漁業

は近年燭力の増大から沿岸漁業に及ぼす影響が大きいので、現在數を以て制限してゐる。又櫻蝦揚繰網漁業は縣令によつて、其の使用統數を百九十六統以内と定めてゐる。養網漁業は現在濱名湖に限られて目下三百六十六統を數へてゐるが、同湖に於ては最も重要な位置を占めてゐる。

(ロ) 漁業法施行規則による許可漁業

許可總數一千二百四十三件で、内あめんど打瀬網は七百五十餘件に上つてゐて、濱名湖及舞阪町を中心とする遠州灘の沿岸に多い。夜打瀬網は四百三十餘件で、濱名湖に限られ同湖の蝦を主要漁獲物としてゐる。潜水器漁業は南豆及榛原郡下に於ける重要漁業で、五十八件に上つてゐる。

(ハ) 農林省令に依る許可漁業

現在許可數五十件で何れも機船底曳網漁業である。本漁業は舞阪港を根據地として、一部は伊豆の戸田港にあるが、何れも二十噸五十馬力以下の比較的小型のもので、近年益々沿岸漁業との軋轢が甚しくなつて來たので、現在數を以て制限してゐる。

(ニ) 許可漁業一覽表

漁業名稱	許可數	主なる漁獲物	主なる漁業地
縣令に依る許可漁業	八一八件		
篝火四艘網漁業	一五	鰯、鯉、鮎	對島村稻取町

篝火二般張網漁業	一六	鱈、鱈、鮭	對島村、三濱村
篝火揚線網漁業	一七	鱈、鱈、鮭	靜浦村、土肥村
篝火棒受網漁業	一五	鱈、鮭	沼津市
篝火巾着網漁業	三五	鱈	靜浦村、沼津市
鮪鰹揚線網漁業	六五	鮪、鮪	靜浦村、蒲原町、由比町、土肥村
櫻蝦揚線網漁業	一七一	櫻蝦	由比町、蒲原町、元吉原村、田子浦村
海藻刈取器漁業	三六	かぢめ、あらめ	地頭方村、御前崎村、白羽町
硯水器漁業	七二	和布荒布蝶螺、鮪	地頭方村
囊網漁業	三六六	蝦、黑鯛、鮪	雄踏町、北庄内村、新所村
鵜使漁業	一〇	鮎	長田村
漁業法施行規則に依る許可漁業	一、二四三		
アメント打瀬網漁業	七五三	あめんど	舞阪町、雄踏町、入出村
夜打瀬網漁業	四三二	蝦	入出村、雄踏町、新所村、村櫛村
潜水器漁業	五八	石花菜、あらめ、かぢめ、蝶螺	朝日村、竹麻村、相良町、御前崎村
農林省令に依る許可漁業	五〇		
機船底曳網漁業	五〇	甘鯛、鯛、魴鮃、蝦	舞阪町、戸田村
合	二、一一一		

第四節 漁業取締

漁業違反の取締徹底を期し秩序の保持によつて、漁業の圓滿な發達を圖るため、水産關係の職員は概

ね漁業監督吏員を兼ねてゐるが、本縣では便宜上水産試験場及水上警察署が主となつて其の任に當つてゐる。即ち取締船、巡邏船を常置して、四時縣下の沿岸を巡航するの外、近年機船底曳網漁船の禁止區域を侵すものが、益々頻繁となつて來たのに鑑みて、魚群探見用の飛行機を利用し、取締船と相應して、之れが監視と取締の勵行に努めてゐる。其の他河川漁業の取締に付ては、最寄の警察署と連絡して禁漁期其の他必要ある毎に監督吏員を派して、極力犯罪の檢舉と、漁業法規上の指導に當つてゐる。

一、漁業取締施設の概要

(イ) 漁業監督吏員 拾八名

(ロ) 水産試験場漁業警備船

船名	天龍丸
船種	木造漁業汽船
總噸數	貳拾七噸
重要寸法	長五拾七呎、幅拾貳呎、深五呎拾吋
速力	拾壹哩
機關	A、主機 三筒四サイクル七拾五馬力 B、輔機 電氣着火式四馬力石油機關
主なる設備	A、無線電信

B、点燈装置
 C、探照燈
 D、トムソン式電動測深機
 E、動力捲揚機

建造費
 船体 壹萬壹千七百七拾七圓
 機關 壹萬參千八百五拾圓
 無線電信 貳千參百六拾圓

竣工年月 昭和三年十一月
 造船所 清水市三保造船所

(八) 清水水上警察署警邏船

船名 美保丸
 船種 木造石油發動機船
 總噸數 拾八噸
 重要寸法 長五拾貳呎幅拾壹呎深五呎
 速度 九哩
 機關 ボリソダー型石油發動機四拾馬力
 建造費 壹萬貳千貳百五拾七圓
 船体 八千〇八拾貳圓

竣工年月 大正十二年十一月
 造船所 安倍郡長田村用宗小柳造船所

第五節 水産試験場

一、沿革

本縣水産試験場は明治三十五年の通常縣會で設置を議決され、翌三十六年四月農商務大臣の認可を得たのである。當初にあつては養殖に關する試験研究に當ることとなつて、地を濱名湖畔の新居町に選定し、同年九月二十日造池、堤防等の工事に着手、續いて三十七年一月二十二日平家建事務所十六坪、餌料納屋の竣工を見て、茲に從來縣廳内に設けられてゐた事務所は、右工事の落成と共に試験場内に移轉して、専ら濱名湖畔に於ける淡水養殖の試験研究に着手すると共に、其の普及を圖つたので、遂に今日の盛況を謳はれる基を開いたのである。越へて三十九年四月新に漁撈部を、安倍郡清水町に設け、本場は三十八年九月から再び縣廳内に移されたのである。之れと同時に新居町は養殖部と改稱せられ、清水の漁撈部に於ては開設と同時に、第一世富士丸總噸數二十五噸を建造して、全國に率先して石油發動機を据付け、遠洋漁業の指導獎勵に當つて、斯業に「エボック」を劃したのである。其の後濱名湖畔に於ける淡水養殖の發達著しいものがあつて、所期の目的一段落を告げたので、

明治四十三年三月三十一日限新居町の養殖部を廢止して、同年四月一日から田方郡内浦村重須に鹹水養殖試験所を設けて、鹹水魚族の増殖事業に力を注ぐこととなつた。大正四年三月二十三日畏くも聖上陛下末だ東宮にあらせられるの時、行啓を賜ふの光榮に浴したのである。之れより曩大正元年九月十一日本場を安倍郡清水町に移し、同九年三月三十一日には事務の都合上から、内浦村の鹹水養殖試験所を閉鎖して、漁撈製造、養殖、に關する一切の試験調査は本場に於て行ふこととなつたのである。

一方遠洋漁業の異常な發展に伴つて、大正九年には「スチーム」船第二世富士丸百五十八噸を建造し、新に無線電信機を裝備して指導船として一段の威力を加へたのである。斯くて大正十二、三年の兩回到互つては、遠く南洋「マリアナ」群島に遠征して、鯉鮪漁業調査を行つて、本縣遠洋漁業の爲に新天地を開拓したのであるが、更に昭和二年七月五日駭々乎として底止するところのない、遠洋漁業の實情に鑑みて、工費拾九萬餘圓の巨費を以て、鋼製ディゼル船第三世富士丸百八十噸を建造して、本縣遠洋漁業の將來に備へることとなつた。續いて昭和三年十一月には、沿岸漁業指導並に警備船天龍丸二十七噸を建造した外、同年よりは更に飛行機の漁業利用化を期して、魚群探見の先鞭を付けたのである。越えて昭和四年海防義會の厚意によつて、新鋭の水上機二機の無償貸與を受けて、一層の活躍を圖ることとなつた。

又伊豆沿岸の定置漁業やその他の沿岸漁業の振興改善を使命として、昭和四年十一月十六日に地を田方郡伊東町に卜して、水産試験場伊東分場の開設を見たのである。

如斯本場は創設以來二十有餘年の歴史を持つてゐるので、其の間幾多の變遷を重ねたけれ共、本縣水産業の改良發達に寄與するところが尠くないのである。然るに本場は依然舊來の漁撈部を其の儘使して來たため、其の設備は極めて不充分で、各種の試験や研究に多大の不利不便を感じ、且近年特に重要視されて來た製造方面の充實を期するために、昭和六年度の通常縣會の議決を経て、工費六萬貳千八百圓を投じて、二ヶ年の繼續事業で、現在の位置に鐵筋「コンクリート」の二階建本館、並に木造平家建の附屬建物及製造工場等を新築することとなつたので、之れが完成の曉は面目を一新すると共に、一層當業者の期待に副ふことが出来るものと確信される。

二、位置及設備

1、本場

イ、位置 清水市清水受新田字向島

ロ、設備

A、敷地 六百參拾坪

B、建物

本館 鐵筋「コンクリート」二階建延一五六坪

階下

事務室

三一坪五

場長室

七坪

應接間 七坪
圖書室 八坪七五
講堂 二九坪二五
標本室 二〇坪二五
控室 一一坪二五
附屬建物 木造平家建延一四三坪六六
實驗室 一四坪
分折室 八坪七五
無線電信室 一一坪
製造室 三一坪五
製造事務室物入及冷藏庫 六坪七五
倉庫 二二坪六六
小使室湯沸場及宿直室等 三二坪五
C、工費 金六萬貳千八百圓也
建物建築費 金參萬九千五百圓也
本館 二八、〇八〇圓
附屬建物 一一、四二〇圓
設備費 金壹萬九千圓也
無線電信設備 一、四〇〇圓

2、所屬船

ハ、竣工年月 昭和七年度完成の豫定

イ、遠洋漁業指導船

製造作業室設備 八、五一〇圓
冷藏庫設備 四、二〇八圓
分折室設備 一、四二五圓
實驗室設備 一、八八二圓
標本室設備 一、〇〇〇圓
講堂設備 二五〇圓
雜費 三三五圓
其他 金四千參百圓也

船名 富士丸
船種 鋼製スクーナー型帆船
總噸數 百七拾九噸八
重要寸法 長百拾呎幅貳拾參呎深拾呎五吋
速力 拾 浬
機關 A、主機 ディセル六筒四サイクル參百貳拾馬力
B、補機 ディセル單筒二サイクル參拾馬力

C、補機戸知式輕油發動機拾馬力

主なる設備

A、無線電信電話アンダンプト式(東洋無線真空管式)

B、冷藏機アンモニア式

C、探照燈光達距離四、六〇〇ヤード

D、自動艇長貳拾五呎機關スクリッパス四拾馬力

E、電動揚錨機一分間四拾呎の揚錨力を有す

F、電動測深機

G、ラインホーラー參馬力電動裝置

H、活魚船貳個にて鱈百擔を收容す

I、点燈裝置補助並に蓄電池に依る

J、電氣サイレン

建造費 金拾九萬〇百貳拾壹圓也

船体及屬具 八七、〇八九圓

主機 四九、八五九圓

補助機 一四、五八〇圓

無線電信電話設備 八、六〇〇圓

冷藏機 五、二四五圓

自動艇 四、九〇〇圓

其他 一九、八四八圓

口、警備並沿岸漁業指導船

竣工年月 昭和二年七月

造船所 大阪鐵工所

造船名 天龍丸

船種 木造漁業汽船

總噸數 貳拾七噸

重要寸法 長五拾七呎幅拾貳呎深五呎拾吋

速力 拾壹 浬

機關

A、主機 三笛四サイクル七拾五馬力

B、補機 電機着火式四馬力石油機關

主なる設備

A、無線電信

B、点燈裝置

C、探照燈

D、トムソン式電動測深機

E、動力捲揚機

建造費 金貳萬七千參百八拾七圓

船体 一一、一七圓

機關 一三、八五〇圓

3、魚群探見飛行設備

イ、飛行場

無線電信 二、三六〇圓
 竣工年月 昭和三年十一月
 造船所 清水市三保造船所

位 置 清水市三保真崎
 面積 七萬六千貳百七拾五坪
 濱 地 六五〇坪
 水面 七五、六二五坪
 建物 木造亞鉛葺平家建
 格納庫 九六坪
 附屬事務室 一〇坪五
 工 費 金參千參百參拾四圓
 竣工年月 昭和五年六月

ロ、飛行機 (海防義會より貸與)
 名稱 義勇第八號、第九號
 型式 中島式三座水上機
 全長 一三、五五八米
 全幅 九、五六五米

4、分場

イ、位 置 田方郡伊東町玖須美元和田字松下新田五三三番地ノ一
 ロ、設 備
 A、敷 地 貳百貳拾貳坪壹合四勺

全 高 三、六〇〇米
 翼面積 四四平方米
 發動機 イスバノスイザー三〇〇馬力
 自重 一、四〇〇庇
 搭載量 七〇〇庇
 全備重量 二、一〇〇庇
 塔乗者數 參名
 操縱士 壹名
 魚群搜索者 壹名
 無線電信員 壹名
 最高速度 九三節
 上昇限度 三、五〇〇米
 燃料消費量 一〇〇〇時
 航續時間 四時一〇分(最大速度にて)
 竣工年月 昭和五年七月

業務	概要	要	期間	場所
鯉、鮪漁業調査及指導	縣下の鯉鮪漁船を最も有利に經營せしめんが爲、指導船場の探査開拓を行はんとす。	鯉 自四月至十一月 鮪 自十一月至三月	伊豆近海より南洋マリアナ群島に至る海區 房總沖合より北海道に至る海區	
飛行群探見	飛行機に依り短時間に廣汎なる海區の魚群游泳状況を探査し、之が結果は機上の無線電信電話に依り、向鯉鮪漁船に速報し、漁獲能率の増進を計らんとす。尚鯉鮪漁期には定置漁場に於ける魚道の調査を爲し、該漁業の指導をなさんとす。	遠洋漁業 自四月至十月 定置漁業 自十一月至三月	駿河灣近海及南方漁場 本縣全沿岸定置漁場	
漁況放送及通信	出漁中並出漁せんとする漁船に對し、本場及富士丸より無線電信電話を以て、毎日數回に亘り漁況海況を放送し、重要漁業の選擇及び漁獲上の便益を與ふると共に、尙縣下の重要漁業に付、可及的廣汎に且つ精細に海況漁況を調査し、併せて各種漁業の基礎的研究を爲し、之が結果は旬報として夫々關係者に配布す。	周年 (毎月一回)	本場 三保八丈島間御前崎石室崎間三保大瀬崎間	
海洋觀測	漁況の消長と海況との關係を闡明ならしめんとす。	隨時	縣下全沿岸	
漁業取締	漁業犯則者の取締をなし、沿岸漁業の保護並に振興を計らんとす。			

本場

三、業務の概要
昭和六年度施行豫定の事業概要は次の様である。

漁撈部

B、建物	本館	木造瓦葺平家建百拾參坪	九三坪五
事務室	六坪		
研究室	八坪		
標本室	六坪		
豫備室	五坪		
講堂	二八坪		
宿直室	三坪		
應接室	四坪		
作業室	一二坪		
附付建物	一九坪五		
浴室	三坪		
小便室	四坪		
湯沸室	三坪		
便所	三坪		
C、工費	壹萬圓也		
建物建築費	金七千四百拾六圓八拾錢		
本館	五、九四一圓八〇錢		
附屬建物	一、四七五圓		
設備費	金貳千五百八拾參圓貳拾錢		

八、竣工年月 昭和四年十月二十日

餌料製試驗	(一) 運搬料試驗	餌料製を漁獲直後遠隔の著養場迄運搬することは、從來至難なること、され居る爲、餌の豊漁ある場合も、餌料の欠乏を來すこと屢々にて、之が爲遠洋漁船の操業、並に經濟上に齎す影響は甚大なり。依つて天龍丸にて取締の閉時に於て、運搬試験を行はんとす。	隨時	縣下沿岸
活餌付料試驗	(二) 活餌付料試驗	本縣下漁業に使用する餌料は、長期間著養の上漁船に積込むに非ざれば、死亡率多し、使用に堪へざるを以て、價格の高騰を免れず、且つ隨時隨所に於て餌料を供給し、難き不便あるを以て、適當なる著養槽を考究し、荒鰯を直ちに漁船に積込み活付試験を行はんとす。	自六月至八月	縣下沿岸

製造部

業務	養殖成品利用に付、主として牡蠣の加工品製造に關する試験をなす。	要	期	場	所
養殖魚貝類利用試験	養殖成品利用に付、主として牡蠣の加工品製造に關する試験をなす。		自三月至一月	本場	
雜試驗	試験の結果成績良好なりし「トシボ」鮪油漬罐詰製造の指導をなすと共に、技術上各種疑義の研究を行ふ。		周	隨	所
(イ) 鮪油漬罐詰指導及研究	鮪節製造に不適當なる油質原料の油分除去方法を研究す。		自四月至二月	本場	
(ロ) 鮪節原料油分除去に關する研究	技術上至難なる蒲鉾罐詰殺菌操作中に於ける、變色熱傳導及品質變化の状態を研究し、之が罐詰方法を案出せんとす。		自九月至二月	本場	
(ハ) 罐詰に關する研究	多産せられる櫻蝦、鱈、鰯等の價值増進のため、各種新製品の考案をなさんとす。		周	本場	
(ニ) 新規製品考案					

櫻干製造指導	利用の途薄き魚類の價值を増進せんが爲、吾人の嗜好に調和せる櫻干等の加工品の製法を傳習す。	隨時	隨	所
鮪節製造指導	縣内外主要生産地の切込状況及び商況を調査し、之を當業者に通信す。	自四月至二月	本場	

養殖部

業務	各種様式の魚礁の築造により、内灣並外海沿岸の魚族の蕃殖を圖らんとす。	要	期	場	所
魚礁試驗	濱名湖内の垂下式養鮪法の適否を研究し、湖内水面の利便を圖らんとす。		周	遠州河州灣	
垂下式養鮪試驗	石花菜母草の移殖及投石をなし増殖を圖らんとす。		周	濱名湖	
海藻蕃殖試驗	沿岸小鮎と鹽分との關係を闡明にし河川に放流移殖せんとす。		周	伊豆沿岸	
鮎移殖試驗	龍蝦の習性を研究し、人工孵化並稚蝦を飼育し、適所に放流せんとす。		自六月至十月	伊豆沿岸	
龍蝦人工孵化飼育試驗	灣内牡蠣海苔の豊凶に密接なる關係ある海況を調査研究せんとす。		周	本場	
清水灣觀測	櫻蝦の蕃殖關係を闡明ならしめ、且棲息地帯の調査をなさんとす。		周	駿河灣	
櫻蝦調査	種苗鰻をしらす鰻より養成し、種苗の圓滑なる供給を圖らんとす。		周	磐田郡福田町	
しらす鰻養成委託試驗					

伊東分場

業務	概要	要	期間	場所
沿岸細密調査	定置漁業の成否、及漁場價値は、魚道、魚具、敷設の位置如何に關する所頗る多きを以て、漁場の底質、底型、深淺海底硬度等の細密調査を行ひ、漁具設置の適所を闡明ならしめんとす。	周	年	東豆沿岸
潜水試験	魚群の習性棲息移動を潜水器により基礎的研究をなすと共に、水中に於ける定置漁網の移動、變型状態を觀察調査し、之れが漁具の構造及底型底質の關係を明らかならしめ、以て漁具の得失を研究し、的確なる合理的改良をなさんとす。	隨	時	定置漁場
定置器具の研究	漁場に於て使用せる適切なる觀測器具の改良研究をなさんとす。	隨	時	場
觀測器具の研究	比較の法則に依り漁網模型の力學的研究をなし以て定置漁網の改良發達に資せんとす。	隨	時	場
力學試驗	各種染料に付漁網材料に對する適否優劣比較試験を行はんとす。	周	年	場
漁網染料の研究	沿岸各地に於ける定置漁場と連絡し、魚族の去來消長の關係を明らかにせんとす。	周	年	場
連絡通信		周	年	場

四、過去の業績

明治三十七年水産試験場開設以來實施した重なる事業は

漁撈部

事業項目	施行期間	事業項目	施行期間
富士丸建造	明治三十八年度	小臺網漁業	至大正六年
鯉習性調査	明治三十九年度	漁業基本調査	至大正二年
簡易遠洋漁業練習生養成	自明治三十九年度	鮭流網漁業試験	至大正六年
海員の養成	自明治四十年度	沿岸海洋觀測	至大正四年
鯉漁業試験	自明治四十一年度	鮫底刺網及柔魚釣	至大正七年
鯖漁業試験	自明治四十二年度	指導船富士丸の建造	至大正九年
鯖漁業試験	自明治四十三年度	鯉、鮪漁場調査	至昭和十二年
鯉水藏運搬	明治四十四年度	鯉、鮪漁場調査	至昭和十二年
鯉餌料試験	明治四十五年度	遠洋漁業	至大正十三年
秋刀魚流網試験	自明治四十六年度	練習生の養成	至大正十三年
珊瑚試験	自明治四十七年度	時辰儀誤差檢測	至大正十三年
鯉、鱈棒受網試験	自明治四十八年度	傳書鳩利用通信試験	至大正十四年
漁業聯絡通信	自明治四十九年度	マリアナ群島鯉、鮪	昭和二年
錢洲に於ける	自明治五十年度	漁業調査	昭和二年
天草調査	自明治五十一年度	富士丸の建造	昭和二年

事業項目	施行期間	事業項目	施行期間
淡水養殖鯉鰻鰻	自明治三十七年度至明治四十七年度	鯉餌料用しらす	自明治三十九年度至明治四十九年度
同 鱒人工孵化放流	自明治四十六年度至大正六年度	獨逸種鯉革鯉	明治四十年度
鹹水養殖蛤 蛸	自明治三十七年度至明治四十年度	海苔施肥試驗	自明治四十二年度至明治四十一年度
海鼠移殖試驗	明治三十九年度	海苔胞子付験	明治四十一年度
牡蠣養殖試驗	明治三十九年度	天草蕃殖試験	自明治四十一年度至繼續
鮭節製造試驗	自大正十四年度至自大正十五年度	調味加工品の研究	昭和四年度
岩海苔製造試驗	自大正十四年度至自大正十五年度	乾燥貯蔵に關する基礎的研究	自昭和四年度至昭和五年度
岩海苔佃煮試驗	大正十四年度	櫻干製造指導	自昭和四年度至昭和五年度
魚肉鰯詰試験	大正十五年	蒲鉾詰る研究	自昭和五年度至昭和六年度
家庭罐詰機利用試験	昭和二年	新規製品の考案	自昭和五年度至昭和六年度
養殖魚貝類利用試験	自昭和二年	鯉節原料油分除去に關する研究	昭和六年度
鮭油漬罐詰試験	自昭和四年		

事業項目	施行期間	事業項目	施行期間
三保八丈島間 海洋横斷觀測	自大正十四年度至繼續	深海漁業試験	昭和四年度
飛行機利用魚群調査	自昭和三年	餌料運搬試験	自昭和五年
天龍丸の建造	昭和三年	餌料荒鰯活付試験	自昭和六年
鹽竈及釜改良試験	明治三十九年度		
寒天製造適地調査	自明治三十九年度至明治四十年度	鯉節製造試験	自大正三年度
伊豆沿岸天草及寒天製造原藻調査	明治三十九年度	寒天製造委託試験	自大正三年度至自大正四年度
乾燥器試験	自明治四十年度	岩海苔改良試験	自大正四年度至自大正五年度
煮干鰯電試験	自明治四十年度	鯉節製造練習	自大正五年度
輸出向鹽藏鮭	自明治四十一年度	煮汁利用試験	自大正五年度
寒天製造試験	自明治四十四年度	特種製品製造指導	自大正十二年
寒天粕料施肥試験	自明治四十五年	鯉節生産情況通信	自昭和三年
	明治四十四年度	フィッシュノース製造試験	自大正十四年度

鮑 蕃 殖 試 驗	大 正 八 年 度	至 大 正 十 四 年 度	櫻 蝦 調 査	至 昭 和 四 年 度
濁 水 に よ る 餌 料 鯉 被 害 調 査	大 正 十 四 年 度	大 正 十 四 年 度	龍 蝦 人 工 解 化 試 驗	至 昭 和 五 年 度
佐 鳴 湖 赤 潮 調 査	大 正 十 四 年 度	大 正 十 四 年 度	海 産 小 鮎 移 殖 試 驗	至 昭 和 六 年 度
魚 族 蕃 殖 保 護 試 驗	大 正 十 四 年 度	大 正 十 四 年 度	し ら ず り 鰻 養 成 試 験	至 昭 和 六 年 度
天 草 移 殖 試 驗	大 正 十 四 年 度	大 正 十 四 年 度	委 託 試 験	至 昭 和 六 年 度
鹹 水 魚 蝦 藻 類 蕃 殖 試 驗	自 明 治 四 十 五 年 度	自 明 治 四 十 五 年 度	鮪 養 殖 試 験	自 昭 和 四 年 度
海 鼠 蕃 殖 委 託 試 驗	自 明 治 四 十 三 年 度	自 明 治 四 十 三 年 度	魚 礁 試 験	自 昭 和 四 年 度
蛤 蚶 養 殖 委 託 試 驗	明 治 四 十 年 度	明 治 四 十 年 度	牡 蛎 養 殖 試 験	自 大 正 十 五 年 度
同 蕃 養 委 託 試 驗	明 治 四 十 三 年 度	明 治 四 十 三 年 度	藻 貝 移 殖 試 験	自 大 正 十 三 年 度
鯉 餌 料 圍 網 飼 育 試 験	自 明 治 四 十 二 年 度	自 明 治 四 十 二 年 度	鮎 人 工 解 化 放 流 試 験	自 昭 和 十 五 年 度

五、創立以來經費豫算

亦本場創立以來累年の經費豫算は次の様である。

年 度	經費豫算額	俸 給	雜 給	場 費	修 繕 費	臨 時 部
同 三 十 七 年 度	二、八八〇・〇〇	六、六〇〇・〇〇	四、四一八・〇〇	一、五八六・二七	一、〇〇〇・〇〇	一、八八五・〇〇
同 三 十 八 年 度	三、九八〇・〇〇	九、〇〇〇・〇〇	五、〇〇〇・〇〇	二、一七六・八四	一、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇
同 三 十 九 年 度	五、五八二・三六	一、七八〇・〇〇	一、二五六・五七	二、三九五・七九	二、五〇〇・〇〇	八、六九五・三三
同 四 十 年 度	一、九六四・三六	二、七〇〇・〇〇	八、〇〇六・三二	八、五三〇・〇五	四、〇〇〇・〇〇	六、六七〇・〇〇
同 四 十 一 年 度	二、二六二・二六	三、九〇〇・〇〇	八、六七・五八	九、二八五・〇八	五、五〇〇・〇〇	六、三九〇・〇〇
同 四 十 二 年 度	三、一八七・九七	三、〇〇〇・〇〇	九、六二一・三七	九、〇〇三・六四	四、七〇〇・〇〇	四、三三〇・〇〇
同 四 十 三 年 度	三、七二九・〇七	三、三三六・〇〇	一、二九七・〇三	一、四四五・〇四	六、六〇〇・〇〇	一、六七五・〇〇
同 四 十 四 年 度	四、〇四九・二五	三、三三六・〇〇	九、二一八・三九	七、六三三・六六	七、〇〇〇・〇〇	一、七二七・〇〇
大 正 元 年 度	三、三三三・〇〇	三、三三三・〇〇	八、〇九〇・〇〇	七、〇〇〇・〇〇	三、七〇〇・〇〇	五、六〇五・〇〇
同 二 年 度	三、三三三・〇〇	三、三三三・〇〇	九、四四九・四五	九、九九七・〇〇	一、六五〇・〇〇	—
同 三 年 度	三、三三三・〇〇	三、三三三・〇〇	四、八三三・〇〇	七、〇〇〇・〇〇	一、六五〇・〇〇	—
同 四 年 度	三、三三三・〇〇	三、三三三・〇〇	四、五一一・〇〇	四、八〇九・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	—
同 五 年 度	三、三三三・〇〇	三、三三三・〇〇	四、九九九・〇〇	五、六〇八・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	—
同 六 年 度	三、三三三・〇〇	三、三三三・〇〇	四、七八五・〇〇	五、一五五・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	—
同 七 年 度	三、三三三・〇〇	三、三三三・〇〇	四、四六三・〇〇	四、四〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	—
同 八 年 度	三、三三三・〇〇	三、三三三・〇〇	四、四三三・〇〇	四、六〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	—
同 九 年 度	三、三三三・〇〇	三、三三三・〇〇	四、九七〇・六五	五、六五六・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	—
同 十 年 度	三、三三三・〇〇	三、三三三・〇〇	一、八三三・〇〇	三、三三三・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	—

同 十 年 度	同 十 一 年 度	同 十 二 年 度	同 十 三 年 度	同 十 四 年 度	昭 和 元 年 度	同 二 年 度	同 三 年 度	同 四 年 度	同 五 年 度	同 六 年 度
五、七、六〇・〇〇	六、〇、五三・〇〇	五、七、〇二・〇〇	五、六、三二・〇〇	六、五、一五・〇〇	五、四、五八・〇〇	五、六、七九・〇〇	七、五、八〇・〇〇	七、〇、〇〇・〇〇	五、四、五八・〇〇	八、一、三六・〇〇
八、一、二六・〇〇	八、一、三六・〇〇	七、五、〇八・〇〇	七、五、四四・〇〇	七、九、四四・〇〇	七、〇、〇〇・〇〇	九、五、七三・〇〇	一、一、七三・〇〇	一、三、一〇・〇〇	一、四、六六・〇〇	一、三、六三・〇〇
三、三、四三・〇〇	三、四、七七・〇〇	三、四、〇六・〇〇	三、三、二六・〇〇	三、三、〇二・〇〇	三、三、二二・〇〇	三、三、三二・〇〇	三、五、三二・〇〇	三、〇、九二・〇〇	三、四、六二・〇〇	三、〇、八四・〇〇
三、一、二二・〇〇	三、五、四三・〇〇	三、四、二九・〇〇	三、三、七四・〇〇	三、三、二六・〇〇	三、三、六六・〇〇	二、七、五五・〇〇	二、七、〇三・〇〇	三、五、六八・〇〇	三、三、九八・〇〇	三、三、五九・〇〇
三、六、〇〇	三、三、三三・〇〇	一、二、〇八・〇〇	一、二、〇八・〇〇	一、一、八五・〇〇	一、一、八八・〇〇	一、三、五五・〇〇	二、二、二七・〇〇	三、五、七七・〇〇	四、六、二七・〇〇	四、三、〇〇・〇〇
						一、九、〇〇・〇〇	二、五、九二・〇〇			六、三、〇〇・〇〇

第八章 水産教育

水産教育が他の實業教育に較べ常に不振であることは、斯業の開発を阻止する有力な原因であると考へられる。本縣は其の地理的關係から夙に水産業の隆昌を以て、全國に譁はれるところであるが、駁々乎として止むことのない産業界の現状に鑑るとき、漁村の繁榮漁業の開発水産物の利用厚生の途

は一に斯業に關する智識の普及向上に俟たなければならぬ。本縣の業界は今最も此の人材を得ることを必要としてゐる。當局に於ても之れを洞察して、縣立水産學校を斯業の中心地である燒津町に設け、又沿岸主要漁村には水産補習學校の設立を促すと共に、其の充實を圖つて漁村子弟に、専ら水産教育の普及に努めてゐる。今其の概況を掲げると次の様である。

第一節 縣立燒津水産學校

一、沿革

本校は大正十一年三月十日志太郡燒津町立燒津水産學校として、文部大臣より設立を認可せられたのである。當初は尋常小學校卒業程度のもを收容する修業年限三ヶ年の乙種程度のものであつたが、當業者の熱心な希望と時世の進運に伴つて、大正十四年四月一日付を以て本縣に移管するとともに、甲種に昇格し縣立燒津水産學校と改稱せられ、之れと同時に工費貳拾壹萬圓を投じて校舎の増築を行ひ、製造場養魚池を新設するの外、又東海丸を建造して生徒の實地練習に便ならしめる等此の種中等學校としては殆ど其の設備が完全してゐる。

二、設備

- イ、位 置 志太郡燒津町五百八拾九番地ノ二
- ロ、敷 地 六 千 坪

ハ、建物 七百五拾坪一合二勺五

鐵筋コンクリート二階建校舎	二二三坪
木造二階建校舎	二五七坪二五
生徒控所兼武道室	八〇坪
實習場	六五坪
生徒昇降所	二六坪二五
銃器室	二〇坪
宿直室並小使室	一五坪七五
自轉車置場	八坪
便所	一一坪
渡廊下	四三坪八七五
木造二階建寄宿舎	六九坪

ニ、養魚場 二千坪

産卵池	四個	一六坪
孵化池	一個	二二坪
飼育池	一個	一、一〇九坪七五
監視人住宅	一棟	一〇坪
事務室及物置	一棟	七坪
宿直室	一棟	二二坪

八一四坪二五

堤塘 其他

竣工年月 昭和五年八月

ホ、練習船

船名	東海丸
船種	木造ケッチ型帆船
總噸數	六拾七噸六一
重要寸法	長六拾八呎幅拾六呎深八呎
速力	八 浬
機關	A、主機 ディゼル四氣筒四サイクル百馬力
	B、補機 始動用輕油發動機拾馬力
	C、補機 信發電用輕油發動機五馬力

主なる設備

- A、真空管式無線電信
- B、点燈裝置
- C、活魚艙

竣工年月 昭和二年六月
 造船所 志太郡燒津町見原造船所

ハ、工事費 金貳拾萬八〇貳拾七圓也

學 校	金拾參萬七千貳百四拾七圓
敷 地 費	六五、七二〇圓
建 築 費	七一、五二七圓
養 魚 場	金壹萬五千八百五拾圓
敷 地 費	六、〇〇〇圓
設 備 費	九、八五〇圓
船 體	二二、五八〇圓
船 機 關	一九、三〇〇圓
無 線 電 信	五、八五〇圓
練 習 船	金四萬七千七百參拾圓也

三、入學資格

小學校高等科卒業者、若くは之れと同等以上の學力を有する者で、年齢十四歳以上の男子である。

四、修業年限

本科は三ヶ年で第二學年より漁撈、製造、養殖の三科に分れ、又別に修業年限一ヶ年の専修科を設けることが出来る様になつてゐる。

五、收容人員

定員は本科三百名専修科三十名であるが、現在の在學生總數は次の様である。

本 學 科 級 數	一 學 年			二 學 年			三 學 年			計
	計	六	七	養	殖	造	漁	製	養	
	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇

六、卒業生及其の狀況

本校は創立後日猶ほ淺いので、未だ多くの卒業生を社界に送つてゐないが、次第に其の實力を認められ、一歩々々堅實な地歩を斯界に固めつゝあるので、其の將來を期待されてゐる。

年 種 度 別	種 乙			種 甲			種 種		
	大正十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年	昭和十九年	昭和二十年
人 員	四七	三三	二八	二一	二〇	三二	二五	四〇	一〇五
水 産 業	二五	二〇	一三	一七	一六	一六	二四	二四	六一
其の他實業	一五	一三	一五	一七	一六	一六	一五	一六	四四
上級學校入學	四	六	七	三	七	七	一	〇	二一
小學校教員	〇	五	四	〇	一	二	四	〇	三
其の他	三	二	四	〇	〇	三	〇	六	二二
計	三〇	二〇	四〇	〇	三〇	三〇	〇	六〇	一七八

備考 上級學校入學は乙種は本校本科入學、甲種は北大水産専門部、東京水産講習所入學、其の他は死亡兵役の者である

七、經費

開校以來の累年經費は次の通りである。

年次	俸給	雑給	校費	修繕費	計
大正十一年度	五、七六〇 ^円	一、七六六 ^円	一、九八五 ^円	一〇〇 ^円	九、六一一 ^円
同 十二年度	九、七二〇	三、六二八	六、一六四	三六〇	一九、八七二
同 十三年度	一〇、三四四	二、八一三	五、七〇三	三一〇	一九、一七〇
同 十四年度	一七、七二九	二、七五九	四、二一七	一五〇	二四、八五五
昭和元年度	二二、一二五	六、八三四	八、七六二	三〇〇	三八、五七一
同 二年度	二一、七三二	七、三二〇	八、七一〇	三〇〇	三八、〇六二
同 三年度	二二、四一一	七、一一九	九、三四〇	三〇〇	三九、一七一
同 四年度	二一、一九六	六、五一三	八、三四三	一、〇五〇	三七、一〇二
同 五年度	二二、三四二	六、五六二	七、九五四	一、一四八	三七、二三四

第二節 水産補習學校

水産補習學校は小學校の課程を卒へて、水産業に従事する者に對し、水産に關する智識技能を授け
ると共に、國民生活に必須な教育を爲すのを以て其の本旨としてゐる。

漁村に於ては小學校卒業者の中、本教育を受ける可き者は八割以上にも達するのであるが故に、本

教育は水産業者大衆に對する教育で、水産業の發達漁村自治の圓滑漁民生活の向上等、總て本教育の
振興に俟たなければならぬ。
本縣沿岸九十ヶ漁村の中、現在水産補習學校の設けられてゐるのは、三十一ヶ町村三十四校で、在
學者の總數は三千四百〇五名を算してゐる。
今其の概況を表示すると次の通りである。

一、水産補習學校數

學校名	所在地	水産科設置年度	前期生	後期生	研究科生	計	教員數	兼任	經費
町立稻取實業補習學校	賀茂郡稻取町	大正八年	九人	二〇人	一人	二〇人	四人	七人	五、三三四 ^円
村立白濱實業補習學校	白濱村	同 十二年	一人	三人	一人	三人	三人	四人	四、二三四 ^円
村立須崎實業補習學校	濱崎村	同 九年	一人	三人	一人	三人	三人	九人	五、七六六 ^円
村立柿崎實業補習學校	濱崎村	同 八年	一人	三人	一人	三人	三人	五人	五、二六六 ^円
町立下田實業補習學校	下田町	同 五年	九人	三七人	一人	四七人	一人	六人	一、四三四 ^円
町立松崎實業補習學校	松崎町	同 四年	三人	三七人	一人	四一人	一人	八人	二、五六六 ^円

町立舞阪實業補習學校	濱名郡舞阪町	大正五年	男	三	九	二	一	一、五八六
	大正五年	女	三	九	二	一	一	一、五八六
村立入出實業補習學校	入出村	同九年	男	一〇	五	二	一	三、七六
	同九年	女	一〇	五	二	一	一	三、七六
計	三十四校			四三	二八	二二	七	三、六六六

右生徒數男子二千九百四十一名中の約二割、女子四百六十四名中の約五割は、水産業者以外の者の子弟である。又水産専門の教員は専任教員十八名中、稻取、網代、長田南、御前崎の四名、及兼任教員二百十五名中、宇佐美、靜浦、燒津、安良里外數名に過ぎないのは、聊か遺憾とするところである。

二、制度

前記三十四校の實業補習學校の大部分は、季節夜間制で前期二ケ年、後期二ケ年乃至三ケ年及び研究科一ケ年乃至四ケ年(或學校では二十五歳迄)の三部に分れてゐて、尋常科卒業の者は前期第一學年へ、高等科卒業の者は後期第一學年へ、後期卒業者は研究科へ入學する様になつてゐる。只だ稻取校と伊東校の晝間部と白濱校は、後期二ケ年のみの制度であるが、他の學校と異つて晝間通年制のもので、其の内容からすると、乙種の實業學校と見る可きものである。

三、教授訓練

教材は地方の實際に則したものを選擇し、實驗や實習に重きを置いて之れが指導に努めつゝあるのであるが、未だ其の設備が整はない上に、適當な教員を得ることが困難な爲に、今日では尙ほ豫期の成績を擧げてゐない。又訓練に付いては其の地方漁民生活の實情に鑑みて、生活の向上と堅實な漁民を教養する様努力してゐる。

四、補助獎勵

公私立實業補習學校補助規程に依る専任教員に對する補助の外、水産補習學校に付ては特に水産補習學校補助規程に依つて、器具機械標本等の設備に對し補助せられてゐる。最近數年間の補助の實際を示すと次の如くである。

國庫	昭和二年度	同	三年度	同	四年度	同	五年度	同	六年度
	三、八六七	五、一五七	四、二五八	七、七三	五、〇〇	三、八六七	五、一五七	四、二五八	七、七三
縣費	三、八六七	五、一五七	四、二五八	七、七三	五、〇〇	三、八六七	五、一五七	四、二五八	七、七三
計	三、八六七	五、一五七	四、二五八	七、七三	五、〇〇	三、八六七	五、一五七	四、二五八	七、七三

第九章 水産関係団体

第一節 水産會

從來縣下には十二の郡市水産組合と、之れを總轄する水産組合聯合會があつたが、大正十年四月法律第六十號を以て、新に水産會法が發布せられたので、茲に水産組合は水産會に其の組織を變更し、同十一年三月七日農商務大臣の認可を得たのである。(清水市水産會は清水市市制施行の結果、大正十三年二月一日新に設立を見たのである。) 爾來官廳と當業者の間に介在して兩者の聯絡斡旋を圖ると共に、縣内水産業の改良發達に努めてゐるのである。

一、縣水産會

- (イ) 設立年月日 大正十一年三月七日
- (ロ) 所在地 静岡市追手町二五〇番地
- (ハ) 會長 高木 条 太郎
- (ニ) 會員及議員 會員數 一三名
議員數 三〇名
評議員數 六名

(ホ) 累年經費

委員數 六名

年 度	經常支費	臨時費	特別會計	合 額	決 算 額
大正十一年度	一、二、六四〇	二、三二六	二〇、八七五	一、二、六四〇	一〇、三二八
大正十二年度	三三、四八一	三、〇〇〇	二一、五〇〇	五六、六八二	三四、一四五
大正十三年度	三四、〇四三	一、〇〇〇	二六、六六二	五八、五四三	四六、七五四
大正十四年度	三一、一九四	一、〇〇〇	二二、四〇〇	五八、八五六	六二、二一〇
昭和元年度	三六、七九九	三、八八〇	二〇、七二八	五九、一九九	四四、七〇二
昭和二年度	三五、六七九	四、七二〇	一九、七七八	六〇、二八七	四七、六三六
昭和三年度	三八、八三〇	三、五一〇	一七、五三〇	六三、三二八	五〇、〇五六
昭和四年度	三六、二二七	二、三三三	一五、五〇〇	五七、二六七	四二、五四六
昭和五年度	三四、三六〇	三〇〇	一三、一五八	五〇、〇九三	四四、六九二
昭和六年度	二九、二二八			四二、六八六	

(ハ) 昭和六年度收支豫算表

一 般 會 計

經常部收入豫算

經常部支出豫算		臨時部收入豫算	
科	目	科	目
第一項 事務費 第一項 役員報酬 第二項 會長交際費 第三項 職員俸給 第四項 需用費 第五項 事務旅費 第六項 雜費 第七項 雜費	第一項 事務費	第一項 基金繰入 第一項 基金繰入 計	第一項 基金繰入
	第二項 會長交際費		第一項 基金繰入
	第三項 職員俸給		計
	第四項 需用費		本年
	第五項 事務旅費		前年
	第六項 雜費		增(△)減(○)
	第七項 雜費		摘
	第二項 會議費		要
	本年		本年
	前年		前年
	增(△)減(○)		增(△)減(○)
	摘		摘
	要		要

臨時部收入豫算		經常部支出豫算	
科	目	科	目
第一項 會費 第一項 郡市水産會賦課金 第二項 平等割 第二項 救濟負擔割 第一項 遠洋漁船噸數割 第二項 同上 乘組人員割 第三項 補助金 第四項 補助金 第一項 檢査手数料 第五項 雜收入 第六項 財產收入 第七項 財產收入 第一項 過年度收入 第八項 過年度收入 第一項 繰越金 第一項 繰越金	第一項 會費	第一項 基金繰入 第一項 基金繰入 計	第一項 基金繰入
	第一項 郡市水産會賦課金		第一項 基金繰入
	第二項 平等割		計
	第二項 救濟負擔割		本年
	第一項 遠洋漁船噸數割		前年
	第二項 同上 乘組人員割		增(△)減(○)
	第三項 補助金		摘
	第四項 補助金		要
	本年		本年
	前年		前年
	增(△)減(○)		增(△)減(○)
	摘		摘
	要		要

第一項	總會費	五七五	一〇、二五〇	△	四五〇
第二項	評議員費	二一〇	二七〇	△	六〇
第三項	委員會費	一九〇	二〇五	△	一五
第三款	事業費	九、五五八	一〇、三八九	△	八三一
第一項	技術員費	五、二二〇	五、二二〇	△	—
第二項	技術員旅費	三六〇	四一〇	△	五〇
第三項	技術員打合會費	二七	三〇	△	三
第四項	雜費	九四	一三〇	△	三六
第五項	檢査費	一、一六〇	一、一七五	△	一五
第六項	講習會費	一、二一〇	一、九一五	△	七〇五
第七項	會報費	七三	一一一	△	四八
第八項	水產事業獎勵費	三一五	三五〇	△	三五
第九項	水產教育獎勵費	二五	二五	△	—
第十項	表彰費	五〇	一〇〇	△	五〇
第十一項	事業研究費	二五二	二八〇	△	二八
第十二項	事業補助費	四八七	五三三	△	四六
第十三項	漁業組合理事會費	二八五	三〇〇	△	一五
第十四項	產業博覽會助成費	—	—	△	—
第四款	救濟費繰入	一三、一五八	一五、五〇〇	△	二、三四二
第五款	救濟費繰入費	一三、一五八	一五、五〇〇	△	二、三四二
第五款	會費	七五三	八七四	△	一二一

特別會計		臨時部支出豫算	
科	目	本年度豫算	前年度豫算
		增(△)減(○)	摘要
第一項	震災復舊事業助成費	三〇〇	三〇〇
第一項	震災復舊事業助成費	三〇〇	三〇〇
第二項	事務所敷地購入費	—	—
第二項	事務所敷地購入費	—	—
合計	合計	二九、五二八	三四、五九三
		△	五、〇六五
第六款	基金積立費	七五三	八七四
第六款	基金積立費	七五三	八七四
第一項	基金積立費	二二〇	二二〇
第一項	基金積立費	二二〇	二二〇
第六款	備費	四九四	一、一二八
第六款	備費	四九四	一、一二八
第一項	備費	四九四	六三四
第一項	備費	四九四	六三四
合計	合計	二九、二二八	三四、三六〇
		△	五、一三二

漁業遭難救濟費收入豫算

科	目	本年度豫算	前年度豫算	増(△)減(○)	摘要
第一款 繰入金	計	一三、一五八	一五、五〇〇	二、三四二	
第一項 繰入金	計	一三、一五八	一五、五〇〇	二、三四二	

漁業遭難救済費支出豫算

科	目	本年度豫算	前年度豫算	増(△)減(○)	摘要
第一款 救済費	計	一二、三二八	一四、四〇〇	二、〇七二	
第一項 人員救済費	計	八、七〇〇	九、七九〇	一、〇九〇	
第二項 漁船救済費	計	三、二六〇	四、二一〇	九五〇	
第三項 雑支	計	三三〇	四〇〇	七〇	
第二款 豫備費	計	八三〇	一、一〇〇	二七〇	
第一項 豫備費	計	八三〇	一、一〇〇	二七〇	
計		一三、一五八	一五、五〇〇	二、三四二	

(ト) 事業の概要

一、水産技術員設置

郡制廢止後は一層水産業の指導開發を要す可きものが多いのであるが、郡市水産會には之に従事

する水産技術員の設けなき爲、遺憾の点が多いので、昭和三年度より縣の補助を得て本會に五名の技術員を置き、之れを適當の郡市に派遣駐在せしめて、當該郡市水産會内に於ける水産業の指導誘掖に努めたところ、相當成績を挙げつゝあるもので、引續き繼續せんとするのである。尙年二回技術員の打合會を開備し、指導開發に關する諸種の打合を行ふ豫定である。

二、製造検査

縣下に於ける主要製品に付て本會は特に検査規程を設け、櫻海老、煮干鰯、節類、天草、魚肥其の他に付て検査を施行してゐるのであるが、其の爲四名の検査員を常置してゐる。内一名は技師兼任で本會に在て各郡市水産會の地區を巡回し、又賀茂、駿東、沼津、庵原の三郡市水産會に各一名を駐在せしめて、郡市水産會の検査員と共に協力し、製品検査を勵行して品質の向上に努めてゐる。

三、講習

遠洋漁業の發展に伴つて發動機付漁船は、近年益々多くなつて來たので、之れが操縦を會得せしめるの一面、遭難を回避せんとして漁船乗組員養成の目的で、甲板部機關部の講習會を一回宛天測の講習會を二ヶ所に開設せんとするのである。

四、會報の發刊

毎年一回本會の事業成績並に参考事項を登載して關係官公署、學校、漁業組合等に無代配布して

當業者の参考に供すると共に、報導機關とし、又他府縣水産會とも交換せんとするのである。

五、水産事業奨励

各郡市水産會、漁業組合等の特殊施設事業又は郡市水産會々員で漁業、製造、養殖業に最も卓越したもの、或は漁場の發見、水産上の發明考按を爲して當業者を裨益したるもの、試験事業又は取締事業に努めて成績顯著な者、及品評會の開設其の他特別の事業を行つたものに對して、奨励金を交付せんとするのである。

六、警報信號標取扱事業助成

既設の暴風警報信號標取扱人に對する手當で、本縣漁業者の漁業上最も關係深い沿岸各地に設けられた警報信號標取扱人に支給するものである。

七、水産教育奨励

水産事業の啓發基礎を確立する爲、有爲の人物を選奨するのを以て目的として、縣立燒津水産學校の優良學生に賞品又は賞金を贈與せんとするのである。

八、表彰

郡市水産會の會員で、衆庶の模範とするに足るもの、及功勞者を表彰せんとするのである。

九、事業研究

年度内の適當の時期を選んで、郡市水産會長を招集し、事業執行上に關する事項及時事問題其の

他に付て研究審議し、又一面郡市水産會職員事務上の打合せを爲さんとするのである。

十、漁業組合理事會議開催

縣下各郡市漁業組合の理事を招集して、漁業組合理事會議を開き、漁業上の問題に付て協議研究せんとするのである。

十一、鯉漁船組合補助

本縣遠洋漁業をして益々發展せしめんが爲、其の團體である靜岡縣鯉漁船組合に對して補助し、漁業經濟及雇傭關係等に付て調査研究し、之れが結果の優良なものは、直に採つて斯業の改善發達に資せんとするのである。

十二、鮪鯉操線網組合補助

靜岡縣鮪鯉揚線網組合は鮪鯉揚線網の操業上に付て、常に意を用ひ紛争の解決を圖り、新漁場の開拓に努めてゐるのであるが、又年一回當業者の集會を行つて問題の研究業者間の親睦を圖る等相當活動してゐるので、之れに補助金を交付せんとするのである。

十三、靜岡縣水産研究會補助

靜岡縣水産研究會の活躍を圖らしめんが爲、月一回五圓の割合を以て補助せんとするのである。

十四、水産職員共濟會補助

縣郡市水産會職員、漁業組合及水産關係同業組合職員を以て成る靜岡縣下水産會職員共濟會に對

五、無線電信補助

焼津の無線電信維持費として之れを補助せんとするのである。

六、漁業遭難救済

縣下遠洋漁業の發達に伴つて、益々漁船の増加を見てゐるのであるが、一面遭難事變も亦漸増するの趨勢があるので、之れが災害に付ては、當業者は須らく相互的に救済の策を樹てることが緊急事なので、曩に遭難救済規程を設け、國及縣の特別援助と當業者の義務負擔とによつて、罹災者の遺族を救済するの一面、船主に對しては復興を容易ならしめる爲、大正十二年以來引續き施行し來たのであつて、其の成績年と共に顯著なものであるので、本年度に於ても繼續施行し、以て漁業者をして安んじて出漁せしめんとするのである。

二、郡市水産會

現在縣下の郡市水産會は總數十三で、其の概況は次の如くである。

會名	事務所	會長名	會員數	豫算額	事業費	主ナル事業
賀茂郡水産會	賀茂郡下田町	眞野巳之助	漁業權者 三、一六六 製造業者 一、八二二 販賣業者 一、八二二	八、八九一	三、二八七	魚礁築設費 二、〇〇〇 漁業基本調査費 三、〇〇〇 水産教育獎勵費 三、〇〇〇 會計簿用紙配布費 四、〇〇〇

郡市水産會	事務所	會長名	會員數	豫算額	事業費	主ナル事業
富士郡水産會	富士郡田子浦村	井上啓作	漁業權者 三、三三三 製造業者 二、〇〇〇 販賣業者 二、〇〇〇	五〇九	一二五	漁業基本調査費 二、〇〇〇 水産教育獎勵費 三、〇〇〇 會計簿用紙配布費 四、〇〇〇
駿東市水産會	沼津市三枚橋	小島助次郎	漁業權者 一、〇一一 製造業者 二、四七三 販賣業者 二、七二七	五、六五四	一、九九一	魚礁築設費 二、〇〇〇 漁業基本調査費 三、〇〇〇 水産教育獎勵費 三、〇〇〇 會計簿用紙配布費 四、〇〇〇
田方郡水産會	田方郡三島町	酒井信太郎	漁業權者 三、三三三 製造業者 二、〇〇〇 販賣業者 二、〇〇〇	一〇、七四八	四、〇四五	魚礁築設費 二、〇〇〇 漁業基本調査費 三、〇〇〇 水産教育獎勵費 三、〇〇〇 會計簿用紙配布費 四、〇〇〇

水濱	濱松市	鈴木六郎	漁業者	二、六七〇
産會	高松市		漁業者	二、九〇〇
名	町市		漁業者	三、五〇〇
			製業者	三、〇〇〇
			販業者	三、〇〇〇
			問業者	三、〇〇〇
			保業者	三、〇〇〇
			計	三、〇〇〇
				二、〇〇五
				七、四二四
				三、八二九
			集談會費	九、五〇〇
			視察及調査費	三、〇〇〇
			漁業者打合せ費	三、〇〇〇
			販路擴張費	三、〇〇〇
			養魚組合補助費	三、〇〇〇
			魚道浚渫費	三、〇〇〇

第二節 漁業組合

凡そ漁業の進展漁村の振興を期するには、其の中心となる可き漁業組合の堅實な發達を圖り、其の機能をして充分に發揮せしめなければならぬ。此の趣旨より本縣の沿海市町村には既に漁業組合が普く設立せられてゐるのであるが、尙ほ近年河川漁業の次第に重要視される様になつて、河川の流域市町村にも漸次組合が設立せられる様になつた。今日沿海湖川を通じて漁業組合は百九十二の多數を算してゐて、専用漁業權其の他の漁業權を享有して、組合員の漁業を便にし、或は各種の共同施設事業を行つて漁業者全般の福利増進に努め、大いに成績を擧げてゐるものも相當あるが、又中には地區狭小で組合員も尠く、隨つて其の活動も不活潑であつたり、或は事務不整備で資金も尠く、單に漁業權を保持することによつて、辛くも其の名目を留めてゐるものもあるのは寔に遺憾とするところで、本縣では此の点に鑑みて、弱小組合は可成併合を懇願して基礎の堅實を圖り、以て組合本來の目的で

片瀬	賀茂郡	漁業組合名	組合員數	決算支出額	積立基金以外	總額	負債總額	共同施設事業概況
			一五	二九	一	一	七四	
郡市別	沿海ノ部							
賀茂郡	三四							
田方郡	三三							
駿東郡	九							
富士郡	二							
庵原郡	二							
安倍郡	三							
志太郡	一							
榛原郡	一							
小笠原郡	七							
計								
郡市別								
周智郡	三六							
磐田郡	三五							
濱名郡	九							
引佐郡	二							
静岡市	四							
濱松市	一							
沼津市	一							
清水市	一							
計								
沿海ノ部								
淡水ノ部								
計								

ある漁業者の共存共榮の精神に向つて努力してゐるのである。
一、今郡市別に漁業組合數を掲げて見ると左表の通りである。
二、漁業組合状況調
静岡縣漁業組合状況調 (昭和五年度末現在)

伊豆山	一五〇	一八、八三六	八、三三四	一、三五三	九、六六七	
熱海	一六八	一一、二一八	七、四五五	七、四五五	一、四九〇	一五、八九九
初島	四二	八二	一五七	一〇三	三六〇	
上多賀浦	八三	一、八四三	二、〇〇七	二、三五〇	四、三三七	七六八
下多賀浦	二二	七七	四三三		四三	
網代港	七〇	二七、四六六	五、一〇五	三、二七〇	八、三三四	六、三二二
宇佐美浦	三二〇	三、八九三	一三、六三六	六、二三三	一八、八六九	七、九七五
湯川濱	八〇	七二二	二、六五六	三、三七五	六、〇三二	九、二九〇
伊東町松原	九七	一七	二五〇	三〇三	五五三	一四、七五九
玖須美	五九	一〇五	一七		一七	
新井濱	三三	七、五二二	五、四三二	二、八〇五〇	八、六四七	
計	四、四八八	一、四八、九三三	四、〇七八	四、四三九	八三、五〇七	五〇、二五七

船揚場修繕 一、五〇〇圓
 蕃殖保護 二〇〇〇圓
 魚付林造成 五〇〇〇圓
 漁船魚具新造獎勵 八〇〇圓
 漁場維持 二〇〇圓
 漁業調査 一〇〇圓
 海岸電燈 九六圓
 淺海漁場改良 二八圓
 共同販賣 取拔金高 三九五、五〇九圓
 蕃殖保護 手數料 二三、四五九圓
 漁業調査 一七圓
 縣費寄附 五〇〇圓
 水産試驗場建設費
 船揚場修繕 八〇圓
 漁業獎勵 三二圓
 網干場修繕 二六圓
 蕃殖保護 五〇圓
 龍蝦增殖 三、五九一圓
 漁獲物卸場設備 二、三三一圓

雲見	五七	七、〇四三	一、七三七	二、九八八	四、七〇五	四、六四三
石部	四〇	七七	二八二	一四	三九六	
岩地	七四	五〇三	六七六	一七八	八五四	
道部	一五	二五	一三		一三	
松崎	二五	一一〇	一九	二三	三三	
江奈濱	六〇	七七四	二、五五六	二、三三三	四、八五九	
仁科濱	一八七	八、二三八	九六七	八三九	一、八〇六	
田子村	三六〇	一三、四三七	三、七九九	二〇、三七四	二四、一七三	
安良里村	一一三	一、〇五〇	一、〇〇〇	二、八四五	三、八四五	一、〇六四
宇久須村	一〇四	三三七	一、九九八		一、九九八	

蕃殖保護 一五〇圓
 龍蝦增殖 〇五圓
 海苔增殖 一八圓
 魚付林造成 五〇〇圓
 漁船建造 五、〇〇〇圓
 蕃殖保護 三〇〇圓
 岩海苔增殖 三〇圓
 石花菜增殖
 共同販賣 取拔金高 三八、〇四三圓
 表 手數料 二、〇九八圓
 海岸電燈 四三圓
 共同販賣 取拔金高 三〇、〇〇〇圓
 蕃殖保護 手數料 七、八〇〇圓
 點燈料 五九三圓
 蕃殖保護 手數料 八七圓
 視察費 一五〇圓
 村費寄附 二四三圓
 共同販賣 取拔金高 五六、六三九圓
 暴風警報 手數料 一、一三三圓
 遭難救恤 三〇二圓
 表 手數料 二圓
 祭事供養 一一二圓
 共同販賣 取拔金高 九、三九九圓
 手數料 三四五圓

川奈浦	八幡野浦	富戸浦	赤澤浦	小下田浦	八木澤浦	土肥	小土肥濱	戸田村戸田
三、四〇〇	一、九七五	一、九七〇	五〇〇	四八〇	九〇〇	八三〇	二〇〇	一、四六〇
二、七六〇	二、六七四	二、三五五	一、五七六	一、六六二	一、八四三	六、七四四	一、一〇〇	一、八三三
七、四、〇三〇	二、六九	三、八六	三三七	二七四	一八三	一三〇	二九	二九
三、〇八三	四、四〇三	一四	八八	一三五	一八三	三〇	二八	二八
七、七、二二	四、六七三	四〇〇	四二五	四〇九	三六六	一六〇	五七	五七
一九、九六七						六、九七六		
港内波濤 防波堤及船揚場修繕 一五〇圓 蕃殖保護 四三〇圓 共同作業場施設 六五五圓 共同購入(米)取扱金高 二八一圓 村費寄附 七、六八四圓 遺難救恤 五〇圓 一件	蕃殖保護 二二〇圓 共同販賣所建設 一、五九九圓 船揚場修繕 七九圓	蕃殖保護 九三圓 船揚場修繕 一、〇九四圓	防波堤及船揚場修築 一四、〇九八圓 蕃殖保護 七〇圓 海草鮑螺增殖	蕃殖保護 一三三圓 三九八圓 石花菜增殖 龍蝦增殖 海苔增殖	魚礁築設 一、〇〇一圓 船揚場修繕 一、〇〇〇圓 蕃殖保護 一、〇〇〇圓 布海苔增殖	共同取扱金高 二、〇〇六圓 共同取扱金高 一、二七五圓 販賣取扱金高 一四、四五四圓 購買手數料 一、四五〇圓 (米)	物品貸付 貸付品目 鱈番養網 三〇〇圓 岩海苔漁場擴張	蕃殖保護 三〇〇圓

戸田村井田	江梨	足保久料	古宇浦	立保浦	平澤	久連區	木須負	重須濱	長濱	三津濱	小海濱	重寺	下大見	狩野川
四	六二	三五	四六	三五	二七	三〇	七三	五六	三六	一八〇	二六	六五	五八	六三〇
七、五〇	六、二八八	九三	一九二	三七八	七〇四	二六	七六六	一、六〇八	二、九〇七	八、九三三	四、五七	一、六一	四一〇	七、七三
三、三〇	五、〇〇〇	一	一、九二五	六五三	一、四九五	六八	八四	七二	八七	三三四	一九五	一、二八一	一	二二
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	五五〇	一六九	一、二三五	二四九	三四	四七	四	三三三	一〇三	六七七	七	七
三、三〇	六、〇〇〇	一	二、四七五	八三	二、七二〇	三七	一一八	二九	一三	五五六	二九七	一、九五六	一八	一八
網倉庫増築 漁場改善	五〇〇圓 二〇〇圓						四、六四二		九、六六六	九、六三四	二、八五七			
							船揚場修築 漁場維持		物品貸付 貸付品目 鱈巾着網及漁船 使用料 一、九五七圓	物品貸付 貸付品目 鱈巾着網及漁船 使用料 三五〇圓		警備取締 漁場維持		

燒津	小川	石津	和田村尻北	田尻濱	下小杉	靜濱村藤守	吉永	飯淵	伊久美川	計
九五六	五〇	一五〇	一七四	二二八	二八	六六	三三	五〇	一七三	二、三二二
三、七、八、一九	五三四	一、九三七	六、六八五	三、〇八一	二五	六五	一五八	八一	二七六	一一〇、一五三
四〇、九四八	一、二二三	五三〇	八、七七七	四九九	八	一五	二八二	六〇〇		八四、〇七三
三、六二七	一八六	三六六	三、三八五	一九四			五七			二七、三四七
六三、五六五	一、三九九	九二六	一三、一六二	六五三	八	一五	八五三	六〇〇		一一、四三〇
										一〇、八二〇
無線電信電話費 三、二〇一圓 モーターサイレン維持費 二、三二二圓 燈臺補助費 七、三六圓 遺難救恤 一、七九八圓 水道維持費 二、〇一四圓 漁業資金貸付金 二、四〇五圓 漁業視察費 二〇〇圓 漁業獎勵金 四六圓 地元漁場障害物取除費 一〇三圓 漁業獎勵費 四一七圓 港灣保護費 二〇八圓 漁船保護費 二〇八圓 事業補助 三二〇圓 視察費 一二一圓 海底掃除費 五三圓 漁業獎勵金 四〇圓 海岸電燈費 三一圓 遭難救恤 七圓 漁場維持費 二〇圓 漁獲物販賣斡旋費 二六圓 漁場監督費 二三圓										

小島	久能村	大谷村	長田濱	計	小濱	濱當目
六〇	三三九	九六	一六三	五〇〇	二七	一九七
一、一五	一、三四三	四九	一、五四八	二、九四〇	二、〇三八	五七、四九四
一三	一八	二二	一、五六	一、二八七	一三	三、一一一
		一六	四、二七五	四、二九一	八	
一三	一八	二九	五、四三二	五、五七八	一九九	三、一一一
一、〇〇〇			九、六二六	九、六二六	三三	一〇、六五五
漁業獎勵金 一、八五三圓 共同購買(取扱金高) 二、三〇〇圓 (石油) 取扱金高 三、一〇〇圓 同(餌料) 取扱金高 二、五〇〇圓 同(漁具) 取扱金高 二、四〇〇圓 同(日用品) 取扱金高 二、〇〇〇圓 資金貸付(貸付金) 二、〇〇〇圓 遭難救護設備 一、二二一圓 遭難救恤 七三三圓 燈臺費 二一八圓 共同購買(鹽) 取扱金高 一、五八八圓 手數料 二件 五〇圓						

計	大須賀	大淵村	三俣村	三濱村	千濱村	池新田村	佐倉村	御前崎	白羽村	計
九四二	一三三	一六八	四〇〇	二二三	二二〇	一五七	一三三	六三	四四	二、七六三
二、九三〇	六〇	四三	一、四九	一、二七九	五三	一〇八	二四〇	四、三三七	一、七三三	五〇、九五三
二、一〇一	二	二〇	六六	一五六	一四八	一六七	一、五四三	三、三九五	一、六七五	六、九八四
五六六	一	一八	八	七	一	一五	三四	二、六四五	六七五	四、〇四七
二、六六七	二	三八	八四	三三七	一四八	三〇三	一、八六六	六、〇〇〇	二、三三〇	一、四〇一
								四、〇〇〇		四〇、〇〇〇
								漁港調查費 無線電信設備費 漁業資金貸付費 漁業六燈優良漁船獎勵費 表彰六四優良漁船獎勵費 訓育五圓天測講習會及機關部講習會 蕃殖保護費一、四二七圓 築磯設置講習會費一、一八圓		
								魚付林施設 改良地曳網新調費一、一〇〇圓		

地頭方村新庄	地頭方村	落居	相良町須々木	波津濱	相良福岡	平田濱	坂井濱	片濱	鹿島	靜波	細江	吉田	川尻	榛原郡
二九〇	七三	九二	七四	八八	四八	一七〇	七七	九二	三〇	六〇	三〇七	二九三	一四一	
一五〇	一、一七四	七三	八四	三九	四二	四三九	四三九	三〇	四六	四八	九二	三六六	四四七	
二一七	三八	五二	七三	三	二八四	一八	一〇〇					八二〇	五三〇	
二二	三	一	一六	一	一	二七	二〇					五二九	一	
三八	六三	五二	八九	三	二八四	三三	二〇					一、三九九	五三〇	
漁場設備費 五三圓 蕃殖保護 三六七圓 築磯設置費 同右 同右 漁場保護費 五二圓														

巴川	中島	西濱	下島	高松	計	引	佐	郡	市
170	133	133	159	159	170	133	133	159	159
109	137	100	100	100	109	137	100	100	100
1	3	1	1	1	1	3	1	1	1
1	6	1	1	1	1	6	1	1	1
1	8	1	1	1	1	8	1	1	1
築磯設置費 九二五圓					蕃殖費 二〇〇圓 水産調査費 四圓 漁場標識建設費 五圓 漁族誘致投餌費 一〇圓 魚道修繕費 一一八圓				

芳川村	入野村入野	雄路町	伊佐見村 古大見 伊佐見村 伊佐見村	伊佐見村 伊佐見村	和地村	村櫛村	南庄内村	北庄内村	知波田村	入出村	新所村	吉津村	白須賀
13	5	200	88	8	163	7	268	140	77	33	104	70	249
118	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
漁場維持費 一六〇圓 築磯設置費 養殖試驗費 一八〇圓 漁場維持費 二〇圓 蕃殖保護費 七五圓 調育費 六三〇圓 築磯設置費 二六圓 漁具設備費 三三圓													

計	五三三	一、五九九	一〇五	二六	一三二	—
下香貫濱	四三	六五	三四	一七	五二	—
我入道	二六三	三、〇八三	七五	三六	三九二	七、二七四
千本濱	二八	一、〇〇一	一〇〇	四〇五	五〇五	—
計	四四四	四、一四八	二〇九	七三六	九四七	七、二七四
江尻町	六七	一五五	三五	—	三五	—
清水港	一七三	一六九	五八	四四	五六二	—
村松宮加三濱	六三	一三七	五三	六〇	一一三	—
駒越濱	一四七	一、三八八	二五三	九	三三〇	—
増蛇塚濱	六二	一四	一七	六二	三三	—
三保濱	五三	三、一〇八	二、五七	一八〇	二、七六七	—
計	一、〇一五	五、一五二	三八〇	四四	四、三三〇	—
合計	二六、四九六	五九、〇八三	四四〇、三二〇	二二、二九	六五、三三九	三三、七三〇

漁場維持費 六圓
蕃殖保護一、二一三圓 築磯設置費
視察費 三圓

太田川	一七六	三〇八	—	—	—	所在地 周智郡森町 設立年月日 昭和六年三月三日
河津川	二三八	三三八	—	—	—	所在地 賀茂郡上河津村 設立年月日 昭和六年五月二十八日
仁科川	一四四	二四八	—	—	—	所在地 賀茂郡仁科村 設立年月日 昭和六年五月三十日

第三節 其の他の水産団体

前記の水産會漁業組合の外、本縣水産業の改良發達を目的として、設立された団体の主なものを掲げると次の通りである。

一、法律命令に依る団体

団体名	事務所所在地	団体長氏名	団体員數	設立年月日
社団法人 燒津水産會	志太郡燒津町	松村竹次郎	三七四	明治四十一年八月十一日
有限責任 丸入信用購買販賣利用組合	燒津町	池ヶ谷榮太郎	八二	大正十一年十二月廿五日
有限責任 燒津信用購買利用組合	燒津町	服部安次郎	九四二	明治四十一年六月廿三日
有限責任 榛原魚田購買販賣利用組合	榛原郡吉田村	久保田 恭	七一	昭和四年三月二十八日
有限責任 地頭方村信用購買販賣利用組合	地頭方村	山下松右衛門	四三〇	昭和二年二月四日

有限責任 伊東信用販賣組合	田方郡伊東町	杉山 信作	六八	昭和三年十二月十八日
有限責任 田子水産信用購買組合	賀茂郡田子村	眞野巳之助	三〇七	明治四十二年三月十三日
庵原郡櫻蝦製造販賣同業組合	庵原郡浦原町	草ヶ谷市作	一九八	大正十二年五月三十日
静岡縣養魚同業組合	静岡市追手町	鈴木 六郎	二七二	昭和三年四月九日
静岡縣輸出金魚組合	追手町	山口 信市	二三	昭和六年六月十五日
蒲原町鯉節製造販賣業組合	庵原郡蒲原町	磯部愛太郎	七三	昭和六年十二月十六日
袖師浦鯉節製造販賣業組合	袖師村	勝又 正三	一〇	昭和六年十二月十六日

二、申合せによる団体

団体名	事務所所在地	団体長氏名	団体員数	設立年月日	備考
静岡縣水産研究会	静岡市追手町	幹事ヲ設ケ會長ヲ置カズ	水産關係役員トス	大正十五年六月	
静岡縣鮪揚線網組合	追手町	高木 桑太郎	五八	大正五年八月七日	
静岡縣鯉漁船組合	追手町	片山 七兵衛	一八六	大正十五年六月五日	元静岡縣遠洋漁業船主同業會ト稱セラレタノヲ昭和四年六月十日名稱變更
漁業組合中央會静岡縣支會	追手町	小野田 喜逸	一一八	昭和三年九月廿一日	
静岡縣河川漁業組合會	追手町	袴田 三雄	一七	昭和五年六月廿八日	
駿河灣篝火網漁業取締組合	沼津市三枚橋	小島 助次郎	以テ組織ス	昭和六年九月十日	

駿河灣篝火網組合	沼津市三枚橋	小島 助次郎	四五	昭和六年四月一日
駿豆内灣餌鯉商組合	駿東郡靜浦村	増田 由藏	三〇	明治四十二年
賀茂郡棒受漁組合	賀茂郡下田町	加田 萬三	五〇	昭和二年十一月
南豆潜水器漁業同盟會	朝日村田牛	平山 勝太郎	二七	大正五年十月九日
伊東 棒 受 組 合	田方郡伊東町	鈴木 米三郎	六〇	大正十五年
沼津水産物出荷組合	沼津市沼津魚會社内	佐藤 豊吉	九八	昭和六年九月八日
片濱村水産物製造組合	駿東郡片濱村松長	植松 熊次郎	一七	大正十年九月
市道水産物製造組合	沼津市市道		一〇	昭和三年十月
我入道水産物製造組合	我入道	鈴木 新太郎	一八	大正六年十月
下香貫水産物製造組合	駿東郡靜浦村志下	渡邊 浦次郎	一〇	大正六年十月
志下水産物製造組合	駿東郡靜浦村志下	笹原 惠吉	二八	大正六年十月
馬込水産物製造組合	靜浦村馬込	秋山 松次	二四	大正六年十月
獅子濱水産物製造組合	靜浦村獅子濱	加藤 藤吉	二五	大正六年十月
江ノ浦水産物製造組合	靜浦村江ノ浦	土佐 孫藏	一六	大正六年十月
多比水産物製造組合	靜浦村多比	増田 長七	一九	大正六年十月
口野水産物製造組合	靜浦村口野	足立 喜右衛門	二二	大正六年十月

靜岡縣水產統計
靜岡縣漁業取締規則
漁業組合及漁業組合聯合會事務取扱手續
靜岡縣漁業共同施設獎勵規程
食品卸賣市場規則
靜岡縣縣稅賦課規則拔萃

附錄

- 一、靜岡縣水產統計
- 一、靜岡縣漁業取締規則
- 一、漁業組合及漁業組合聯合會事務取扱手續
- 一、靜岡縣漁業共同施設獎勵規程
- 一、食品卸賣市場規則
- 一、靜岡縣縣稅賦課規則拔萃

静岡縣水産統計
水産業者

昭和元年	被業者 主用者	本業		副業		合計
		男	女	男	女	
昭和元年	被業者主	七,三〇〇人	三〇一人	一三,五五〇人	六,四〇八人	二〇,九五八人
昭和二年	被業者主	七,六六四	六三三	一〇,六六七	一,〇三〇	一二,六九七
昭和三年	被業者主	七,九三〇	一,五七〇	一〇,六六七	一,一七二	一二,八三九
昭和四年	被業者主	七,四六三	一,三三六	一〇,六六七	一,〇三〇	一二,六九七
昭和五年	被業者主	七,三三五	一,二一〇	一〇,六六七	一,〇三〇	一二,六九七
昭和元年	主用者	一,五六一	六四六	二,一五七	一,〇三〇	三,一八七
昭和二年	主用者	一,五六一	六四六	二,一五七	一,〇三〇	三,一八七
昭和三年	主用者	一,五六一	六四六	二,一五七	一,〇三〇	三,一八七
昭和四年	主用者	一,五六一	六四六	二,一五七	一,〇三〇	三,一八七
昭和五年	主用者	一,五六一	六四六	二,一五七	一,〇三〇	三,一八七
昭和元年	合計	八,八六一	九四七	十五,七〇七	七,四三八	二十三,一四五
昭和二年	合計	九,二二五	一,二六九	十二,八二四	二,〇六〇	十四,八八四
昭和三年	合計	九,四八〇	一,五〇〇	十二,八二四	二,〇六〇	十四,八八四
昭和四年	合計	八,八一六	一,三三六	十二,八二四	二,〇六〇	十四,八八四
昭和五年	合計	八,八六一	九四七	十五,七〇七	七,四三八	二十三,一四五

賀茂郡	被業者主	漁		撈		養		殖		製		造	
		本業	副業	計	本業	副業	計	本業	副業	計	本業	副業	計
昭和元年	被業者主	八四三	一、六三七	二、〇九二	七四九	一、四八八	二、一七〇	一、五九一	一、五九一	二、一七〇	一、五九一	一、五九一	二、一七〇
昭和二年	被業者主	九二七	一、七四九	二、〇九二	八二七	一、六六七	二、一八三	一、五九一	一、五九一	二、一七〇	一、五九一	一、五九一	二、一七〇
昭和三年	被業者主	九三三	一、六三三	二、〇九二	八二七	一、六六七	二、一八三	一、五九一	一、五九一	二、一七〇	一、五九一	一、五九一	二、一七〇
昭和四年	被業者主	九五九	一、七六八	二、三三三	八二七	一、六六七	二、一八三	一、五九一	一、五九一	二、一七〇	一、五九一	一、五九一	二、一七〇
昭和五年	被業者主	九七六	一、七九三	二、四三三	八二七	一、六六七	二、一八三	一、五九一	一、五九一	二、一七〇	一、五九一	一、五九一	二、一七〇
		二、八五二	一、四八八	四、三三二	一、三	一、九	一、四九	二、五三	二、五三	四、三三二	二、五三	二、五三	四、三三二

郡市別水産業者 (昭和五年度)

昭 和 元 年	昭 和 二 年	昭 和 三 年	昭 和 四 年	昭 和 五 年	被業者主	養		殖		製		造	
						本業	副業	計	本業	副業	計	本業	副業
昭和元年	被業者主	一、五〇八	三、〇〇〇	四、五〇八	一、五〇八	三、〇〇〇	四、五〇八	一、五〇八	三、〇〇〇	四、五〇八	一、五〇八	三、〇〇〇	四、五〇八
昭和二年	被業者主	一、五〇八	三、〇〇〇	四、五〇八	一、五〇八	三、〇〇〇	四、五〇八	一、五〇八	三、〇〇〇	四、五〇八	一、五〇八	三、〇〇〇	四、五〇八
昭和三年	被業者主	一、五〇八	三、〇〇〇	四、五〇八	一、五〇八	三、〇〇〇	四、五〇八	一、五〇八	三、〇〇〇	四、五〇八	一、五〇八	三、〇〇〇	四、五〇八
昭和四年	被業者主	一、五〇八	三、〇〇〇	四、五〇八	一、五〇八	三、〇〇〇	四、五〇八	一、五〇八	三、〇〇〇	四、五〇八	一、五〇八	三、〇〇〇	四、五〇八
昭和五年	被業者主	一、五〇八	三、〇〇〇	四、五〇八	一、五〇八	三、〇〇〇	四、五〇八	一、五〇八	三、〇〇〇	四、五〇八	一、五〇八	三、〇〇〇	四、五〇八
		一、五〇八	三、〇〇〇	四、五〇八	一、五〇八	三、〇〇〇	四、五〇八	一、五〇八	三、〇〇〇	四、五〇八	一、五〇八	三、〇〇〇	四、五〇八

賀茂郡別	郡市別漁船 (昭和五年度)							合
	昭五	昭四	昭三	昭二	昭和	元	計	
	年	年	年	年	年	年		
新造	八三三	三六〇	四七九	六六六	五六六	二七二	二,七三四	
	三三							
廢用	六六六	六三三	五〇四	四六五	七二二	七,四七五	一,四一〇	
	一四四							
新造	二四二	一五六	一九八	二〇三	一四〇	六九九	一,〇八六	
	三三							
廢用	一四八	一六六	一四二	八一	六九	二,一〇四	二七三	
	一四							
新造	一〇八	一六六	一,五八三	一,三四三	八八八	六五六	一,〇六四	
	三六							
廢用	一,〇八	五二六	六七七	八八八	七八〇	二,七三〇	一,九一八	
	二							
動力有セザルモノ								
動力有セザルモノ								
發動機有スルモノ								
發動機有スルモノ								
新造								
廢用								
新造								
廢用								
新造								
廢用								

郡市別漁船 (昭和五年度)

被業者	静岡市	引佐郡	濱名郡	磐田郡	周智郡	小笠郡	榛原郡	志太郡	安倍郡	庵原郡	富士郡	駿東郡	田方郡							
被業者主	八四	一五	四九	八〇	二七	三	一,一五二	八三三	一,八七五	五〇〇	六〇	四二七	二六九	三九四	九四八	三〇三	三,六九二	一,三九三		
被業者主	二三四	一四三	一四五	四八	二,一三〇	二〇七	七三五	二〇	五〇九	六九	一,六二二	七〇六	一,二二	一,三三	八七五	三二八	三六九	三六六	一,三六三	
被業者主	一四〇	三八八	一三〇	一三〇	九三〇	三,三二五	二四	七九	七五	二二	五〇九	六三	三,一三三	四,九九八	一,五二八	一,九一六	七六六	二,三三五	四,九七六	
被業者主	一二	九三	二二	九四	五〇														七四	
被業者主																			四	
被業者主	一二	九五	三三	三三	四二	五	二	一一	九六	六三	三六	一	一						七四	四八
被業者主	一四〇	九一	六九	五六					一八四	六五	一四八	六三〇	一九四	二二	二一	二二	二五	二二	一八〇	三三三
被業者主	五三		六七	九五	六	二七	四七	一四〇	八六	九	七六	七六	五九	四一	八	二二	二二	二二	二二	三三
被業者主	二〇七	三一	一四八	一四二	六	二七	四七	三九	六九	七四	三〇	八	二二	一七〇	六二	六二	二〇	三三	三三	三二

